

## 平成27年第4回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○平成27年第4回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

### 第1号（11月26日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○会議録署名議員の指名	8
○会期の決定	8
○議案書の差し替え	9
○報告第15号～議案第82号の一括上程、説明	9
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○散会の宣告	16

### 第2号（11月30日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	17
○議会事務局職員	18
○開議の宣告	19
○諸般の報告	19
○一般質問	19

#### 19番 石川利秋君

排水路の管理について	20
耕作放棄地について	23

15番 遠藤 実 君	
協働体制の推進について……………	24
防災体制の強化について……………	34
2番 寺門 厚 君	
下水道未整備地区の整備計画について……………	43
防火対策について……………	51
1番 筒井 かよ子 君	
スクールバスの運行について……………	57
防災について……………	60
都市計画道路菅谷・飯田線跨線橋について……………	63
3番 小宅 清史 君	
4年間の一般質問を振り返って……………	66
○散会の宣告……………	80

### 第 3 号 (12月1日)

○議事日程……………	81
○本日の会議に付した事件……………	82
○出席議員……………	82
○欠席議員……………	82
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	82
○議会事務局職員……………	83
○開議の宣告……………	84
○諸般の報告……………	84
○一般質問……………	84
10番 勝村 晃夫 君	
那珂市の農業について……………	85
20番 木村 静枝 君	
安定ヨウ素剤の配布について……………	92
「那珂市高齢者保健福祉計画」について……………	97
生活困窮者対策について……………	100
11番 中崎 政長 君	
南酒出城跡の調査、保存について……………	106
市の管理する施設について……………	109
7番 古川 洋一 君	
子育て支援について……………	116

福祉行政について	1 2 0
スポーツ振興について	1 2 5
○議案等の質疑	1 3 0
○議案等の委員会付託	1 4 1
○請願の委員会付託	1 4 1
○散会の宣告	1 4 1

#### 第 4 号 (12月11日)

○議事日程	1 4 3
○本日の会議に付した事件	1 4 4
○出席議員	1 4 4
○欠席議員	1 4 4
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 4 4
○議会事務局職員	1 4 5
○開議の宣告	1 4 6
○諸般の報告	1 4 6
○請願第5号、陳情第7号の委員会審査報告、質疑	1 4 6
○報告第15号～議案第82号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決	1 4 7
○報告第17号の上程、説明、質疑、	1 7 0
○議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 1
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 7 2
○請願第5号の閉会中の継続審査申出について	1 7 3
○陳情第7号の閉会中の継続審査申出について	1 7 3
○閉会の宣告	1 7 3
○署名議員	1 7 5

那珂市告示第 1 3 5 号

平成 2 7 年第 4 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

平成 2 7 年 1 1 月 1 9 日

那珂市長 海 野 徹

記

1. 期 日 平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日 (木)

2. 場 所 那珂市議会議場

平成27年第4回那珂市議会定例会会期日程

(会期16日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	11月26日	木	午前10時	本会議	1. 開会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 議案の上程・説明・質疑・討論・採決
			本会議終了後	全員協議会	1. 全員協議会
第2日	11月27日	金		休会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	11月28日	土		休会	
第4日	11月29日	日		休会	
第5日	11月30日	月	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会
			午前10時	本会議	1. 一般質問
第6日	12月1日	火	午前10時	本会議	1. 一般質問 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託 4. 請願の委員会付託
第7日	12月2日	水	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第8日	12月3日	木	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第9日	12月4日	金	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第10日	12月5日	土		休会	
第11日	12月6日	日		休会	
第12日	12月7日	月		休会	(議事整理)
第13日	12月8日	火		休会	(議事整理)
第14日	12月9日	水		休会	(議事整理)
第15日	12月10日	木	午前9時30分	委員会	1. 議会運営委員会 (次期定例会会期日程案)
			午前10時	全員協議会	1. 全員協議会 (討論通告締切、正午まで) (追加議案の質疑・討論通告締切は

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
					午後5時まで)
第16日	12月11日	金	午前10時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決 2. 閉 会

○応招・不応招議員

応招議員（22名）

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君	22番	木内良平君

不応招議員（なし）

平成27年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第1号（11月26日）



## 平成27年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成27年11月26日(木曜日)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第15号 専決処分について(平成27年度那珂市一般会計補正予算(第3号))
- 報告第16号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第63号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市農業委員会の選挙による定数条例を廃止する条例
- 議案第69号 那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止する条例
- 議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例
- 議案第71号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第73号 那珂市市民投票条例
- 議案第74号 那珂市消費生活センター条例
- 議案第75号 那珂市農業委員会委員の定数を定める条例
- 議案第76号 那珂市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第79号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第

2号)

議案第81号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第82号 指定金融機関の指定について

日程第4 発議第4号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(21名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
13番	君嶋寿男君	14番	武藤博光君
15番	遠藤実君	16番	福田耕四郎君
17番	須藤博君	18番	加藤直行君
19番	石川利秋君	20番	木村静枝君
21番	海野進君		

### 欠席議員(1名)

22番 木内良平君

---

### 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	車田豊君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	富田慶治君	上下水道部長	石川裕君
教育部長	会沢直君	消防長	増子正行君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君
危機管理監	引田克治君	農業委員会 事務局長	樫村武君

総務部次長 川崎 薫 君

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷 忍 君 次長補佐 横山 明子 君

書 記 萩谷 将司 君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は、22番、木内良平議員の1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第4回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、市長、副市長、教育長、企画部長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、上下水道部長、教育部長、消防長、会計管理者、行財政改革推進室長補佐、危機管理監、農業委員会事務局長、総務部次長の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局長、書記が出席をしております。

閉会中の議長職務執行報告を、別紙のとおりお手元に配付しております。

市長から行政概要報告及び平成28年度予算編成基本方針が別紙のとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

監査委員から平成27年9月、10月の例月現金出納検査の結果について報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（助川則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、8番、中庭正一議員、9番、萩谷俊行議員、10番、勝村晃夫議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（助川則夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月11日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月11日までの16日間に決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会、遠藤 実委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を配付しております。

---

#### ◎議案書の差しかえ

○議長（助川則夫君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部よりこの後上程されます議案第70号の条例制定について資料の差しかえの申し出がありましたので、これを許します。総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） 大変申しわけございません。

議案書の一部に訂正がございます。

議案書の101ページになります。資料、定住自立圏形成に向けた取り組みについてという資料の中で一部誤りがございましたので、このページを差しかえさせていただきたいと思っております。差しかえにつきましては、皆様のテーブルの上にご提示をしております。

どうぞよろしく願いいたします。大変申しわけございませんでした。

---

#### ◎報告第15号～議案第82号の一括上程、説明

○議長（助川則夫君） 日程第3、報告第15号から議案第82号までの、以上22件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年第4回那珂市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご参集を賜り、まことにありがとうございます。提出いたしました議案の概要説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

日ごろより、議員の皆様には、市勢の進展と行政運営の円滑な推進のため格別なるご高配を賜っておりまして、心から感謝を申し上げたいと存じます。

さて、去る11月14日には、助川議長並びに海野副議長をはじめ、議員各位のご臨席を賜

り、平成27年度那珂市表彰式典を挙げていただきました。本市の市勢発展に多大なるご貢献をいただいた39名の方と4団体に対しまして、敬意と感謝の意を表させていただきます。

市民の代表である市議会議員各位はもとより、今回受賞されました皆様のお力添えをいただきながら、今後とも那珂市が着実に飛躍し、さらなる伸展を遂げるよう職員とともに一丸となって取り組んでまいりたいといたします。引き続き議員の皆様にはご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、開会に先立ちましてのご挨拶といたします。

それでは、提出いたしました議案等の概要について、ご説明を申し上げます。

初めに報告案件ですが、今定例会に提出しました報告案件は、専決処分についての2件でございます。それぞれの概要についてご説明をいたします。議案書をごらんいただきたいと思います。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

報告第15号 専決処分について（平成27年度那珂市一般会計補正予算（第3号））。

予算総額に、歳入歳出それぞれ896万6,000円を追加し、189億425万3,000円とするものがございます。

歳出の内容につきましては、消防費において、常総市の災害に対する支援のために派遣する経費及び災害救助中に水没しました消防車両の購入費を計上するものがございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において繰越金を増額するものがございます。

報告第16号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

平成27年7月5日に菅谷地内で発生した市道のへこみによるタイヤ及びホイールの損傷事故、平成27年9月15日に菅谷地内で発生した市道舗装作業箇所での原付バイク損傷事故及び平成27年10月5日に横堀地内で発生した市道のへこみによるタイヤ及びホイールの損傷事故について、それぞれ賠償額が決定し和解したため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものがございます。

以上でございます。

続きまして、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出した議案は、条例の一部改正が5件、条例の廃止が2件、新規条例の制定が7件、平成27年度各種会計補正予算が5件、その他が1件の計20件でございます。

まず、条例の一部改正についてご説明をいたします。

7 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第63号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことにより、那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものがございます。

主な改正内容は、特定個人情報ファイルを保有するときには、那珂市公文書開示・個人情

報保護審査会に意見を聞くものとするという所掌事項を追加するものでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第64号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容は、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、分割納付方法等の猶予制度関係を国税の取り扱いに準拠した内容で定めるものでございます。

また、紙巻たばこ旧3級品に係る市たばこ税の特例税率を、経過措置を講じた上で廃止するものでございます。

あわせて番号法の施行に伴い、各種申告書、申請書に個人番号・法人番号の記載を求めるものに改正するものでございます。

続きまして、61ページをお開きいただきたいと思います。

議案第65号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

市民税等の減免申請期限が改正されたことにあわせて、国民健康保険税においても同様の改正をするものでございます。

また、附則における読みかえ規定の改正をするものでございます。

続きまして、77ページをお開きいただきたいと思います。

議案第66号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例。

平成23年5月2日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）に基づき同年12月26日に公営住宅法が改正されたことに伴い、那珂市営住宅条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、平成28年度に那珂市営住宅の長寿命化計画を策定するにあたり、整備基準を定めるものでございます。

続きまして、89ページをお開きいただきたいと思います。

議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、この中で農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員会が農地等の利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を委嘱することとなり、その報酬及び費用弁償について新たに定める必要があることから、那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、条例の廃止についてご説明をいたします。

93ページをお開きいただきたいと思います。

議案第68号 那珂市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、この中で農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員の公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することになったため、那珂市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止するものでございます。

続きまして、96ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号 那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止する条例。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、この中で農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員の公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することになったため、那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止するものでございます。

続きまして、新規条例の制定についてご説明をいたします。

99ページをお開きいただきたいと思います。

議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例。

水戸市を中心市とする「茨城県央地域定住自立圏形成協定」を締結するにあたり、国が定める定住自立圏構想推進要綱及び地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要となることから条例を制定するものでございます。

続きまして、103ページをお開きいただきたいと思います。

議案第71号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、特定個人情報等の利用が厳格に制限されます。市独自の業務に特定個人情報等を利用するために、その利用する事務の範囲及び利用する特定個人情報等について定める必要があることから条例を制定するものでございます。

続きまして、111ページをお開きいただきたいと思います。

議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことにより、個人番号を利用する関係条例の一部を改正するものでございます。

主な内容としては、那珂市在宅心身障害者（児）福祉手当支給条例は条項を整理し、那珂市介護保険条例は文言を追加するものでございます。

続きまして、116ページをお開きいただきたいと思います。

議案第73号 那珂市市民投票条例。

市民投票制度（条例）は、市民が市政に参加する究極の仕組みとして、那珂市協働のまち



づくり推進基本条例第18条において位置づけがされております。

当該条例に基づく市民自治の実現の取り組みの一環として、よりよい市民投票制度を創設するために、本条例を制定するものでございます。

あわせて、那珂市協働のまちづくり推進基本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、125ページをお開きいただきたいと思います。

議案第74号 那珂市消費生活センター条例。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律において、消費者安全法が改正され、同法第10条の2第1項の規定により、消費生活センターの設置について条例で定めることと規定されたことにより、新たに条例を制定するものでございます。

続きまして、130ページをお開きいただきたいと思います。

議案第75号 那珂市農業委員会委員の定数を定める条例。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、この中で農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員の公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することとなったことから、その委員の定数を定めるため条例を制定するものでございます。

市長は、農業者が組織する団体その他の関係者に推薦や募集を求め、その情報を整理・公表し、推薦等の結果を尊重することとしています。

また、委員の定数は、農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して農業委員会等に関する法律施行令で定める基準に従い定めるものとしています。

続きまして、134ページをお開きいただきたいと思います。

議案第76号 那珂市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成27年9月4日に公布され、この中で農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、農業委員会は農地等の利用の最適化を推進するための農地利用最適化推進委員を委嘱することとなったことから、その委員の定数を定める条例を制定するものでございます。

農業委員会は、農業者が組織する団体その他の関係者に推薦や募集を求め、その情報を整理・公表し、推薦等の結果を尊重することとしています。

また、推進委員の定数は、事情を考慮して農業委員会等に関する法律施行令で定める基準に従い定めるものとしております。

続いて、補正予算の予算書をお開きいただきたいと思います。

議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第4号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億3,016万9,000円を追加し、190億3,442万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としましては、総務費については、ふるさと寄附金「ふるさとの便り」事業及び基金積立事業において、ふるさと寄附の増加に伴い返礼品の経費及び積立金をそれぞれ

れ増額するものでございます。情報系システム管理事業において、複合機等の使用料を、らぼーる管理事業において、修繕費をそれぞれ増額するものでございます。また、前年度に前倒しで予算措置している空き家調査事業及びデマンド交通運行事業において、それぞれ事業費を減額するものでございます。

民生費については、障害福祉サービス給付事業において、自立支援サービス給付金、補装具給付費及び障害児通所給付費を、老人保護措置事業において老人保護措置費を、母子生活支援措置事業において母子生活支援措費を、それぞれ増額するものでございます。

地域介護・福祉空間整備補助事業において、養護施設内に保育施設設置費補助金を、また学童保育事業において、補助基準の変更により、民間学童保育所への補助金をそれぞれ増額するものでございます。

衛生費については、不妊治療費助成事業において助成費を減額するものでございます。

農林水産費については、木崎地区地籍調査事業において、基準点測量等の委託料を、農地中間管理事業において、農地集積に係る協力金を、土地改良補助事業において、土地改良区等の補修事業に係る補助金をそれぞれ増額するものでございます。また、農業委員会事務費において、農業委員選考に係る選考委員の謝礼を新たに計上するものでございます。

商工費については、前年度に前倒しで予算措置している特産品ブランド化推進事業の事業費を減額するものでございます。

土木費については、道路改良舗装事業において、道路及び排水路の調査設計及び工事費を、市営住宅管理事業において、修繕費をそれぞれ増額するものでございます。

消防費については、消防団充実強化推進事業において、消防団の装備品購入費を計上するものでございます。

教育費については、教育支援センター設置事業において啓発経費を増額するものでございます。また、図書館管理事業の光熱水費を減額するとともに、前年度に前倒しで予算措置している小中一貫教育推進事業の事業費を減額するものでございます。

諸支出金については、国県負担金等返納金において、障害者自立支援給付費負担金、障害者医療費負担金、臨時福祉給付費補助金、セーフティネット支援対策等事業補助金、子育て世帯臨時特例給付金、児童手当交付金及び地域保健医療等推進事業補助金の国庫支出金清算返納金を計上するものでございます。

その他、職員人件費について増額するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、県支出金、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入及び市債をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ1億7,001万3,000円を追加し、69億9,651万3,000円とするものでございます。

歳出の主な内容としましては、保険給付費において、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費をそれぞれ増額するものでございます。

後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等及び介護納付金については、額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

諸支出金については、国庫負担金等返納金において、療養給付費等負担金の国庫負担金の返納金を計上するものでございます。

また、歳入につきましては、歳出補正予算との関連において、国庫支出金、療養給付費等交付金、県支出金及び繰越金をそれぞれ増額し、国民健康保険税、前期高齢者交付金及び繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、議案第79号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）。  
予算総額に、歳入歳出それぞれ254万8,000円を追加し、1,554万8,000円とするものでございます。

歳出につきましては、一般会計繰出金を増額するものです。

歳入につきましては、繰越金を増額するものでございます。

続きまして、議案第80号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）。

農業集落排水処理施設6カ所の維持管理業務委託について、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第81号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）。

平成28年度の水道事業運営に要する契約について、平成27年度内に締結する必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、その他の議案についてご説明いたします。

137ページをお開きいただきたいと思います。

議案第82号 指定金融機関の指定について。

指定金融機関が入れかわることにより、競争意識が働き、それによって市民サービスや地域への貢献の向上につながり、また、ほかの金融機関に業務引き継ぎを行う際の相互チェック機能が加わることから、常陽銀行と筑波銀行の2行による3年ごとの交代制にするものでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

---

#### ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第4、発議第4号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

提案者から説明を求めます。

議会運営委員会、遠藤 実委員長、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長 遠藤 実君 登壇〕

○議会運営委員会委員長（遠藤 実君） 発議第4号 那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の発議を別紙のとおり提出する。

平成27年11月26日。

那珂市議会 議会運営委員会 委員長 遠藤 実。

提案理由 議員定数の削減に伴い、委員会の定数を改正するものでございます。

那珂市議会委員会条例の一部を改正する条例。

那珂市議会委員会条例（昭和43年那珂町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8」を「6」に改め、同項第2号及び第3号中「7」を「6」に改め、同項第4号中「9」を「6」に改める。

附則。

この条例は、平成28年第1回那珂市議会定例会の開会の日から施行する。

なお、別紙として新旧対照表を載せてございますので、ご参照願います。よろしくお願いたします。

○議長（助川則夫君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決いたしました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時32分

平成27年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第2号（11月30日）

平成27年第4回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

平成27年11月30日(月曜日)

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員(20名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
14番	武藤博光君	15番	遠藤実君
16番	福田耕四郎君	17番	須藤博君
18番	加藤直行君	19番	石川利秋君
20番	木村静枝君	21番	海野進君

欠席議員(2名)

13番	君嶋寿男君	22番	木内良平君
-----	-------	-----	-------

---

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	車田豊君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	富田慶治君	上下水道部長	石川裕君
教育部長	会沢直君	消防長	増子正行君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君

危機管理監 引田克治君 農業委員会 榎村武君  
総務部次長 川崎薫君 事務局 局長

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷忍君 書記 小田部信人君  
書記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。欠席議員は、22番、木内良平議員、13番、君嶋寿男議員の2名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、本定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿を議席に配付いたしましたので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆さんにお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。また、明日12月1日は通告6番から10番までの議員が行います。

以上、ご理解及びご協力のほどよろしくお願いいたします。

---

◇ 石川利秋君

○議長（助川則夫君） 通告1番、石川利秋議員。

質問事項 1. 排水路の管理について。2. 耕作放棄地について。



石川利秋議員、登壇願います。

石川議員。

〔19番 石川利秋君 登壇〕

○19番（石川利秋君） 19番、石川利秋でございます。

通告に従いまして、まず最初に排水路の管理について一般質問を行います。

排水路の管理については、平成11年第1回定例会において一般質問を行っております。平成6年10月25日、那珂中部土地改良区理事長より那珂町長に、土地改良財産の管理委託についてという申請書が出され、平成6年11月29日に、町は地域からの排水なども流入しているため公共性の高い施設であると判断して、管理を引き受けております。

そこで、私は排水路を町が管理するにあたり、期間が明記されていないので、例えば3年ごとに取り決めをするとか、または、下水道が整備されるまでとか、管理する期間を明確にすべきだと。さらに、事故が起きたときは町が管理しているので、責任は町なのかと伺ったところ、事故が発生した場合には管理責任は町になると答弁しております。

それではここで伺いますが、管理委託から21年が経過しておりますが、現在も那珂市が排水路を管理しているのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成11年の第1回定例会において、市が管理するに至ったことについて経緯を答弁しております。現在においても市が管理しているということでございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは、資料1をごらんください。

この排水路全てが、市が管理しております。先月12日に撮影した大井川1号排水路において、平成9年2月23日に火災が発生し、消防車が本部から5台、分団から4台、計9台が出動、また、人員は本部から18名、分団から14名、計32名が出動しております。幸いに住宅への延焼は免れましたが、排水路において釣り人が多く、たばこによる火災が心配なので、今後の対応について伺ったところ、排水路内の除草については年1回行くと答弁されました。

それでは、答弁されてから16年が経過しておりますが、除草を何回ぐらい行いましたかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成12年から平成14年にかけて、堆積土砂の撤去作業を行っております。特に除草については行っておりません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 除草については行ってないとのことですが、資料1のように長年にわたり大量の土砂が堆積し、さらに雑草が繁茂しており、地域住民は火災を懸念しております。なぜ、私の質問に対し年1回除草を行うと答弁されたにもかかわらず、除草を行っておりませんとのことですが、それでは、議会における答弁は一体何だったのですか。市民の安心・安全のために、堆積土砂の撤去作業と除草を強く要望いたします。

それでは、排水路において火災が発生し、消防車が9台、また、人員は32名出動しておりますが、住宅等の火災においては、消防車や人員は最大どの程度出動されたのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

平成14年12月9日月曜日に菅谷地区の下宿下で、3世帯4棟が焼失する火災が発生しております。活動車両ですが、本部から9台、消防団から8台の計17台が出動しております。

活動人員ですが、本部から33名、消防団から53名の計86名が出動しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまの答弁によりますと、市街化区域の住宅密集地における4棟の住宅火災でございますので、出動件数は当然だと思います。しかし、住宅火災以外では、大井川の火災における出動件数は最大であります。その結果、住宅への延焼は免れました。

次に、大井川1号と2号排水路における土砂の堆積量について伺ったところ、約2,000立米ぐらいと答弁されました。そこで、私は2,000立米というと10トン車約200台ぐらいだと、管理道路は狭く、堆積土砂の搬出には大きな財政負担を必要と思われるので、年次計画で行うべきと提言したところ、今後、年次的に計画を考えておりますと答弁されました。そこで、私は火災発生後、堆積土砂の搬出を要望したところ、堆積土砂の搬出を行った。

それでは、搬出の事業費等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

平成19年第4回定例会での答弁のとおり、大井川1号、2号の堆積土砂の搬出を行いました。その事業費につきましては450万4,500円でございます。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） それでは、堆積土砂の搬出について、年次的に計画を考えておりますと答弁されましたが、その後1回も堆積土砂の搬出を行っておりません。なぜ、堆積土砂の搬出を年次的に計画を考えておりますと答弁されたのに、堆積土砂の搬出を行わなかったのかお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

旧国道349号線後台橋から下流早戸川合流地点まで約1,900メートルが茨城県管理の一級河川大井川となっております。

現在この区間ですが、茨城県常陸大宮土木事務所において、早戸川河川改修工事も終わり、大井川の流量確保のため改修工事を行ってまいりました。平成26年度末の進捗率は37%と伺っております。

議員ご指摘の後台橋から上流の大井川1号排水路の土砂堆積ですが、最下流部である後台橋の河床が高いことから、大井川の整備が進まない限り解消するということが難しい状況です。堆積土砂の撤去から13年で議員の資料1のとおりとなっているのが現状でございます。

また、下流の大井川沿線では、大雨時に雨水が水田に冠水しており、農作物への影響も懸念されているところです。そこで、市といたしましても県央地域における事業促進に関する要望といたしまして、県には早急な対応、要望をしておるところです。

この排水路における今後の対応でございますが、堆積土砂がある後台橋から、上流、那珂一中東側の大井川1号排水路区間においては、土砂の撤去を行うのではなく、住宅への影響がある箇所について、法面の除草を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 私は、平成17年第1回定例会において、大井川、早戸川、両宮排水路等の改修について質問をしておりますので、ただいまの答弁については存じております。さらに、法面の除草を行うとのことですが、それよりも堆積土砂に大量に繁茂している雑草を除草しなければ、平成9年に火災が発生した場所ですので、今後も火災が懸念されます。

私は、大井川1号、2号については、平成11年第1回と第2回定例会において質問を行い、さらに平成19年定例会においては、総事業費約1億5,000万円を投入したにもかかわらず、排水路の機能が改善されていない、また、大井川排水路は市街化区域の住宅街に接しておりますので、土砂堆積による雨水排水機能の低下及び繁茂した枯れ草による火災が懸念され、さらに、環境悪化が深刻化しているので、今後の対策について伺ったところ、年々土地改良施設の維持管理費が増大して苦慮しておりますが、排水機能や防災等に支障がある緊急を要する箇所については早目に対応していきたいと答弁されました。

それでは、その後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ご質問の区間につきましては、土地改良事業において、ブロック積み護岸において整備されております。

堆積土砂の問題については、下流である大井川の川幅が狭いことや河床が浅いため、整備完了している後台橋から上流に向かって土砂が年々堆積している状況でございます。大井川

1号排水路は、排水路幅が10.6メートルで、排水敷全体としては20.32メートルございます。それですので、排水機能としては支障がないと判断しており、年次計画をもって別地区の排水路整備や補修を行っているところです。

市といたしましては、先ほど答弁いたしました、下流の大井川では大雨時に雨水が水田に湛水しております。こちらの整備が重要であると認識しておりますので、県への要望となっているところです。そういうことですので、ご理解していただければなと思っております。以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） ただいまの答弁によりますと、排水路幅が10.6メートルあるので支障がないとのことですが、現場を確認したところ、土砂の堆積が10.6メートルのうち8メートルございますので、支障がないとはいえません。

また、別地区の排水路整備を行っているとのことですが、以前質問した那珂一中東側の用悪排水路ではないかと思えます。現場を確認しましたが、60メートルほど整備を行っておりますけれども、下流の大井川の土砂撤去をしなければ、この事業についてはむだな事業と私は考えております。

次に、耕作放棄について伺います。

耕作放棄地については、昨年年第1回定例会において質問をしております。前回の質問は、20年以上耕作放棄され、ゴミの不法投棄が後を絶たなかった。また、土にまじった小石やコンクリート片で大型トラクターが故障するほどで、私が重機で試掘をしたところ、1メートルぐらいの深さまでコンクリート片やヒューム管が埋められていたので、土地改良区と協議をしていただくよう要望しましたが、産業部長は関係機関と協議し、早急に対応したいと答弁されました。

それでは、土地改良区と協議をしていただくよう要望しておきましたが、協議の経過等についてお伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂川統合土地改良区からは、平成11年に換地計画に基づき、農地（畑）として所有者の了解をいただいて換地しておりますとの回答を得ております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 石川議員。

○19番（石川利秋君） 所有者の了解をいただいて換地しているのは、所有者や私も承知しております。問題は、土地改良区が圃場整備事業に伴って田畑の転換をするときに、土地改良区が発注し請け負った業者が、産業廃棄物であるコンクリート片やヒューム管等を埋めてしまいました。私は、業者がコンクリート片やヒューム管等を埋めた件について、発注者である土地改良区と協議を要望したのであります。

さらに、所有者は廃棄物により耕作放棄をせざるを得ないにもかかわらず、市役所より那珂市空き地等の適正管理に関する条例により、指導及び勧告書を所有者に送付しております。そこで、所有者に確認したところ、コンクリート片等がある、産業廃棄物がある畑の除草を業者に依頼し、6カ月で約30万円を支払っております。また、5年間で300万円になります。所有者は、産業廃棄物が埋められていなければ耕作放棄はしておりません。25日、政府は課税強化を検討している耕作放棄地の固定資産税について、農業委員会が勧告した土地について固定資産税を1.8倍に引き上げる方針であります。なぜ、所有者に除草費や固定資産税の増額で負担をかけなければならないのですか。

私は、10年ほど前、耕作放棄地の解消ということで、援農野菜づくりボランティアをこの土地において行い、原生林あしたばを植えてまいりましたけれども、重機での産廃の撤去については非常に費用がかかりますので、このところ行っておりません。それでは、今後も土地改良区と産業廃棄物の件について協議をいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

よろしく協議についてお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、石川利秋議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 遠 藤 実 君

○議長（助川則夫君） 続いて、通告2番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 協働体制の推進について。2. 防災体制の強化について。

遠藤 実議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 議席番号15番、遠藤 実です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今定例会が今期の最終議会となるため、私がこの4年間で質問した内容で、特に重要と思われる項目を通告させていただきました。それぞれ質問した後、質問した後の進捗状況をお伺いし、さらなる提案をしていきたいというふうに思っております。

まず、1つ目の協働体制の推進について伺います。

これについては、平成25年第1回定例会において質問をいたしました。その中で、那珂市が持つ多様な地域資源が生かし切れていない現状に鑑み、5万6,000人の那珂市民の知恵と英知を結集して、那珂市のこれからの将来像を語り合おうではありませんかと訴えました。そして、その手法として、できるだけ多くの方が議論できる場として、市民討議会をやるようではありませんかと提案をさせていただいたわけです。

現状ではさまざまな審議会があり、各種団体の代表の方で構成されていますが、さらに多様なご意見、そして、一般市民の生の声を聞き、議論していただく手法として、昨今では実に多くの自治体でこの市民討議会が実施されております。無作為抽出で、例えば1,000人、2,000人という方に郵送で送って、それで参加してきていただく何十人という方々、市民に集まっていただいて、まさに老いも若きもとといいますか、老若男女で那珂市の各分野に関するご意見を、グループに分かれて、当日、グループワークでじっくり話し合ってくださいと。それを提案していただき、行政だけで考えられない民間の知恵というものを生かして、積極的に地域色にあふれた施策を展開していくということこそが、今回の地方創生の肝ではないでしょうか。

その後、この市民討議会の開催に向けた検討はどうなっているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

平成25年第1回定例会の議員一般質問の中で、協働体制の推進について市民討議会、市に提案できる会議体の組織をとるという提案をいただきましたが、現在まで市民討議会の開催には至ってございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 開催をしていない。もしくは検討もしていないのかな。非常に残念です。

私が訴えているのは、市としてのまちづくりの方向性なんです。第1次那珂市総合計画後期基本計画にも、大きな6つの柱の最初です、最初に、市民との協働のまちづくりと明記してあります。そしてまた、書かれているのは、その課題として、市民などの持つ意見や要望を的確に把握して、市政運営に反映させることが必要と書かれておまして、まさしく市民の生の声を聞くのに最適な協働の手法が、この市民討議会です。ぜひ、開催して市民の声を聞いていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お尋ねの件でございますが、当市におきましては、さまざまな会議体、委員会がございます。議員ご提案の「市に提案できる会議体」に当るのが「まちづくり協議会」だと考えてございます。まちづくり協議会は、8地区まちづくり委員会委員長外、主な市民活動団体27団体の長で構成されており、これまでも企画立案・提言をいただき実施しているものや、政策に取り入れられるものなどの実績もございます。なお、市民の意見の聴取や提言については、ふれあい座談会の中でも実施してございます。

議員ご提案の市民討議会につきましては、手法や考え方などを整理いたしまして、今後整理して研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） まちづくり協議会ですね、これはわかります。各種まちづくり委員会の委員長さん、もしくは体育協会、文化協会、青少年育成市民会議、こども会育成連合会、ボランティア連絡協議会、商工会、JA等々、全部で27の、市内のまさにそうそうたる各種、各層の代表者の方々の協議会、本当にこれ以上のメンバーってなかなか集められないのかなというふうに思います。まさにこれも各種団体の意見が集約されている協議会かなと思いますので、当然、ここで出たご意見はしっかりと取り入れていただくというふうにしていただきたいと思います。

しかし、私が趣旨、私が意図している会議体はこれではありません。これではなくて、もっと一般市民、いわゆるサイレントマジョリティーと言われているようなサラリーマンや、主婦の方や、学生の方や、ひとり暮らしの高齢者の方々や、いろいろな方々が那珂市にはお住まいなんです。そういった一般の方々のご意見をどこで集約するか、どこで取り入れるかという全く新しい発想の会議体です。

これを、今まで行政としては、こういう方々のご意見を聞くというのはなかなか難しかったのではないかと思います。いろいろな意見を集約するには、やはり各種団体にお声かけをして代表の方に出てきていただいてという、集まっていたきやすい方法がやはりやりやすかったのかなと思いますけれども、そうではなく、那珂市民の英知と知恵を結集してというからには、そういう方々にも出てきていただいて、いろいろなご意見を出していただいて、その方々同士で議論をしていただいて出てきた内容、これこそまさにそういった結集であるというふうに思いますので、それをやっていただきたいというふうにお話をしているわけでございます。

それで、今部長から研究していきたいという答弁でございましたが、ただこれは既に、平成25年第1回ですから、もう2年半、もうそろそろ3年近くたつわけですけれども、前回の市民生活部長からは、こういう答弁いただいているんです。協働のまちづくりを推進するためには、市民に参画していただき、市民の視点から市が抱える課題を洗い出し、課題解決のための事業を展開する市民会議のような組織づくりが必要だと考えていると、これまさにご答弁です。

そして、さらにこういただいています。先進自治体を参考にしながら場の仕組みづくりを考えてまいりますと。これはもう2年半前の答弁です。ですから、私はこのときかなり前向きに捉えていただいたというふうに、もう考えておりました。ですから、この市民討議会が一体いつ開催されるのかなと、正直楽しみに待っておったところです。しかし、それがまだ実際に、一向に開催されないということでございますので、今回再度お伺いしたわけなんです。

これは、ちょっと市長、伺いますが、今回市民投票条例が条例案に上がっております。これは、あさっての総務生活常任委員会ですっきり審議をいたしますけれども、市長はこの住

民投票を、市民の声を聞いてみたいというふうな思いで今まで議論の中で聞いておりますので、市民の声を聞いてみたいということであれば、そういった住民投票へ行く前にこういう市民の声を聞く会議体がいくらでもあるわけなんです。やり方がいくらでもあります。この市民討議会もまさにそれです。この市民討議会というのを実施されないんですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 遠藤議員もご存じだと思いますけれども、ふれあい座談会というのをやっております。これは、各地域の方、あるいは団体、そういった方からご要望、呼んでいただきまして、ご希望の場所に行きまして、いろいろな意見を聞く。それは本当に地域に密着したのもあれば、団体としてのいろいろな要望なんかもあります。そういった意見を酌み取っていることはやっているんです。もう既に何回もやっていますし、多いときは50人ぐらいの人数でそういった会議、ふれあい座談会を展開しています。

ですから、全然やっていないみたいにおっしゃっていますが、現実としては、何回やったかちょっと後で市民生活部長のほうからお話しさせますけれども、かなりの回数を重ねています。先般もPTAの女性の部の方と、やはりこれ20人ぐらいいっちゃったかな、いろいろなお話をさせていただきまして、これから検討しなくちゃいけない課題なんかもあるなというふうに感じて会議を終了したわけですが、そういったことをやっていますので、この市民討議会、これに代るものではないかというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 座談会は、それは聞いております。それはあくまで広聴の部分です。広聴としていろいろなご要望を聞いているということではないかと思えます。何回やっているかというのを、今、じゃ答弁させるということですから、部長、何回やっているんですか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ただいまの案件でございますけれども、議員、今お尋ねのとおりに何回かということでございますが、内容につきましては市民生活部ではなくて企画部になりますので、企画部のほうで答弁していただきたいと思えます。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。



この市長と話そうふれあい座談会でございますけれども、平成23年度から実施をいたしてございます。平成23年度に15件、15回ですね、24年度が4回、25年度が5回、26年度が6回、27年度が3回、今年度につきましては、あと2件の開催の予定が入ってございます。全部合せますと予定も含めまして35回の開催、または開催予定という形になってございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。思ったよりは少ないんですね。もっとやっているかなと思っておりました。いや、でも頑張っていらっしゃると思います。この広聴活動に関しては全く否定をするものではございません。これは、当然頑張ってやっていただきたいというふうに思っております。

ただ、違うんです。市民討議会、全く手法が違います。これ、研究、2年半前に言っているわけですから、検討はしていただいていると思いますけれども、研究してもらっていると思いますけれども、趣旨違いますよね、その座談会と市民討議会のやり方が。だから、ふれあい座談会がいいです。それはこれまで以上に頑張ってください。市民討議会はやるんですか、やらないんですか、市長。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 部長が今、答えたとおりです。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 市長、市民討議会ってどうやるんですか。検討していただいていると思います。2年半前です、私が提案したのは。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 遠藤議員がおっしゃっている市民討議会というのは、意図はよくわからない、私は。ただ、いわゆる政策立案をするためにいろいろな人に集まってきていろいろな意見を聞くということなのか、それとも要望とかそういうものを酌み上げるための討議会なのか、その辺はちょっとわからないので、なんとも申し上げられないんですけど、いわゆる政策立案的なものに関しては、いろいろな審議会とか、それから検討委員会とか、そういうのがあるので、それで十分なのかなというふうには思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） なるほど、わかりました。現状認識の違いなのかなと、今、聞いて思いました。

地域資源を生かし切れていないという部分があるかなと私は思っているんです。那珂市にもいろいろな地域資源がございます。それをいろいろと発掘をして、それを育て上げていって、いかにこれをまたPRをしていくかという部分が、いわゆるまさしく地方創生の肝かなと思っています。これが、現状がこれでうまくいっているかどうかという現状認識の違いなのかなと。

これ、各種団体のいろいろなご意向を聞きながら、また、いろいろな分野の皆さんの要望を聞いて、いろいろこうつくり上げていくわけですが、それでも那珂市全体のその見られ方、捉えられ方というのが、まだまだ、もうちょっと、私としてはいま一つかなというふうに思っているんです。もっとももっといろいろなことをやっていかなきゃいけないし、いろいろなご意見を聞いて、やっぱり斬新な方法で地域資源を育てていってPRをしていく必要があると思っています。

そのPRの手法は、私も過去に何回か質問をし、その内容についてはそういう必要はないというふうな答弁をさんざんいただいているわけですが、そうじゃなくて、もっともみんなの意見を聞こうよと、そういった部分で見ると、おそらくこれ、ふれあい座談会を年に3回、6回じゃ、逆に少ないと思います。むしろいろいろな方たちのを聞いていただきたい。

ただ、無作為抽出ということは、そういう団体に属していない方に話を聞けるということなんです。ふれあい座談会は、おそらくそういう母体がありますよね。PTAなり、いろいろな各種団体に呼んでいただくという話をされました。各地域に出かけてですから、自治会とか、そういうふうな母体があるところのお話です。ですから、関係者の皆さんの話、もしくはそもそも政治に、行政に興味、関心が強い方のお話なんだと思います。これはこれでしっかり聞いていただきたい。

ただ、そうではなく、そういうふうな一定の団体に属していない、ただ、やはりこの那珂市に生まれ育って、もっとこうすればいいんじゃないか、ああすればいいんじゃないかというふうな思いの方はたくさんいらっしゃると思うんです、市井に。だから、そういう市井の声を聞くという部分の取り上げる手法が、じゃ、今はどういう手法があるんですかというふうな話でございまして、その取り上げ方が1つと、あとは、私もそのいわゆるKJ法というように、グループでディスカッションをしていく中で、どんどん議論が、いろいろな人こう一定期間話し合いをしていくと、どんどんと議論が積み重なっていくんです。ですから、個人だけの考え方よりもそれを議論していくことによって、ああ、こういうふうな提案ができるね、こういうふうなまちづくりが考えられるね、そういうふうなことができ上がっていくのがKJ法というやり方でございまして、それを1日、2日の中で、グループの中で、いろいろな市民の皆さんで議論をしていただく、そこで議論を高めていただいたものを提案していただくということですから、これはまさにすばらしい手法であると思っています。単に各種団体に呼ばれていろいろな話を聞いて、ああ、わかりました、じゃ、それはやります、できませんと、そういうだけの話ではございません。

ですから、各種、いろいろなところでは、例えば青年会議所とかそういう団体なんかとも一緒に、共催をしてやったりをして議論をしていこうというふうな手法なんです。各種団体には入っていない方々のご意見をしっかりと拾うことができ、しかも議論をしていただいて、その一人一人のご意見を高めていただくというやり方でもございますから、ぜひ検討し

てくださいと。で、先進事例も前に水戸や、神栖や鉾田の話も2年半前にしました。検討していただいていると私は思っておりますけれども、市長としてはどうなんですか、こういうやり方は。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 2年前のお話ですので、ちょっと記憶が定かではないんですけれども、いずれにしても団体に属しているばかりじゃないんですよ、これは。自治会に入っている方は団体に属していませんから。自治会というその地域の団体には入っているかもしれないけれども。いろいろな考え方を持った人がいる。これは本当に一般、那珂市民の一部だということ。総意だということ。です。

ですから、そういった意見も入って、いろいろなお話をさせていただいている。これ、回数が少ないということもありましたけれども、回数が少ないんじゃないんで呼んでいただく機会が少ないと。以前やっていた市民との対話の集会がありましたね、前ね、それは、結局動員をかけたりにしているわけです。その各区の区長さんに来てもらうとか。そういったのではなくて、自発的にいろいろな意見を言うていただく、そういった場を設けていただくために、市長になってからすぐ、ふれあい座談会という形で開催しているわけです。

その中で、いろいろ貴重なご意見も多いです。ただ、生活に密着したものが多くて、道路行政とか、そういったものに関する意見は多いです。これは、やっぱり市民生活の中で一番身近にある課題だと思うんです、道路とかそういったものについては。だからそれについては真摯に受けとめて、それで狭隘道路の整備に関する基準なんかも見直しました。5.5メートルじゃなくちゃだめだということのを、生活道路を優先的にやろうということで見直しもしているわけです。

だから、そういった意味では、市民の方の声を本当に詳細に聞いて、本当に要望だけの集会なんかもありますけれども、ただ、それはやっぱり我々行政、市民のために行う行政のためのいろいろな意見を私は頂戴しているので、それについては真摯に受けとめて、そしてそれを実行していくと。これはいずれにしても財源が必要なこととなりますから、財源を見ながらいろいろやっているわけですが、そういった意味で、必ずしもその団体に偏った意見を聴取しているんじゃないかということには当らないというふうに思っています。

それで、今、遠藤議員が2年前に提言されたことについては、もう一度よく理解できるように、内容をね、内容をですよ、内容を、ご提言された内容を理解できるようにもう一度読み直してみたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） たび重ねて申しわけございませんが、今の広聴の活動を否定はしておりません。ただ、それでは足りないんじゃないか、もしくはこれをやったほうがいいでしょうという提案をしております、だからそれはそれでやってくださいよ。で、市民討議会もやってくださいよという話です。お願いします。もう一度、市民討議会をやるかやらない

かの答弁をお願いします。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） おっしゃっていることをよく、もう一度読み直して、どういうものかということをよく理解してからお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） とにかく、2年半あったのにきちっと理解していただけるような検討をされていないということが、今わかりましたので残念でございます。

では、この協働の項目の最後に、これは別途新しい提案をさせていただこうと思います。それは、千葉市で実施されている「ちば市民協働レポート」、いわゆるちばレポというものでございます。これは、千葉市内で起きているさまざまな課題、例えば、本当に生活に身近なものです。道路が傷んでいるとか、公園の遊具が壊れているとか、そういった地域の困った課題をICT、いわゆる情報通信技術を使って市民が市にレポートすることで、市民と市役所、さらには市民と市民の間でそれを共有し、合理的、効率的に解決する仕組みだということです。今回も議長に許可をいただきまして資料を配付させていただいております。この資料です。こちらの資料をごらんいただいておりますとお聞きいただければと思います。

千葉市のほうで、全国的にも先進的な取り組みだということでございましたけれども、こういうふうな1枚目に内容が書かれてあります。例えば、この2枚目見ていただきますと、上のほうにその公園遊具の破損というのがあります。これ、シーソーがこれだけ古くなっていますよ、ちょっとこれ白黒なものですから、これカラーだともう少しわかりやすいんですけども、ちょっとかなり遊具が古くなって危ないよというふうな、こういったものをスマホで提案するということなんです。

例えば具体的に言うと、道を歩いていて道路に穴ぼこがあいているよ、遊具が壊れているよ、ゴミがあちこち散乱しているよと、そういうふうな光景を見たときに、市民の方が、自分が持っているスマートフォンでぱちりと写真に撮ります。または動画でもいいんです。それをメッセージつきで市役所の担当課、直接ですね、直接担当課にそのままメールで送信できるというふうなものです。市ではそれを受け取りますけれども、スマホからのメールなので、位置情報も一緒に届きますから場所もすぐに把握できると、そういうことです。

そうすると、市民のほうからすると、わざわざ市役所まで行って、担当課調べて、窓口行って、こうこうだと説明する必要もありません。電話をかけて、言葉でこの場所です、こうこうだと、細々状況をお話しする必要もないということで、即座に市政への情報提供や要望活動をすることができて非常に便利だということなんです。また、受け取る市としても、場所が特定されて、写真や動画で現況を把握できるというわけですから、非常にわかりやすいというふうに言えます。そして、その対応結果も、レポートしてくれた市民に直接メールで返すということもできるそうですので、情報の共有化、さらには行政の透明性ということ

も高めることができるというわけです。

このちばレポの場合は、写真は3枚以内、動画は10秒以内というふうな内容ですけれども、もうすぐ、とりあえず送るという即応性を重視した運用だということです。例えば、2枚目見ますと、2枚目のこの真ん中に、この公園の落ち葉集めみたいな内容で、こういう、これだけ落ち葉があるよというみたいなものを、じゃ、こういうふうに直しましたというふうな写真を行政のほうで撮ってまた送り返すと、対応しましたよというふうなことができるよという話ですし、めくっていただいて2枚目の最後のページだと、ゴミがこういうふうに散乱しているけれども、ちゃんとこういうふうに直しましたよというふうなものも、写真つきでちゃんと市民の方に返すことができるということで、これは信頼性も高まるというようなことがございます。

こういったICTを活用したこれからの市民協働体制を進める有効な手段、これこそ、これも1つかなと思います。ただ、先進的な取り組みですので、十分これは研究していただきたいと思います。市民との距離を縮めるのには非常に有効かなというふうに思いますので、これはぜひ前向きに検討していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 傍聴者の方をお願いをいたします。

議場内は脱帽が義務づけられております。ご協力をお願いいたします。脱帽、お願いいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ただいま議員のほうからご提案いただいたことでございますが、内容や実態を那珂市へ導入してみた場合どうなのかどうか、可能なのかどうかなど把握してございません。あと費用がどの程度かかるかということについても研究していく必要があるのかなと思いますので、今後、実態を調査してみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） これは千葉市の担当の方と直接話をしましたが、これは実は共同利用することによってメリットがあるという話なんです。ですから、ぜひ那珂市さんも一緒にやりませんか、こう言われたりもしましたが、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

これ以外でも先進的な事例というのは全国にやっばりありまして、例えば福井県の鯖江市というところなどは、皆さんも報道などで聞いたことあるかと思いますが、JK課という女子高生のJK、JK課というものをつくって、そういうプロジェクトで進めている。これ、ただそのJK課という、本当に市役所にそういう課をつくって課長を置いてとかそういう話ではありませんで、JK課というそのプロジェクトの名前なんですけれども、そういったもので、地元の現役女子高生が活動して、アプリ開発やスイーツ商品企画などを地元企業や団体と連携して、1年間で20以上の企画活動を行っているというようなことです。こういう

方々にもまちづくりに加わっていただくと。こういう視点がやっぱりすばらしいと思います。

また、かつては那珂市でも行っていましたが、子供たちの意見を聞くという意味では、小学生議会、中学生議会、これもいろいろなどところで行われています。高校生議会もあってもいいのかなと思います、いろいろそういう手法もございます。また、今朝の新聞、これは茨城新聞でございますけれども、鹿嶋市で、市長と高校生のパネルディスカッションをやっているようなものが掲載されておりました。こういうことも非常にいいと思います。積極的に出ていくということは必要だと思います。

私たち議会も、先月、市内の那珂高校に出向きまして、高校生との意見交換も広報編集委員会を中心にやったというふうなことでもございますから、こういう日常的に市民の意見を聞き入れると、いろいろな形で聞いていく、こういうふうな体制が非常に必要かなと、これがやっぱり協働の体制ではないかなというふうに思います。そういったものをしっかりやっていただいとすることで、いくらでもまだまだやることはあるというふうに思いますが、こういった市民との協働についての見解を最後に市長から伺います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

厳しい経済情勢、それから少子高齢化、地方分権などにより大きく社会情勢が変化する中、住みよきランキング2015において、茨城県内で3位、全国で40位である那珂市の地勢、自然環境の有効性を活用して、魅力あるまちづくりを推進していきたいというふうに思っております。そのためには、行政のみでは十分対応し切れないことがありますので、市民と行政がそれぞれに持っている知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を分担しながらともに汗を流して、協働のまちづくりに取り組み、魅力あるまちづくりを可能にしていきたいというふうに考えております。

また、先ほど、道路の件とかいろいろ出ましたけれども、市民相談室というのがありますので、そこにかけていただければ、交通整理します。どここの課だということで。それは、既にいくつもの事例、きれいに直したという事例ですね、それから市役所の中だけになりますけれども、職員に対して道路の陥没場所、そういったものがあれば速やかにその担当課に回すという、これ掲示板というのかな、その中で依頼をして、その陥没している部分とかそういったもの、かなり千何百キロの管理市道がありますので、全部はいかないんですけども、とにかく市の職員が通勤途上で見つけた、そういった道路上の不都合とかそういったものについて、危険がある場所、そういったものについては、常時担当課に情報を流すという体制はとっております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。

そういうこと、いいと思うんですね。だから、そういったものを延長して、職員の方って

やっぱり何百人といらっしやるわけですが、これがいわゆるその5万6,000人の方のお力をおかりしようという発想なんですね、こちらは。ですから、それをさらに広げていただくということで、ある意味行政改革にもつながる流れではないかなと。しかも、市民との信頼もそれできちっと構築できる流れではないかなと。それが、ICTを使ってこういう新しい手法がございまして、こういうご提案をさせていただいたわけがございまして。今回はしっかりと研究をしていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時15分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

遠藤議員、登壇願います。

遠藤議員。

〔15番 遠藤 実君 登壇〕

○15番（遠藤 実君） 続きまして、2つ目の項目、防災体制の強化について質問をいたします。

私は、平成24年第1回と第4回定例会で東日本大震災復旧復興方針について、また平成26年第4回定例会で防災体制について、今期は合計3回これに関して市政をただしてまいりました。あの1,000年に一度と言われた未曾有の大災害から4年8カ月が経過いたしました。東北地方の復旧は遅々として進まず、さらに放射能事故がまだまだ完全に収束したとはとても言えない状況であります。

私は、何回か宮城、福島にボランティア活動や現地関係者との意見交換に訪れており、今月も福島県富岡町に伺いました。にぎやかだった駅前も津波でほとんど流され、駅舎もありません。しかも、居住制限区域のため人影はなく、付近は荒れるままになっている状態でした。その中で、放射性廃棄物が入っている黒い袋だけはどんどんふえていくと。長い目で見れば、まだ日本は震災直後なのではないかと改めて感じました。

かつては豊かであったであろう水田地帯は一面草ぼうぼうで、本当に地域の方々にはさぞ悔しい思いであろうと思います。その光景を見ながら、教訓としては、やはりあの3.11を決して忘れてはならない、想定外という言葉はないということ、あの災害を経験した私たちだからこそ、後世に伝えていかななくてはならない責務があります。そして、私たち議員、議会、そして皆さん方市執行部は、那珂市民に対して大きな責任があります。市民の生命と財産を守るために、災害に強い体制をさらにつくっていかなくてはなりません。その思いを共有し

ながら、では、今あのような大震災、大災害が起きたら本当に大丈夫なのか、今、体制はどうなっているのか。そういう観点からしっかりチェックをしていきたいというふうに思っております。

まず、飲み水。あのときは断水して、ペットボトル2本のために何時間も並ばなければいけなかったという状況でございました。過去の質問でも、飲料水をしっかり確保していただきたいと訴えておりますが、今、飲料水提供の体制はどのようになっていますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

飲料水につきましては、500ミリリットルのペットボトルで4,008本、量にして2,004リットルを備蓄しております。また、芳野配水場及び瓜連配水場の配水タンクには緊急遮断弁が設置され、震度6程度の地震で作動し、施設内の消火栓からタンク内の水を取ることができ、そこから給水タンク等により各避難所へ運搬し、市民に水を提供することができます。

さらに、後台浄水場でも災害時のための自家発電装置が設置されており、施設内の消火栓から水を取ることができます。また、生活用水の確保として、市内5カ所の拠点避難施設に防災井戸を整備するとともに、市民の協力により市内56カ所を災害時協力井戸として登録しております。また、それ以外にも、災害時応援協定団体からの供給や流通物資で対応する体制となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） なんとか備えてきていただいているというところかなと思います。

ただ、本当にまず命を存続するのに水が非常に大切ですから、万全に備えていただきたいと思っております。

次に、情報提供の体制はどうかと。

住民への情報提供は、3.11のときは広報車とか防災無線で対応したわけですが、聞こえない、聞こえづらいというふうなことがございました。ですから、これを受けて携帯電話の緊急情報一斉配信システムを活用できないか、またツイッター、フェイスブックを使えないかと提案しておりますが、これはどうですか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

災害時における市民の皆様への情報提供につきましては、防災行政無線や緊急速報エリアメール、また、ホームページ、ツイッター、フェイスブックなどを利用してお知らせをしております。さらに今後は、防災情報を含めた登録制の配信メールの整備も検討をしております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。



○15番（遠藤 実君） そのような状況をつくっていただいたということはありがたいと思います。常総の水害、あのときも、こちらのほうもそういうふうなものが流れておりました。これからもぜひお願いしたいというふうに思います。

次に、避難所です。

避難所の開設と運営はどうなっているかということですが、前は市内41カ所の指定避難所が、結局は7カ所しか開けなかった。これは、電話が当時使えなかったのも、職員同士の連絡態勢がしっかりとれなかったということも大きかったようですし、また、41の中では市の施設だけでなく県の施設もある、そういったところの調整がうまくいっていなかったという話も聞きました。この避難所開設と運営については、しっかり備えていただきたいと指摘をしております。また、これもご提案した福祉避難所ですが、これも目的どおり運用できるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

避難所の開設と運営につきましては、那珂市地域防災計画において災害時の担当業務が示されており、その体制は構築されております。例えば、ふれあいセンターの避難所開設は市民生活班が、運営は保健福祉班がそれぞれ担当いたします。教育施設の場合の避難所開設は、施設の管理者が、運営は教育班がそれぞれ担当をいたします。なお、避難所開設が長期に及ぶ場合は、避難者で組織する「避難所運営委員会」を設置し、運営することになっております。

また、福祉避難所につきましては、市内6法人13施設の社会福祉法人等と設置運営に関する協定を締結しております。こうした福祉避難所を含め、避難行動要支援者の方々の避難の方法や避難後のケアについては、これから作成する個人支援プランで明らかにしてまいりますというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） では、前回よりも避難所はしっかりと開設をし、また運営できる体制にはしていただいているというふうにとっていいのかなと思います。

ただ、福祉避難所、いわゆるその障がい者の方々、健常の方々と一緒に避難所の中で生活しづらいという方々用の福祉避難所がございますが、個別支援プランの作成を待つということですから、まだつくられておらないようですから、しっかり進めていただきたいと思います。また、こういう非常時には、我々健常者でも本当に混乱するわけですが、社会的な弱者、いわゆる、名前が変って避難行動要支援者という方々、こういう方々への支援体制はどうなっていますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

避難行動要支援者の支援につきましては、昨年度から本年度にかけて登録者の様態を把握するためのスクリーニング調査を行い、様態別の支援区分を行いました。現在は、要支援者に対し、自治会や民生委員などの避難支援等関係者へ名簿情報を事前提供することへの最終同意をいただいているところでございます。そして、これからは避難支援者等関係者からの協力を得ながら、避難行動要支援者一人一人の個別支援プランを作成していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 本当にその地域にいらっしゃる障がいを持っている方、ひとり暮らしの高齢者の方々、また外国人の方々、本当に大変だと思います。しっかりとそういった方々に向けてのプランを早急につくっていただきたいというふうに思います。

続いて、災害時応援協定を民間事業所と32カ所、自治体間相互応援協定を99自治体と締結しているということですが、実際にはほとんど機能しなかったということでは困るわけです。どのように機能するか具体的に内容を詰めてやっていただきたいと、これも訴えておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

民間事業者との災害時応援協定は、覚書も含めまして、今議員のご指摘がありましたとおり32事業所と締結をしております。自治体間では秋田県横手市をはじめ、環境自治体会議参加市町村などを含め、99自治体との締結をしているところでございます。

さらに、茨城県が主導し、県内44全ての市町村間で災害時応援協定を締結しておりますので、万が一、本市が災害に見舞われた場合でも、応援の要請を行えば、各市町村や民間事業者からは協定に基づきさまざまな応援をして頂けるものであり、その機能は十分発揮できるものと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 十分に発揮できるものというご答弁でございますので、ぜひそうなっていていただくようお願いしたいというふうに思います。

よく、自助、共助、公助と言われますけれども、大災害が起きたときには行政の力、公助、非常に大切でございますが、まずはご近所での助け合い、家族でのということで、やっぱり自助、そして共助が現実的だと思います。そういう意味で、地域における共助の組織である自主防災組織が非常に大切です。

実際、私の地元のかしま台自治会でも、昨日この防災訓練を初めて行いました。ご協力いただきました。また、消防本部からもご協力を頂戴いたしました。100名近い参加者をいただきまして、初期消火訓練、また、応急処置訓練をやったわけですが、実際やると、本当に

やってみてよかったという声が非常に多うございました。やっぱり頭で考えてみるのと、実際その目で見るとでは全然違うし、また、あと、見るのだけじゃなくて実際自分でやってみるといっても、まさしく大違いだということでございまして、非常にその訓練の意義というものを改めて私も実感したところでございます。

この自主防災組織が地域の中で非常に大事でございしますが、その結成の支援というものを訴えております。また、その補助金含めての支援というものを訴えてきておりますが、これはどうなっていますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

現在、市内69自治会のうち、52自治会で自主防災組織が結成をされております。未結成の自治会につきましても、できるだけ早く結成して頂けるよう、引き続き推進をまいります。

支援体制につきましては、現在結成時に35万円の補助をしており、平成28年度までは引き続き補助を継続してまいりたいというふうに考えております。29年度以降につきましては、結成補助から運営補助へと切りかえてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 今のご答弁ですと、市内69自治会のうち52自治会、ですから、残るところあと17自治会ですね、その分の結成時の補助金は確保しているということによろしいんですか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） そのとおりでございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） とにかく、本当、地域におけるやっぱり共助の非常に大切な組織でございますから、あとその公平の観点からも、既に補助したところと違いがないように、そこはしっかりと支援をしていただきたいと思うわけです。

では、いざというときに災害対策本部の貴重な戦力である職員の皆さん、いかに機敏にそのときに対応できるかというのが問われます。前回の震災時には、打ち合せの中でございましたが、職員の方が実際にどう動けばいいかわからなかったという、まさに切実な声も聞いておりますので、ぜひ職員の方の行動マニュアルをつくってほしいというふうに訴えました。これについてはどうなっているか、また、それが本当に機能するかを伺います。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

市職員に対しましては、那珂市地域防災計画に基づき、災害発生時から2日間の初動対応を中心に、迅速かつ適正に災害対策ができるよう「災害時職員初動マニュアル」を作成して

おり、災害時に職員一人一人が何をすればよいのかを日ごろから確認できるようにしております。

実際に、今年9月には、大雨特別警報により避難所も開設いたしました。また、抜き打ちでの職員の参集訓練などを行うとともに、その機会にAEDの使用方法や、初期消火訓練など毎年種類を変えて訓練を行い、災害時に対応できるようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） わかりました。

まず、マニュアルはつくっていただいたということ、大いに結構なことでございます。当然、ただあと、つくって終わりではなくて、そういうふうなさまざまな訓練をやっているという事もお聞きしましたので、ぜひ一度より二度、二度より三度、四度、いろいろな形でぜひやっていただきたいというふうに思っております。また、この災害時の行動の部分に関しては、私たち議会のほうもいろいろな先進地の事例を見てきたこともございますから、この議場でまさになにかしら起きたときにみたいな部分も、我々も考えていかなければならないと個人的には思っております。

では、この計画マニュアルができたのであれば、やっぱり今度は、次、本当にそのとおりに動くかという段階で、やっぱり訓練ですが、例えばまずその地震が発生したときにはいかに自分の身を守るかというのが大切です。近年は、シェイクアウト訓練といいまして、地震が起きたらすぐ机の下に潜ってというふうな自分の身の安全を確保するという訓練が広がっています。那珂市でもぜひ、こういうような訓練をしていただきたいと。職員の皆さんもそうですが、むしろできれば、というかむしろ、特に小中学校、お子さんの安全確保をなんとかやっぱり優先的に、これもやっていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

議員ご提案のシェイクアウト訓練は、世界中で行われている新たな地震訓練であり、定められた会場に集まることなく、参加者がそれぞれの場所で自分の身を守るための安全行動を一斉に行う訓練でございます。本市といたしましては先進地の事例を参考に、今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひ、検討してください。いろいろなところでもう既にやっております。これは災害、本当にいつ来るかわからないというところがございますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思っています。

では、その大災害時に備えまして、今まで聞いてきたようにいろいろなところで計画が練られており、マニュアルもできていますから、そのとおりに各地域で、また各部署で、想定

どおり動けるのか実際に試すということがやはり必要なわけですが、それも市内の一部だけじゃなくて、やはり那珂市内全域において、総合防災訓練をしていただきたいと思います。これは重ねて私も訴えておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

市といたしましては、現在、市内全域の自主防災組織の結成及び地域ごとの防災訓練に重点を置いております。また、避難行動要支援者の支援体制を構築していく予定でもございます。このようなことを踏まえ、自主防災組織との連携や避難行動要支援者の支援体制づくりの強化を行った上で、今後3年を目途に市内全域での総合防災訓練を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） 3年を目途にということでございます。実は前回、26年第4回定例会でも、同じく3年を目途にというふうにお答えをいただいているんです。1年たっております。また一方、その前回1年前、じゃ、市長のご答弁としてはいつでもできると。3年をもっと早くするのは可能だと。しかし、担当と一度打ち合せをしてみないとわからないと、そういうご答弁でございました。ただ、こちらも通告をしておりますので、担当と打ち合せをしないで答弁するのはいかがなものかと思いますが、ただ、打ち合せをされてみてどうだったか、もっと早くできないかを聞こうと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 簡便にやれると、やり方次第によっては、というふうに答えたのは、その訓練の内容、それからやり方次第では費用と手間をかけずにできるという意味で、そのように答えました。

事例を挙げれば、ひたちなか市では一会場で大々的な訓練を行うのではなく、市内に数多く開設した避難所へ各地区の住民らが避難し、その避難所において運営訓練をはじめ、通信連絡訓練、物資の搬送訓練、給水活動訓練などを実施しているとのことであります。このような、一会場で総合的な訓練を行うのではなくて、避難所ごとに自主防災組織が中心となって訓練を行うのであれば、市と自主防災組織との連携強化や防災機能向上、それから住民の防災意識の高揚など効果が高いのではないかと思います。

いずれにしても、市町村で実施している防災訓練のやり方や内容を参考にして、より実践的で効果の高い防災訓練を検討したいというふうに思っております。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員、質問残時間、5分切りました。

○15番（遠藤 実君） はい、わかりました。

本当、そのとおりなんです。やっぱりやり方なんだと思います。まず、基本はただ、いつ来るかわからないということです。もしかしたらきょう来るかもわからないんです。ですか

ら、そういった意味では、やっぱり個々の危機管理意識の問題かと思えますから、それでも計画案はもうできているんですから、まだ全部でなくとも自主防災組織が8割程度もうできているんですから、しかも、避難所の開設、運営の方法ももう確立されていますから、ぜひ、そういったものが本当にできるのかを試してほしいということなんです。

自主防災組織は、昨日の消防の方に聞くと、今年はかなり自主防災組織内で訓練はされているそうです。非常に素晴らしいことだと思っています。ただ、そういったまずは何かあったら、地域でまずその自主防災組織の指定した集会所なり公園なりに集まる、参集をする、情報をそこで収集をするわけでしょうが、そこから避難するわけですが、各小学校、中学校に。どういうルートを通って避難所に行くんですか。避難したときに学校をやっている場合は先生方がいますよね。児童、生徒もいるわけですよね、昼間であれば。そういう方々がどういふふうになりますか。そこに地域の方がわあっとう押し寄せるわけですよね。どういうことになりますかというのは、学校もそれぞれマニュアルがあるのはわかっています。ただ、それが実際にどうなるかを試してみましょねと、これを私は言っているんです。

まず、そういうふうな、通常平日、月曜から金曜まで週7日のうち5日間、しかもその昼という一番やりやすいパターンでまずやってみるといふのもいいと思います。でもなかなか、いろいろな学校のカリキュラム含めてありますから、土日という部分であればそれもいたし方ないでしょう。ただ、そういう避難所の協力を得ながら1回試してみるということなんです。ぜひ早くやってほしいと思うんですが、どうですか。再度、訴えます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 学校のほうとよく意向を確認し合いながら決断をしていきたいというふうに思っています。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） ぜひお願いします。

あと、もう一つ提案したいと思います。この防災体制に、先ほどお話をしたちばレポ、千葉市民協働レポートを使えないかなと思っています。この間の常総のときみたいに、水害がどこに、氾濫状況がきちっと的確に本部に上がっていれば、やっぱり的確な判断ができて、初動がかなりいいものができたと思うんです。それは、情報がやっぱり上がることが大事でして、どこに氾濫状況があるのか、どういうふうな倒木があるのか、市内がどうなっているかを、やっぱりこの、先ほどのスマホでいろいろと情報収集する、こういう内容はどうでしょうか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） 議員のご指摘は、いわゆるちばレポの活用というものを災害時に対応ができないかということかと思えます。先ほど、この件につきましては市民生活部長からも答弁がありました。市では、その実態や本市としての導入の可能性についての把握をしておりますので、今後、防災面での活用ができるのかどうかを含め、調査を行いたい

というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 遠藤議員。

○15番（遠藤 実君） しっかり調査をしていただきたいと思ひます。

全般的に今までの進捗状況を聞いてまいりましたが、いつ来るかわからない災害にしっかり対応していただくために、最後に市長から総括のご見解を伺ひます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 那珂市においては、大雨、地震、原子力などの災害が想定されますが、危機管理監が答弁で述べたように、災害時における職員の対応や応援体制の整備をはじめ、資機材並びに情報の発信などの整備を進めてまいりました。

現時点においてできる限りの準備を行ってきたので、万が一災害が起これましても対応は十分に可能であると考えております。しかしながら、これに満足することなく、資機材の整備や新たな応援協定の締結、情報発信並びに自主防災組織の強化などに努めていきたいと思ひます。また、来年、防災のスペシャリストを養成するために、一応政府のほうに派遣する予定ですが、まだ決定ではありません。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、遠藤 実議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

---

◇ 寺 門 厚 君

○議長（助川則夫君） 通告3番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 下水道未整備地区の整備計画について。 2. 防火対策について。

寺門 厚議員、登壇願ひます。

寺門議員。

〔2番 寺門 厚君 登壇〕

○2番（寺門 厚君） 議席番号2番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず最初に、下水道未整備地区の整備計画についてですけれども、昨年まで、私、この問題については三度、毎年質問をしております。これまでの結果をよく整理してみますと、下水道の整備状況ですけれども、財政事情を理由に事業進捗が大幅におくれているということがまず第1点。また、これまで30年かかっても下水道の整備率が25年度で36.5%、非常に進行が遅いと。それから、下水道整備が今後ますます長期化するばかりである、下水道の早期供用開始の要望に応じていくことが難しい状況にあると。

それから、今那珂市では公共下水道、農業集落排水、そして合併浄化槽による水洗化と、3つの方式があります。これで各地区整備をされていてまちまちであり、計画性も全くないということが言えます。これも、少子化による人口減少、超高齢化への急速な展開が進んでおり、使用者減が想定されます。

そして、最も重大な問題ですけれども、整備完了まで480億、これは昨年の答申の金額ですけれども、かかってしまうと。こんな莫大なお金が、これから30年かけて整備していくのかということになるわけでございまして、これらの状況を冷静に鑑みれば、もうこれ以上市民に対して、これからまたさらに30年までと到底言えませんよね。今こそ、区域指定や効率的短期間で整備できる手法を抜本的に変えるべきではないのでしょうか。

真剣に検討し、整備手法変更を早期に実現するために、私は今までずっと質問をして、今回も質問をさせていただくわけです。1日も早く整備手法の変更や区域指定変更の実現と早期の整備完了までいきますよう加速度を上げていただきたく、お聞きしてまいります。

平成26年度末で整備済みが37.9%ということで、未整備については面積でいうと3,258ヘクタールに対しまして2,022ヘクタールございます。27年度、公共下水道の整備状況はどのようなになっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

平成27年度の下水道の整備状況ということでございますけれども、現在、額田地区、門部地区、それから五台地区の面整備及び本年度より新たな区域の戸地区の幹線整備を行っているところでございます。本年度末には、整備済み地区が1,267ヘクタール、整備率で38.9%となりまして、全体計画区域内人口整備率といたしましては66.3%、戸数で申しますと約1万2,257戸となる予定でございます。市全体の、26年度末が2万1,630世帯でございますので、世帯数といたしましては約56%程度となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 整備率が38.9%ということでお答えいただきましたけれども、面積でいうとほんのわずか、31ヘクタールぐらいしか終わっていないという状況ですよね。これでいうとますますおくれるばかりということではないかと思えます。特に、その未整備につ



いては1,991ヘクタールでございますので、平均63ヘクタールぐらいずつ整備をしているわけでございますので、これでいうと、またまた30年は優にかかってしまうということが言えると思います。

未整備地区については、昨年確認しましたところ額田北郷の一部、本米崎の一部、門部の一部、後台の一部、中台、福田の一部、東木倉、豊喰、飯田、戸の一部、門部の一部、そして鹿島の一部、中里の一部、静地区ということで、菅谷を除いてほぼ全域にまたがっております。まだまだ未整備地区がこれだけあるということでございますので、これについては23年度進捗されたところはあるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

現在、平成22年度に策定された第1次整備優先地区というものを、平成33年度の完了を目標に引き続き整備をしております。ご質問の未整備地区につきましては、今年度新たな進展はございませんでした。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 平成33年度完了目標の整備区域にも入っておりませんよね、この地区は。当然、27年度でも進展した地区はないということになるわけですがけれども、じゃ、この未整備地区の整備計画はどのようになっているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

未整備地区の整備計画につきましては、現在行っております那珂市公共下水道事業整備計画作成業務の成果をもとに、平成28年度に全体計画の見直しを行った後、平成30年度に未整備地区の中で、次期整備地区であります第2次優先整備地区の選定を公共下水道審議会に諮り、決定される予定となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 平成28年度に全体計画の見直しをやって、それから平成30年に未整備地区の中で優先地区を決めていくと。決めるのは公共下水道審議会に諮って決定をしていくということですがけれども、この段階でも全体計画ではなく、要するに10年ぐらいでできるところだけの選定計画ということになっていますよね。これっておかしくないでしょうか。しかも、下水道審議会の中で決定するとのことですが、平成33年度で今の計画終わりますので、その34年度から整備をしていくということなので、それもまた10年しか計画を立てない。これは一体どういうことなんですか。今、未整備地区の方は、いつ俺たちのところは下水道がつくんだよということが一番知りたいわけです。なんでその全体計画も含めて整備計画がないのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

下水道事業につきましては、市全体での事業計画区域の設定はございます。しかしながら、それら全ての整備には多大な費用と時間が必要とされます。そのため、社会情勢の変動による財源確保の不透明さ、また社会情勢や各地域の状況の変化等による整備順位の変動や、あるいは全体計画の見直しによる整備手法の変更が考えられます。それによりまして、現在の10年程度の期間での整備計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 未整備計画、それから全体計画についても、3年前から毎年聞いていますけれども、答えは毎年一緒です。10年ぐらいしかできませんって、これどういうことなんですか。本気で考えていますか。市民のその悲痛な叫びを聞いているんですか。今、地方創生ということで人を元気にしようという総合戦略立ててはいますけれども、基本のこのインフラ整備ができていなくて、何がそういうこと言えるんですか。今こそ執行部、議会、我々議会もそうですけれども、市民、全体が知恵を絞って取り組まなければいけないのではないかと、私は強く思っております。

3年前から、整備期間も短く、そして費用も安くできる手法として、公共下水道の代る方策として、市町村合併浄化槽方式というものを提案しております。これについても、一昨年ですね、検討しますよということで調査にも入っていただいて、昨年からは調査をされていると思いますけれども、近隣市町村の外に他県等の事例も含めて、こういった調査分析はきちんとされているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

先ほど議員のおっしゃられました市町村型合併浄化槽方式につきましては、下水道整備の1つの手法といたしまして、去年までの調査内容、そういったものを含めまして、今年度におきましては那珂市公共下水道事業整備計画作成業務というもののなかで、地域性・有効性・経済性等の検討を行っている最中でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 公共下水道事業整備計画作成中ということなので、しっかりと検討していただきたいと思います。やっぱり、未整備地区の早期整備促進をするためには、公共下水道整備区域を市町村型合併浄化槽事業区域への見直しが不可欠となります。昨年度の回答では、未整備区域の見直しを始めたということですが、区域変更について、県作成の生活排水ベストプラン改訂に際しては、各市町村の地域状況に合せ整備計画を策定し、県が取りまとめを行うということのため、27年度までに整備計画の見直しをまとめることにな

っておりますけれども、この整備計画の見直しは完成しているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

先ほどの市町村型合併浄化槽方式展開調査進捗状況の答弁と重複いたしますけれども、整備計画の見直しにつきましては、現在行っております那珂市公共下水道事業整備計画作成業務の中で、地域性・有効性・経済性等の各事業手法の検討を、この年度末までの期間で行っている最中でございます。その成果をもちまして、全体計画の見直しを平成28年度の下水道審議会に諮る予定となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 区域変更等の見直しがいっしょに検討されて、整備計画全体の見直しされた計画として、そういう形で完了した形をもって、来年の下水道審議会に諮られることを大いに期待をしたいと思います。

次にいきますけれども、那珂市において、現在公共施設等総合管理計画というものを策定中だと思います。公共施設のメンテナンスや維持費、建てかえ等が築30年、40年経過した施設の集中により、その維持管理費が莫大なものになって自治体経営を圧迫する、言い換えれば存亡の危機に瀕するといった事態が間もなく訪れようとしております。その中で、本市においても公共施設の中で下水道は資産規模が大きく収入が低いため、多額の維持管理費の集中が予測されます。那珂市経営の悪化へとつながる懸念が大であります。今後の公共下水道整備を進捗する上でも、下水道事業の経営状態、財源確保についてもしっかりと把握をして、今後の対策を講じていかねばならないと思います。

そこで、下水道施設維持管理について、今後の集中の時期はいつなのか、費用はどれぐらいかかるのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

下水道の維持管理費につきましては、施設の管理・点検委託、修繕、運転にかかる光熱水費等や、汚水量にかかる県流域下水道の維持管理負担金等多くの経費がかかります。それらは整備の進捗に伴い拡大する管理区域、施設の増大、また、汚水量の増加に伴い年々増加傾向にございます。平成26年度におきましては約2億円で、全体の支出に占める割合は約8%となっております。

また、農業集落排水事業につきましては、県流域下水道の維持管理負担金等はございませんが、処理場を持っておりますので、現在の6処理区ごとに処理場がございます。それらの運転にかかる運転管理・点検、水質検査、あるいは光熱水費等を加えますと、同様に整備区域の拡大もしておりますので、増加傾向にございます。平成26年度におきましては約9,000万円で、支出全体の約9%を占めております。

今後の維持管理費の集中時期及びその費用等ということでございますけれども、現在やはり進めております那珂市公共下水道事業整備計画作成業務の中で、現在作成中でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農業集落排水事業も含めて、毎年増加傾向にあるという回答ですよね。集中する時期や費用は公共下水道事業整備計画作成にも大いに影響をしますので、しっかりと検討をお願いしたいと思います。

整備計画をきちんと策定しましても、当然財源が確保されて、施設維持管理費のある一定時期への集中を避けなければ、公共下水道事業経営は成り立っていきません。では、その財源確保と、そういった維持管理費の平準化策というのはどういう手を打っていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

財源確保と平準化策ということでございますけれども、維持管理費につきましては、国、県等の補助制度がございませんので、自主財源でございます使用料の増収に努めるべく早期供用開始、そして早期接続を促しまして、接続率、また収納率の向上を目指し、財源の確保を図っております。また、処理施設等の定期的な点検、診断、計画的な維持管理を実施いたしまして、長寿命化を推進することにより財政負担の軽減と平準化を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） まずは、できることからしっかりと対策を実行して行ってほしいと思います。

自主財源確保については、後ほど述べますがけれども、莫大な公債残高、これをどう償還していくということもあわせて考える必要があるのではないのでしょうか。さらに、那珂市経営全体の中での位置づけをきちっと認識して考えていく必要があるのではないのでしょうか。

では、那珂市全体の公共施設総合管理計画との整合性はとれているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

那珂市の公共施設総合管理計画につきましては、農業集落排水処理施設の6カ所が対象施設に入っております、インフラの重要な施設として最優先のものとなっております。これらの施設につきましては、施設の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮し、更新・統廃合・長寿命化などの整合性を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 農集排水処理施設、6施設がインフラ施設として最優先というふうに課題と挙げておられますけれども、維持管理コスト等を考慮し、更新・統廃合・長寿命化等の整合性を図っていくと回答いただきました。しかし、施設イコール建物ばかりではなく、インフラサービス、ソフト部分も含めて今後はどうあるべきなのかもしっかりと考えていただきたいと思います。

次に、一昨年の事業仕分けで下水道事業は要改善の判定を受けております。その後、下水道整備計画の見直しや経営改善に取り組んでいると思いますけれども、26年度の経営状況はどうであったのか、整備計画の見直しや経営改善で具体的にどのような取り組みを行い、どのような成果があったのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

まず、平成26年度の経営状況でございますけれども、公共下水道事業におきましては、歳入が26億7,576万9,202円に對しまして、歳出が25億7,841万120円で、歳入歳出差引残高が9,735万9,082円となり、次年度への繰り越しとしてございます。しかしながら、下水道事業の経営状況につきましては、市債及び一般会計繰入金に依存している状況にありまして、平成26年度決算におけます歳入に占める割合が、市債におきましては30%、繰入金が36%と高く、自主財源である負担金や使用料は19%という低い割合となっております。その外は国・県等の支出金、繰越金でございます。

それから、農業集落排水事業におきましても、歳入が10億2,084万7,795円に對しまして歳出が9億6,978万2,928円で、歳入歳出の差引残高が5,106万4,867円となりまして、それが次年度への繰り越しとなっております。下水道事業と同様に、農業集落排水事業におきましても、市債が占める割合が34%、繰入金の占める割合が23%と高い割合を占めております。その中で、分担金あるいは使用料の占める割合は10%と非常に低い値となっております。

このようなことから、受益者からの負担金、使用料収入を向上させるために、使用者が納付の指定期限が経過した後も未納であるものに対しては、督促状等を送付し納付を促し、長期滞納者に対しては、臨戸訪問による徴収や指導を行うとともに、滞納解消を図りやすくするための分割納付等の相談にも応じております。そのような結果、未納者が少しずつではありますが、納付していただけるようになってきております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今、お聞きしますと、歳入の60%強を市債や一般会計からの繰入金で賄っておると。残りを国・県の支出金、そして自主財源の負担金や使用料で賄うという極めて苦しい経営状態であります。滞納金回収改善には若干の改善効果があるにしても、経営改善にはほど遠い状況ではないかと思えます。下水道事業は、独立公営事業として独立採算が

経営の基本ということになるわけですが、現状は一般会計からの繰入金、平成26年度で5億7,000万円あります。これは毎年増加している傾向です。

もう一つ問題なのは下水道事業債、これについても105億6,000万円、それから農業集落排水事業債、これは40億5,000万円、合せて146億1,000万円という金額、もう莫大な公債残高があります。これは一般会計160億円、ほぼ近い数字ですので、両方合せて320億と大変な借金になるわけですが、これが今後整備をどんどん毎年進行させていくと、どんどんふえていくということになりますので、経営はますます悪化していくばかりという状況になってしまいます。この、まず多額の公債残高の内容について、償還年数ですね、それから金利の高いものはないのか、返済財源の確保策、公債残高減少策について伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

先ほどの公債残高で償還年数の最も長いものとしたしましては、公共下水道事業債の据置期間が5年、それから償還期間が25年というものでございます。また、金利の最も高いものとしたしましては、昭和63年度に起債いたしましたものが4.85%となっております。さらに、公債残高減少策としたしましては、将来の負担軽減のためにも、国の施策などにに基づきながら繰上償還や低利への借りかえを利用して、起債の抑制に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今、金利の高いもので4.85%という起債があるよというお話がありましたけれども、返済完了が間近いということもあるんでしょうけれども、これは何で今まで借りかえしなかったんですか。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） 借りかえの部分につきましては、金額あるいは自己財源の部分も充てる必要がございますので、そちらにつきましては財政のほうと協議しながら、全部の利率のものが借りかえできるというわけではございませんので、残っている分があるということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） もうこの外にはないですよ、こういう高金利のものは。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） 現在、4.85というもので残っているものとしたしましては、起債の残り期間が今年度も含めて4年間というところでございます。年度の残高としたしましては、約1億4,265万円となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 完了までちょっと期間が短いということもあるんですけども、可能であれば安いものに切りかえていただきたいと思います。

要は、起債減額をしながら財源を確保していくということでございますけれども、事業縮小という歳出抑制策というのは手段としてあるわけですが、インフラサービスをとめることは、当然市民にとってはライフラインの抑制ということになりますので、これは許されないことになりますので、自主財源確保にはインフラサービスを提供しながら同時に進めていかねばならない、もう悩ましい問題ですけれども、やっぱりその自主財源確保しながら自主独立経営に向けて、どのような手を打っていくのか伺います。

○議長（助川則夫君） 上下水道部長。

○上下水道部長（石川 裕君） お答えいたします。

下水道の事業には非常に多くの財源が必要とされますので、そのためには、財源の確保のために歳出を抑え、また、歳入をふやす必要があります。そのためには、引き続き事務事業の効率化、コスト縮減を図りまして、整備の進捗による早期賦課、接続率の向上を図ることによる負担金、使用料等の収益確保を図るよう努力してまいります。また、それでも一般会計繰入金金の減少や起債の制限により、どうしても財源の確保が厳しい状況となれば、さらなる全体計画の見直し、また、最終的には受益者負担の観点から使用料の値上げをお願いせざるを得ないのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今、いろいろ抑制策をやって、最終的には使用料値上げというお答えをいただきましたけれども、これ、使用料上げても基本的な解決にはなりませんよね、2割を自主財源で賄っている以上。これをやっぱり根本的に変えないとだめだと思うんですよ。もう一切ゼロにして、全く違った方法でやるということが必要ではないかというふうに私は思います。

例えば、その合併浄化槽方式を進めておりますけれども、これも流末がないとか、お金がないとか、そういう理由でなかなか進められないというお話ですけども、こちらも費用はもう公共下水道の半分以下で多分できると思いますし、当然、合併浄化槽も使用料を取って維持管理に充てて運営していくと。これも全地区公共下水じゃなくてもいいわけで、早急に検討をお願いしたいと思います。

来年、検討するというふうにおっしゃっていますけれども、それを待たずに、ぜひとも検討のほうをお願いしたいと思います。これについては、上下水道部担当部署ばかりではなく、執行部全体、議会、市民、金融界、大学、企業等も含め、一丸となって知恵を絞って、どうやったら安くできるんだという部分を考えていかななくてはならないなというふうに思いますので、ぜひそのリーダーシップをとっていただけたらというふうに思いますということで、

1 番目のこの下水道未整備地区の整備計画についての質問を終わります。

次に、防火対策についてですけれども、芳野地区内で、先月20日午後10時ごろ鴻巣地区で1件、25日午後7時ごろ飯田地区で1件、これは物置です。27日午前5時半ごろ戸崎地区で住宅1件と、わずか8日の間に3件もの建物火災が相次いで発生してしまいました。特に、10月27日の住宅火災では3人の方が亡くなるという大変痛ましい火災事故となってしまいました。この場をおかりしまして、亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、罹災された方に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、このようにわずか8日間で3件も連続して火災が発生しますと、地元住民の方は、特にその2件の火災については不審火ということで、再び不審火が起きはしないかということで非常に不安が広がっております。そして、早く対策を講じてほしいとの強い要望もありまして、今回原因を究明し、再発防止策を講じて1日も早く住民の安心・安全な生活を取り戻し、平穏な日々が過ごせるよう、そのために質問をしていきたいと思っております。

まず最初に、平成27年までの3年間の那珂市内の火災発生件数について、どれぐらい発生しているのか、地区別、件数別でお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

平成25年中の火災発生件数は22件でございます。地区別内訳といたしまして、菅谷地区3件、神崎地区6件、額田地区2件、木崎地区ゼロ件、芳野地区3件、五台地区6件、戸多地区ゼロ件、瓜連地区2件となっております。

続きまして、平成26年中の火災発生件数は26件でございます。地区別内訳といたしまして、菅谷地区7件、神崎地区3件、額田地区1件、木崎地区ゼロ件、芳野地区7件、五台地区3件、戸多地区ゼロ件、瓜連地区5件となっております。

続きまして、平成27年中の火災発生件数は10月31日現在で17件でございます。地区別内訳といたしまして、菅谷地区3件、神崎地区2件、額田地区1件、木崎地区ゼロ件、芳野地区5件、五台地区4件、戸多地区ゼロ件、瓜連地区2件となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 今、お答えいただきましたけれども、議長のお許しをいただきまして、資料を1枚配付させていただきました。この防火対策です。ごらんいただきたいと思っております。

今、お話がありましたとおり、25年から27年まで、25年が22件、26年26件、27年17件ということで、残念ながら私のいる当芳野地区が25件、一番多くなっております。大変、ちょっと心配をしているところでございます。冒頭申し上げましたように、わずか8日の間に3件も発生しておりますので、非常にその予防対策が急務であります。対策を打つためには原因究明が不可欠でございますので、その火災の原因について、25年、27年度で地区別に伺います。



○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

平成25年中の地区別火災原因については、菅谷地区、ストーブが1件、配線短絡が1件、不明が1件。神崎地区、不明が2件、配線短絡1件、コンロが1件、枯れ草焼き1件、燃えさしが1件。額田地区、不明が1件、燃えさしが1件。芳野地区、不明が2件、風呂釜が1件。五台地区、たき火が3件、風呂釜が1件、燃料ホースの老朽化が1件、放火の疑いが1件、瓜連地区、たき火が1件、枯れ草焼きが1件でございます。

続きまして、平成26年中の地区別火災原因については、菅谷地区、放火が5件、放火の疑いが2件。神崎地区、たばこが1件、揚げかすが1件、抵抗器の発熱が1件、額田地区、不明が1件。芳野地区、風呂釜が2件、たき火が2件、ストーブが2件、放火の疑いが1件。五台地区、放火の疑いが2件、たき火が1件。瓜連地区、放火が1件、放火の疑いが1件、たき火が1件、たばこが1件、配線の短絡が1件でございます。

続きまして、平成27年度中の地区別火災原因については、菅谷地区、不明が1件、たき火が1件、コンロが1件。神崎地区、水素爆発が1件、石油バーナーが1件。額田地区、ゴミの焼却炉の飛び火が1件。芳野地区、たき火が2件、放火の疑いが2件、不明が1件、五台地区、たき火が2件、たばこが1件、不明が1件。瓜連地区、たき火が1件、たばこが1件でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） また、配付しました資料をごらんいただければと思います。

やっぱり最も多い原因がたき火というのがありまして、次に不明、その次に放火の疑い、放火というふうになるんですけれども、放火の疑いと放火を合せますと、これ一番放火が主な原因に、第一番目の原因になります。

先日ありましたその芳野地区の2件の火災についても、放火の疑いということだったわけでございますので、地元では当然火事は出しちゃいけない、出さないようにと一生懸命注意をしながらやっているわけでございます。さらに、消防団による夜警や、女性防火クラブの家庭から火事を出さないという防火意識の啓蒙、毎年の地域防災訓練というように、家庭、地域でも防火活動をやっているわけなんですけれども、特にこの放火の疑いに対する対策について、家庭で、または地域でどのような対策を講ずればいいのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

放火は外の火災原因とは性格が著しく異なり、愉快犯や病的な犯行など放火の内容は幅広く、個々の対策が明確になっておりません。放火は人的要因より発生しますので、直接的な防火対策は難しいことです。放火の大半が夜中から明け方という人けのない時間帯で起きていることから、放火されない環境づくりが必要と考えられます。防犯灯、門灯、防犯カメラ

等など、人目に依存しない方法が有効とされております。

ご家庭では、1. 家の周囲に燃えやすいものを置かない、2. ゴミは決められた日の朝に出す、3. 道路にたまった落ち葉等は小まめに取り除く、4. 自動車、自転車等のカバーは防災品を使う、5. 郵便受けに郵便物等はためない、6. 塀や生け垣等はなるべく低くし、死角をつくらない、7. 不用品や古材等は整理整頓して物置等に保管する、8. 門扉、通用口、車庫、物置等のドアは必ず施錠する、9. 照明器具を設置し暗がりをつくらないなどの対策があります。

地域といたしましては、危険箇所の把握、近所間の連携、地域ぐるみの注意喚起、地区での防火意識の高揚が必要だと考えられます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 放火されない環境づくりが大事であるということ、それから人目につきにくいところ、いわゆる危険箇所、防犯灯つけたり防犯カメラ等の設置が有効である、あるいは家ですと門灯つけると。これは、防火だけではなく安全対策にも言えることではないかと思えます。

家庭では、先ほど言われました家の周囲に燃えやすいものは置かないということから、9項目の対策ということで挙げられておりましたけれども、これは一つ一つやっていくということが非常に大事なことではないかなというふうに思います。各ご家庭でも点検して、できているところ、できていないところ、できていないところはできるようにしていただければなというふうに思います。

また、地域での危険箇所の再点検、あるいは連携、防災意識の高揚ということについては、これはやっぱり徹底して周知が必要だと思います。何度でも広報やお知らせ版で告知をお願いしたいと思います。また、各地区の自治会主催の防災訓練時に注意喚起をしていただければ幸いです。

今回、警察署には、当地区の2件の火災原因が放火の疑いということで、警備強化のお願いをいたしました。市内特別警戒ということでパトロールを強化していただいております。また、当地区内で先ほど言われましたその危険箇所、可燃物があり、使用されていない資材置場など、これがございまして。こういった場所もいつ放火されるかわかりませんので、やっぱり地域の住民にも不安が広がっております。このような住宅地にある耕作放棄地や市街地の空き地、あるいは空き家などは火災予防からいっても、家屋倒壊の危険性もあり、いつ放火されるかわかりません。とても危ないところだと思います。こういう箇所の防火対策、どういうふうにするか伺います。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

耕作放棄地、空き家についての対策といたしましては、年1回把握調査を実施してござい

す。指摘箇所については市役所の担当課に連絡し、対処していただいております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 年1回というご回答でしたけれども、できましたら、あと1回、2回、巡回していただければありがたいなというふうに思います。そういうことで、知り得た危険情報については、担当部署での適切で迅速な対処をお願いしたいと思います。

また、先月の3件のうち1件は、残念ながら3人が亡くなってしまいました。この死亡事故の原因は、やっぱり一酸化炭素による窒息死ということだったわけですが、こういった事故を未然に防ぐといった予防対策はどういうふうになればいいのか伺います。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

火災での一酸化炭素による窒息死は、火災の発見がおくれることが大半です。特に就寝中は発見がおくれます。早期発見のためには、今のところ住宅用火災警報器の設置が最善策とされております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 火災警報器の設置ということが生死を分けるというお話になるわけですので、この住宅火災報知機の設置状況はどれぐらいなのか伺います。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

今年3月の春季全国火災予防運動週間に行いました調査では、各地区のご家庭281世帯を無作為に選定し、個別調査を実施した結果、62.3%の設置率になりました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 設置率が63%ということは、まだ4割近いご家庭で未設置ということになるわけですね。今回の死亡事故に至らないように、再発防止をするためにも未設置家庭へのこの警報器の設置促進、大変重要になるわけですが、どのような手を打っているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

春季、秋季の全国火災予防運動週間中、大手スーパーの駐車場をお借りして、街頭広報、イベントなどで消防コーナーを設けての設置促進、または随時広報誌、那珂市ホームページを活用して啓発を行っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) 街頭広報や広報誌、ホームページ、いろいろな媒体を続け、または現地の、スーパーの前の、週間のときにやっている。非常に大切なことなので続けていただきたいと思います。

また、地域の消防団の役割というのは、大体防火、事前の予防ということになるのかと思いますけれども、一例を申し上げますと、当地区の消防団の活動ですけれども、防災訓練、毎年やっております、それが終わったら、その日に各戸訪問しまして、去年は消火器の使用期限切れをチェックということで啓蒙をしている。今年は、住宅用火災報知機ということで啓蒙をして、設置を促進するといった運動も女性防火クラブのメンバーともどもやっているというような状況でございます。やる予定です。こういった消防団の活躍というもの、火事を出さないという運動には大いに役に立ちますので、ぜひ横展開していただけたらなというふうに思います。

今回は、放火の疑い、火災による死亡事故の防止策ということを中心にお聞きしましたけれども、改めて火災発生防止策を個人、各家庭、地域、消防がおのおのの役割を果たして、徹底して火災発生をなくし、生命、財産の喪失が決してないようにするために、火災発生の予防対策について、その対策を市民へどのように周知していくのか伺います。

○議長(助川則夫君) 消防長。

○消防長(増子正行君) お答えいたします。

火災原因である最も多い放火をはじめとし、失火による火災発生が主になります。放火、失火を防ぐためにも、日ごろから火災に対し注意を怠らないことが必要と考えられます。そのためにも、地域住民、近所同士がお互いに関心を持ち、常に火についての関心を失わないことであると考えられます。消防といたしましては、広報紙、那珂市ホームページ、地域自治会の訓練等を活用して、火災予防の啓発を進めていきたいと存じます。

以上でございます。

○議長(助川則夫君) 寺門議員。

○2番(寺門 厚君) 火についての関心をさらに高めていただけますよう周知の媒体をふやしていただいて、地域自治会の防災訓練等も大いに活用し、現場でのご指導、ご支援をさらに充実をお願いしておきます。

火災は、家も財産も全て灰にしてしまいます。不幸にも罹災されてしまった方への救済措置、これについては地元町内会、自治会の補助、共助体制、いろいろあるというふうに聞いておりますけれども、市としては罹災者の支援体制、具体的にどのような救済、または支援措置があるのか伺います。

○議長(助川則夫君) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(大部公男君) お答えいたします。

罹災者への支援体制ということでございますが、災害等により被災した市民、またはその遺族に対しまして、災害見舞金、災害弔慰金等を支給しております。建物災害の場合でござ

いますが、住宅の全焼、全壊、流出等の場合は10万円、半焼、半壊、一部流出の場合は5万円、また非住家の場合は1万円の見舞金を支給させていただいております。

また、人的災害があった場合でございますが、死亡、または死亡と推定された場合は10万円の弔慰金を、1カ月以上の入院加療を要する負傷の場合は5万円、1週間以上1カ月未満の場合につきましては、2万円の見舞金を支給しているところでございます。

さらに、火災等により居住できなくなった場合でございますが、住宅の賃貸に要する経費相当分の罹災者救済賃貸住宅助成金を交付してございます。助成の内容でございますが、家賃月額5万円を上限に6カ月間、また、入居に際して敷金及び礼金等の経費を要する場合には、15万円の範囲内で助成をしているというところでございます。

また、日本赤十字社から布団や日用品といった救済物資の支給がございますので、これらをいち早く災害のあったご家庭に届けられる体制をとっているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） お見舞金や住宅支援制度もあり、毛布や日用品などの救援物資も整備されているということがよくわかりました。また、今回の対応についても翌日には罹災者へのお見舞いをされ、迅速な対応がされたと聞いております。罹災された方は深い悲しみと心に大きな痛手を背負われていることと推察いたします。今後については、罹災者の方が心身ともに早く健康になれるよう寄り添って、支えになるようなケアが必要になるのではないかと思います。ぜひそのような心のケア体制、そういったものも構築の検討をお願いできればなというふうに思います。

今回の火事については、火事を発見された方が、何人もの方がいまして、すぐに119番等、通報をしてくださりました。本当にありがとうございます。119番通報は、発見された方が誰か連絡するだろうではなく、気づいた人は即119番通報をしていただきたいというふうに改めてお願いをしておきたいと思っております。それが早期消火につながり、大火、死亡事故防止にもつながります。その消防の受付と119番通報についてですけれども、来年1月26日から消防無線デジタル化に伴う広域連携による茨城県消防救急無線共同指令センターが稼働するというふうに、これ広報でも回っておりましたけれども、この共同指令センターの業務内容と、現在より体制が強化される点、これはどういうところなのか伺います。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

業務内容については、構成団体20消防本部の119番を一括して受信し、管轄消防本部に予告指令、出動指令を出し、災害出動をさせます。なお、119番以外の緊急通報システム・障害者用緊急FAX・一般加入電話の通報にあつては、消防本部で受信し、通報内容を指令センターへ報告して災害出動します。

体制強化につきましては、高機能の指令機器が配備されることにより、現場が発信地表示

され、素早く把握できることから、さらに現場到着の時間が大幅に短縮できます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 寺門議員。

○2番（寺門 厚君） 火災、事故等の現場到着時間の短縮は、迅速な消火活動ができ、救える命がふえることにつながりますので、大いに期待しております。

先ほど資料の中で、火災発生件数で、この那珂市内で唯一、木崎地区と戸多地区はこの3年間発生がゼロでございます。これは大変すばらしいことだと思います。両地区を見習って他の6地区についても、今後については市民、自治会、地域、消防、企業、各種団体、みんなで力を合せて火災ゼロを目指していく必要があるかと思えます。そして近い将来、火災発生ゼロの町那珂市の宣言ができるよう、防火防災活動に真剣に積極的に取り組んでいただければ、これは取り組んでいきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告3番、寺門 厚議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。14時10分を再開といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時13分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

---

◇ 筒井 かよ子 君

○議長（助川則夫君） 通告4番、筒井かよ子議員。

質問事項 1. スクールバスの運行について。2. 防災について。3. 都市計画道路菅谷・飯田線跨線橋について。

筒井かよ子議員、登壇願います。

筒井議員。

〔1番 筒井かよ子君 登壇〕

○1番（筒井かよ子君） 議席番号1番、筒井かよ子でございます。

通告に従いまして、質問いたします。

1番目、スクールバスの運行について質問させていただきます。

私は、現在後台第三地区に住んでおります。この地区は五台小学校の学区であり、私のところまで約3.5キロあります。さらに遠くまでが学——私を応援しているかのような音楽が

流れてまいりました。一番遠い児童は、約4キロの通学距離を毎日1時間以上かけて登校しております。朝は6時50分のころに家を出ます。

那珂市立小学校適正規模化基本計画によりますと、学校の通学距離は、小学校においてはおおむね3.5キロ以内となっております。ただし、五台地区の一部では小学校まで4キロ程度あると記されておりますが、それに対しての対処方法は何も記されておられません。現に、その距離については把握しているという記述であると解釈いたしております。

近年、那珂市内の小学校においては、統廃合により通学距離が遠隔であることから、現在スクールバスが運行されていることは承知しております。そこで、那珂市内の小学校において、現在のスクールバスの運行状況と、それに伴う学校までの距離数、一番近い児童の距離はどのくらいあるのかお聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

現在、スクールバスにつきましては、旧戸多小学校と本米崎小学校の児童を対象として運行をしております。スクールバスを利用しないで通学している児童もおります。統合となった両校の児童生徒の平均的な通学距離につきましては、芳野小学校、横堀小学校とも4キロ程度でございます。そのうち一番近い児童につきましては、芳野小学校、横堀小学校とも約3キロでございます。また、一番遠い児童につきましては、芳野小学校まで約8キロ、横堀小学校まで約5.3キロとなっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 今の答弁をお伺いいたしまして、もともとの学区の関係もあるのですが、かなり近い距離の児童も利用されていることがわかります。後台第三地区においては、統廃合によりスクールバスが運行されている距離と大差ないところから、むしろそれより遠いところから通っている児童がいることがわかりました。

実は8年ほど前、こんなに遠くから通っているのかということで、市のほうから福祉バスの提案がありました。このときはスクールバスでなく福祉バスでしたので、人数や時間など種々制約があり、条件が整わず、結局実行されませんでした。しかしその後、世の中の状況も変化し、子供会の編成も人数も変わったため、再びこの件についてご検討をお願いいたしたく質問いたします。

この道のりは、ランドセルを背負い、その他の荷物を持って通う距離としてはとても遠い距離です。高学年になればまだしも、1年生、2年生には大変です。雨の日、風の強い日、雪の日、傘を差して歩いていくのです。さらに、交通量の多い349号バイパスを横断し、水郡線の線路を横切り、さらに旧太田街道を渡って歩いていくのです。通学路になっているバードラインの歩道は幅が狭く、側溝のふたがゆがんでいるところもあり、危険箇所もあります。

また、下校時には高学年生が学校を3時から4時のころに出ても、家に着くころには5時を過ぎ、この冬の時期の5時はもう真っ暗です。バードラインを暗い中、小学生が歩いて帰る姿を見かけるたびに不安になってしまいます。防犯の点からも何とか改善をと思い、スクールバスがあったらと常々思います。そして、保護者からも同様の意見が寄せられております。学校側としては、この4キロを超す遠距離通学をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小学生の通学距離につきましては、おおむね4キロ以内とされているところでございます。徒歩による通学は、運動量が減少傾向にある現代生活において、体力を養い、規則正しい生活リズムを身につけるためには有効であると考えております。一方、その反面、ただいま議員のほうからお話がありましたように、低学年の体の負担、あるいは特に冬季下校時の安全性などの問題もございます。児童の登下校の安全対策につきましては、PTAやボランティア、地域まちづくり委員会等のご協力をいただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 国の指針としては4キロ以内ということらしいですが、そして、地域の方々も朝の立哨指導など積極的に見守っていただいております。しかし、悪天候の日は、親の心情としてびしょびしょになって歩いていく我が子の姿に忍びなく、車で送っていくことが慣例的になってきております。しかし、職業を持っているお母さんがほとんどですので、職場の始業時間に影響し、つらい選択をするお母さんもおります。政府は女性の活躍を、女性の社会進出を推し進めている今日、こんなところで足を引っ張る状況をつくってしまっております。雨の日、風の日、子供の通学方法に心配することなく仕事に専念できる状況になってほしいのです。

さらに、この遠距離通学の現実が思わぬところに影響しているのです。一旦、独立した子供たちが、孫が小学校に入学するのを機に親の近くに帰ろうとするのですが、学校までの徒歩通学が遠いために敬遠してしまうのです。そのために空き家になるケースもありまして、とても深刻です。あえてひたちなか市に家建て、津田小学校へ通うという選択をする家庭も多々あります。これは、那珂市の人口減少につながります。子育て環境を整えて、定住促進を図る自治体も多くある中、このような状況を見過ごしている那珂市では困ります。一考を望みます。

そこで、私は、この遠距離通学に対してスクールバスの運行を切に希望します。市は、統合による遠距離通学についてはスクールバスを運行するとしておりますが、最初に質問しましたように、統合でなくても、遠距離通学の範囲内であれば検討していただきたいと思っております。現在、子供会の人数は39名であり、この全員を対象としていただきたいのですが、いか



がでしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

スクールバスの運行につきましては、ただいま議員からもございましたように、統廃合に伴う児童の通学手段として運行をしております。現在、それ以外でのスクールバスの運行につきましては、計画はございませんので、大変申しわけございませんけれども、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） そうでございますか。統廃合以外でのスクールバスの運行の計画がないということでは、今日現在はいたし方ないと言えません。

この遠距離通学は、確かに早寝早起きの習慣や運動能力の向上など、利点となる点もあるかと思えます。将来この遠距離通学をしたおかげで、後台第三地区からオリンピックの選手が出るかもしれないことを期待いたします。さらに、交通安全面や防犯安全性の観点から、学校側からもぜひまちづくり委員会やPTAなどへの働きかけを、なお一層していただけるよう、強く強く希望いたします。

スクールバスの点は今のご返答のようですので、もうこれ以上は進めません。しかし、また時期が変りまして、状況が変りましたらば、再度質問することがあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

続きまして、防災について質問させていただきます。

防災につきましては、前の議員の方も防災についての質問はいたしましたが、少し観点を変えて質問してみたいと思えます。

災害はいつ我々に降りかかってくるか予測がつきません。さきの東日本大震災は未曾有の災害でありました。那珂市にも大きな爪跡を刻みながらも、市民全員が全力で復興に取り組み、大方のところでは以前の生活ができるようになってきました。あれから4年8カ月が過ぎ、人々の脳裏からは徐々に薄れてきているかもしれません。しかし、それに伴う傷跡は物心両面でまだまだ深く残っている現状があります。

そしてまた、この夏、常総市を中心とする関東・東北豪雨による甚大な災害に見舞われました。堤防の決壊という天災とも人災ともいえるような災害でした。濁流の中、家屋が跡形もなく流されていく状況を映像で見ながら、茫然といたしました。

ここ那珂市は、洪水や津波による災害に見舞われることは余りないことから、ややもすると、防災に対しての身構えは薄いのではないかとと思われます。しかし、地震や竜巻といった天災には備えておく必要があります。そこで、日夜市民の生命と財産を守るために努力されておられる消防の皆様の活動について、いくつか質問させていただきます。

今回の常総市への応援体制につきましては、広報なか10月号「市長のコラム」の記事で紹介

介され、多くの市民が把握されたと思いますが、あえて質問いたします。今回の豪雨災害による常総市への消防職員の派遣人数と救助の内容についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

当消防本部の活動状況でございますが、平成27年9月10日木曜日14時22分、茨城県消防相互応援協定に基づいて応援要請を受け、茨城県常総市内に救助艇を積載した資材運搬車・指揮車の2車両5名にて、14時53分に出場いたしました。

常総広域消防本部水海道消防署に到着後、他消防本部と合同で常総市中妻町地内に出場、当消防本部の救助艇にて救助活動を開始し、浸水家屋2階に取り残された女性1名を救出、さらに、別家屋2階ベランダに要救助者1名を確認し、救出後、急激な増水のため活動拠点を相平橋西交差点東側に移動、その後も西側の中山町・相野谷町に要救助者が多数確認されたため、昼夜も問わず救助活動を継続し、他消防本部と合算で59名を救出いたしました。また、隊員の疲労を考慮し、適宜に救助隊員を交代しながら活動を継続し、26名を救出、その後は逃げおくれ者の捜索活動を実施いたしました。

活動日といたしまして、平成27年9月10日から9月14日までの5日間で、延べ出場隊員は36名、85名を救出いたしました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 大変、多くの方々に救出されたことに深く敬意を表します。私は、テレビ中継で電柱に掴まって必死に救助を待つ男性がヘリコプターに助け上げられたときには、思わず涙がこぼれました。救助に携わった職員の方々は、被災現場を目の当たりにされて、災害に対するさまざまな思いがきつとおありでしょう。救助に当たった職員の感想を聞く機会があるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答えいたします。

12月5日に那珂市総合センターらぼーるで開催いたします、那珂市消防職員意見発表会で発表する職員もでございます。また、平成28年1月22日金曜日13時から16時まで、日立市若葉町の日立市民会館におきまして、第3回茨城県救助研修会が開催されます。テーマは、「頻発する気象災害への対応能力の向上を目指して」、事例発表といたしまして、平成27年関東・東北豪雨に係る活動内容を、日立消防本部、常総広域消防本部、茨城県防災航空隊、水戸市消防本部が発表いたします。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） この体験談を、ぜひ多くの方々に聞いてほしいと願っております。

そして、昼夜を問わず現在も救急車のサイレンは頻繁に耳にします。特に、年末に向けて

急病や事故など、私たちの身の回りで突如起こる災難に迅速に対応してくれる救急隊の方々  
は、大変心強い市民の味方です。平成27年度中の救急出動件数等についてお伺いいたします。  
実は、ここに参考資料として、議長のお許しをいただきまして配付しておりますので、それ  
と合せてご答弁のほうをお聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答え申し上げます。

平成27年中の救急出場件数でございますが、1月1日から10月31日現在、救急出場件数  
が1,680件、事故種別といたしまして、急病が997件、交通事故が230件、医療機関から医療  
機関への転院搬送が193件、一般負傷が187件、その他が73件でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 今、お聞きしましたように、こんなに多くの出動回数となっております  
ますが、この救急車の要請内容はどのようなものかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 消防長。

○消防長（増子正行君） お答え申し上げます。

緊急性がないのに救急車を利用する方が増加しており、このままでは本当に必要な方を待  
たせる心配も出てきております。消防本部では、市の広報紙に掲載や、救急講習会等で救急  
車の適正利用に協力を呼びかけております。また、救急車の後部ガラスに、「救える命を救  
いたい、救急車は緊急の人のために」のステッカーを張り、広く市民に広報を行っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 救急車要請の場合の、軽症の場合の救急要請は、全国的に問題にな  
っており、一考が必要であると思っております。参考までに那珂市の公式ホームページを見  
ますと、平成26年度程度別救急搬送人数と割合では、要請が1,791人のうち883人、実に  
49%が軽症という結果が出ております。さらなる広報活動を行っていただくことで、救える  
命を救っていただくことを強く要望いたします。

次に、市内において洪水や土砂災害などが起こり得る危険箇所を把握しておるのしょう  
か。そしてまた、そこにはどのように対応していただいているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

市では、洪水及び土砂災害の危険箇所を示したハザードマップをそれぞれ作成し、全戸に  
配布し周知を図っております。洪水の危険性がある区域といたしましては、久慈川沿いの本  
米崎、額田、門部、北酒出、鹿島、瓜連、下大賀地区の各一部、また、那珂川沿いでは、下  
江戸、大内、田崎、戸、中台、東木倉、西木倉地区の各一部を浸水が想定される区域として

指定をしております。

なお、昭和61年の台風10号による大雨では、那珂川沿いの戸多地区や久慈川沿いの下河原地区では床上、床下浸水の被害に見舞われましたが、その後、両河川での堤防の改修や久慈川沿いの木崎・下河原・本米崎地区で湛水防除事業が行われたことにより、大きな被害は出ておりません。

土砂災害につきましては、市内12カ所を地区ごとに表示しており、危険区域内にお住まいの住民の方に対しましては、長雨による土砂崩れの可能性があることなど、個別に注意喚起を行っております。

また、さまざまな災害の発生する可能性が高まったと判断した場合には、防災行政無線や携帯電話会社による緊急速報エリアメール、市のホームページやフェイスブック、ツイッターなどを利用し、各種の災害情報を提供しております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 十分な備えがなされていることがわかりました。

先日の新聞紙上に、公立小中3,000校消防設備劣化という、全国的に学校の消防設備などに不備な点が見受けられるという記事がありました。例えば、期限切れの消火器や火災報知機の不備などが挙げられておりました。そこで、那珂市にある学校における消防設備の点検及び補修状況についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

小、中学校の消防用設備の点検につきましては、消火器の使用期限の確認や設置場所を含め、年2回実施をしております。不具合等が見つかった場合には、その都度、修繕等の対応を行っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 今、お答えいただきましたように那珂市では万全な体制をとっておられるということで、安心いたしました。若い世代が日常生活を送る場所でありますので、細心の注意を講じていただくことをお願いいたします。

災害時は誰も頼りません。自分で行動しなければなりません。那珂市は比較的災害が少なく、危機感を抱いて防災避難グッズなどをしっかり備えている人は少ないのではないのでしょうか。ぜひ、各家庭で、事業所で、備えておいていただきたいと思います。

では次に、都市計画道路菅谷・飯田線跨線橋について質問いたします。

長い間工事がされておりましたが菅谷・飯田線跨線橋の工事が、現在急ピッチで進められ、いよいよ大詰めに迎えていることは市民の話題となっております。私も毎日のように現場を横目で見ながら349号線を走っています。27年度中ということは承知しておりました

が、ここまで来ているのだからいつ開通するのかという質問が、たびたび寄せられます。県の都市計画道路ではありますが、完成時期について質問いたします。ずばり、開通予定時期はいつになるのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

都市計画道路菅谷・飯田線は、国道118号から国道349号バイパス、さらには国道6号を経てひたちなか地区を結ぶ東西方向の幹線道路の一部であるため、早期整備が望まれてまいりました。

平成3年度より県事業として事業着手をし、整備計画延長1,950メートルのうち、平成15年までに1,360メートルについて供用を開始し、残る旧349号から国道349号バイパスまでの橋梁区間304メートル、道路改良区間355メートルの完成時期につきましては、県に確認したところ、まだ具体的な日程は決定していないとのことでしたが、ただいま議員からもご指導がありましたように、27年度中より供用を開始する予定であると伺っております。正式な開通式につきましては、今後、県のほうから説明があると思います。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） 平成27年度中ということは、来年の3月ということもあり得ますから、そうしますと、私はここにいるかどうかわかりませんので、今のうちにもう一つだけお聞きします。

市民が待ち焦がれていた跨線橋の完成を地域一丸となってお祝いしたいとの提案も寄せられております。那珂インターから6号国道まで直線で結ぶ那珂市内の主要な道路です。沿線の経済発展にも大いに寄与することも予想され、地域では大いに盛り上がっております。さらに、跨線橋という性質から水郡線の電車を撮影するスポットにもなり得ます。撮影マニアにとっては最高の場所になることでしょう。そこで、跨線橋の完成時のセレモニーについて質問いたします。

完成時には、関係する後台、菅谷、飯田、その他も含めて、那珂市内の郷土芸能などで完成をお祝いしたらよいのではと提案いたします。例えば、東木倉・堀之内の太鼓、地元小学校の鼓笛隊パレードなど提案いたしますが、市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

完成セレモニーにつきましては、ただ形式的に行うものではなく、地元と一丸となってお祝いをするという意味で、郷土芸能や吹奏楽等で式典に花を添えることは非常に大切だと考えておりますので、開通式典の開催曜日等にもよるかとは思いますが、賛同をいただければ、開通式を主催する茨城県のプログラムに取り入れていただけるよう要望をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） この提案については、市長のお考えもお伺いいたしたいのですが。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） ご提案のとおり、郷土芸能や吹奏楽等で式典に花を添えるということは非常に大切なことだと考えておりますので、建設部長の答弁のとおり、市のほうから県のほうに直接働きかけをして、主催する県にプログラムに取り入れていただくように要望していきたいと思っております。

今週、大宮土木の所長がいらっしゃるということなので、そのときに、先ほどお話がありました開通のときもいつになるのかとか、それから、今議員のほうからご提案いただいた件につきましても、なるべく多く取り上げてほしいということで要望していきたいというふうに思っております。後でご報告したいと思います。

○議長（助川則夫君） 筒井議員。

○1番（筒井かよ子君） ぜひ、そのようにお願いいたしたいと思います。地域一丸となって開通をお祝いしたいと思っております。そして、これを契機に那珂市がますます発展することを望みまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告4番、筒井かよ子議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を3時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 3時00分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

---

#### ◇ 小 宅 清 史 君

○議長（助川則夫君） 通告5番、小宅清史議員。

質問事項 1. 4年間の一般質問を振り返って。

小宅清史議員、登壇願います。

小宅議員。

〔3番 小宅清史君 登壇〕

○3番（小宅清史君） 議席番号3番、小宅清史でございます。

早いもので、初当選からもうすぐ4年がたとうとしております。思い返せばいろいろございまして、一般質問においては毎回夢を持って挑んできたつもりでございます。つい白熱して市長に強い口調になってしまったこともございましたが、大きな心で受け取っていただければ幸いです。

3年半の間で8回の一般質問を行ってきました。常に市がよくなるように提案型の一般質問を心がけてきたつもりでございます。市政の状況を聞くということに終始することなく、未来に向かって、那珂市にとってどういう施策が必要か、問題解決のためにはどうしたらいいかを考えながら提案してまいりました。今定例会がこの任期で最後の一般質問となりますので、過去に質問、提案させていただいた事柄についてその後どうなったか、市政に生かされているものはあるのかなどを中心にお聞きしていきたいと思っております。

さて、まずは不育症の助成についてでございます。

これは、平成24年6月の定例会において質問をさせていただきました。不育症というのは、妊娠はするものの、おなかの中でうまく育たず、流産や死産を繰り返してしまうというものでございます。当時は県内で不育症への助成を行っている市町村は日立市だけでした。3年半が経過いたしましたして、現在県内の自治体で不育症への助成を行っている市町村は新たにふえたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

不育症の助成については、ただいま議員からありましたように、平成24年第2回の議会の一般質問において提案を受けております。その際に、国・県の動向を注視しながら情報収集に努めるという答弁をさせていただいているところでございます。当時、助成をしていたのは日立市だけということでしたが、その後調査しまして、今年度の調査では、東海村が平成25年度から、常陸太田市が26年度から助成を開始しておりまして、県内では2市1村となっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ありがとうございます。

助成の実際の申請があったかどうか、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 26年度の実績でございますが、日立市が9件、常陸太田市はゼロ件、東海村が4件と聞いております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 日立市が1市だけだったところからいきますと、わずかにふえたということだと思います。くしくも日立市、常陸太田市、東海村と、本市と隣接自治体でござい

ます。やはり子育てに力を入れております常陸太田市や日立市など県北の自治体、東海村も率先して取り組んでいるということだと思います。日立市で9件、東海村で4件の申請があったということは、貴重なデータであるというふうに感じます。治療がうまくいけば、その相談件数分の赤ちゃんが生まれる可能性が高まるということですので、その成果を期待するばかりであります。不育症におきましては、専門の治療を受ければ不育症胎児の80%以上が助かるというデータも出ております。

さて、本那珂市では、今後助成を整備していく予定はございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

不育症の助成を実施している自治体、これは全国的にもかなり少なく、県内でも先ほどの答弁のとおり3つの自治体にとどまっているという状況でございます。また、茨城県においても助成を開始する動きはまだないという状況の中で、当市においても不育症の助成をするということについては、現在のところまだ考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） そうでございますか。それは非常に残念です。住みよさも売りにして、子育ても、育て、生みやすいという環境を那珂市は標榜していくことであれば、他市におくれず、しかも隣接自治体というところがやっているわけですから、そこにおくれをとるようなことなく進めていただきたいと願うばかりであります。

申請数を伺った限りでは、そんなに多い量というわけではないかもしれませんが、ですが、大事なのは金額の問題ではなくて、これも3年前にお話ししましたが、これが病気だということ認識していただくと、そして適正な治療を受けてもらうということが一番重要なことなのではないかなというふうに思います。自分が悪くて、流産してしまったのは自分に責任があるのではないかというように、女性が自分を責めてしまうというような話も聞きますので、そういうことではないという認知がまず大事だろうというふうに考えます。

少子化のこの時代、新生児は貴重です。赤ちゃんの命が救われるということで、家族やその両親も救われます。病気を知ってもらって、適切な治療が行われるということのためにこれを啓発するということであれば、すぐにでもできるのではないかなと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

現在、市の広報紙を利用しまして、歯科医師会・薬剤師会と連携しながら、医療・保健等に関する記事を掲載することで、健康に関する啓発を行っているというところでございます。不育症につきましても広く周知を図るため、不育症はどういう病気なのかなど、わかりやすい記事を掲載しまして、啓発に努めていきたいと考えております。



以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） ぜひ、まず知ってもらうための啓発をすぐにでも行っていただきたいと思えます。

続きまして、シティープロモーションについてということでお伺いたします。

これは、平成25年9月の定例会において質問、提案させていただきました。この際もご説明しましたので、シティープロモーションの定義については省かせていただきます。その際、シティープロモーションを推進していくべきと提言させていただきましたが、当時はまだ担当部署も決まっておらず、先進事例の調査もこれからということでのという答弁でした。担当部署、先進事例の調査など、その後の進捗はどのようになっていますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員のほうからございました平成25年第3回定例会での議員への答弁を踏まえまして、先進事例等の調査を開始いたしまして、平成26年1月に行政と市民が一体となったプロモーション活動について、調査報告書としてまとめたところでございます。

調査の方法といたしましては、まず、一般財団法人地域活性化センターの「シティープロモーションによる地域活性化の事例集」を参考といたしたところでございます。この資料は、全国自治体のシティープロモーションの展開について特徴的な取り組みを取りまとめているもので、全国48自治体がどんな地域資源を魅力として活用しているか、また、担当部署はどこにあるかといった事例を収集しているものでございます。

これらによりますと、やはり観光を資源としてプロモーション展開している自治体が一番多くなってございまして、続いて食・グルメの順となっております。全庁的なイメージアップ、戦略においては、企画部門、食・グルメ、観光の切り口では産業部門が担当している自治体が多いという傾向でございます。その外、独自に先進地として子育て世帯の定住化の取り組みの先進自治体であります流山市、それから食・自然・薬によるイメージアップを図っています富山市等の5つの自治体を取り上げ、個別の事例としてシティープロモーションの取り組み内容について調査をいたしたところでございます。

これらの調査を通しまして、結論といたしましては、やはり那珂市におきましても地域の魅力を内外に広め、地域のイメージをブランド化するために、あらゆる方面から総合的、戦略的にプロモーション活動を展開していくことは、大変重要だと認識を新たにいたしましたところであり、取り組む必要があると考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 取り組む必要があるということで、私の一般質問も意義があったのかなど、ちょっと今、思っております。那珂市でこの先シティープロモーションを進めていく

という上で、ずばり那珂市の魅力は何になりますか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま、議員より那珂市の魅力についてずばり答えるようにというご質問でございます。やはり、議員もかねてよりご承知のように、那珂市の魅力は、生活の場としての住みよさではないかというふうに考えているところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、調査報告書では、観光やグルメといった資源を魅力として発信していこうという自治体が、全体の約6割を超えておりました。残念ながら、那珂市には市民が誇れる地域資源というものはございますけれども、対外的に大きくアピールできるような観光資源等はございません。近隣自治体と比較しましても、特に際立った好条件は見当たらないというのが現状でございます。

ただ、しかしながら、民間の調査でも3年連続住みやすいまちとの評価を得ておりますのも、また事実であろうかというふうに思っております。那珂市が今後、何を魅力としてプロモーションを展開していくべきなのかというときには、自然豊かで地理的条件に恵まれ、通勤通学などの生活利便性に富んだ住みよさは、大きなポイントになるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 住みよさが一番だというのは、やはり住んでいる者としては大変うれしい限りでありますし、やはりこの住みよさをアピールしていくという執行部のその答弁も、非常にいいなというふうに思います。

住みやすさをアピールして定住人口をふやすと。ですけれども、ハード、ソフト、サービスをどんなによくしても、これはやっぱりプロモーションが下手だと、やはりうまく周知することができない。いいものがあっても、知ってもらわないとなかなか人口の定住促進にはつながらないということになると思うので、そのためのシティプロモーションでございまして、いかにうまく見せるかということが大事でございまして、魅力発信のために何か取り組んだこと、何か進んだことなどございましたら教えてください。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

前回の議員のご質問を受けまして、シティプロモーションの調査報告書をまとめてから、もう既に1年以上経過してしまいましたが、今年度シティプロモーションの指針を、現在策定中でございます。先ほどお答えしました住みよさを那珂市の最大の資源として捉え、この魅力を漠然としたイメージではなく、具体性を持っていかに内外に発信していくかという、まさにプロモーション展開の方策につきまして、現在基本的な考え方、今後の展開について検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） まち・ひと・しごと創生という言葉とも相まって、地域間競争が今一層激しくなっています。那珂市の魅力を大いにアピールしていただきたいというふうに願います。

この質問の際に、住民サービス向上のためには、スマホやパソコンを使った双方市民参加型のネットワークの構築が必要であると申し上げました。こちらのほうの検討はどのようになっていますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答えを申し上げます。

市民参加型のネットワークの構築につきましては、このたび策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略初版におきまして、ICTを活用した取り組みについて位置づけをいたしたところでございます。市の魅力を市民と共有し、ともにシティプロモーションの展開をしていく上で、市民との情報ネットワークとなる双方向型のコミュニケーションの導入が必要不可欠であると考えているところでございます。

現在、これを実現する具体的な手法となる情報収集発信の方法や、生活利便性向上のための新しい取り組みとして、市民協働サービスポータル構築を進めるため、庁内における情報発信のメニューなど、現状調査や運営内容などにつきまして検討を始めたところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） やはり、その自治会からの意見の集約というのがありますが、自治会に属していないという方がいらっしゃるというのも事実でございます。そういった方もこのICTによる双方向型のコミュニケーションということで、情報を市が直接酌み取ることができるというようなことは、やはり必要なのではないかなというふうに思います。ですので、ぜひ、これは早急に進めていただきたいというふうに願います。

それから、さらに近隣他の市町村との共同プロモーションも視野に入れてはどうですかというような提言をさせていただきました。その後、こちらは何か進捗はございましたか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

広域で地域の魅力を発信していくという取り組みは非常に重要でありまして、これまでも県央地域首長懇話会などの協議を通じまして、観光の分野についていばらき県央地域観光協議会の中で、県央地域の周遊ルートを提案するなど、共同したPR活動を行ってきたところでございます。ただ、那珂市の魅力は、先ほどもお答えしましたとおり、住みよさであると認識をしております。この点に関しましては、近隣自治体との共同というよりは、那珂市独

自に戦略的にプロモーションを展開し、他市町村との差別化を図っていく必要があるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） この独自性と戦略的プロモーション、非常にすばらしいと思います。ぜひ、外の自治体に負けずにやっていただきたいと思います。先ほど不育症のときに、日立市、東海村、常陸太田、近隣自治体は取り組んでいるのに那珂市が取り組みがないということでしたが、こういうこともおくれずに乗っていただきたいと願うばかりでございます。引き続き、シティープロモーションを積極的に行っていただきたいというふうに願います。

以上でシティープロモーションについては終わりにいたします。

続きまして、上菅谷駅前のガーデニングについてでございます。

前回9月の定例会で、一般質問でお話ししました。上菅谷駅前のロータリーの植え込みについて、高校生、保育園児、カミスガプロジェクトメンバーのボランティアによって、花などが植えられておりました。ですが、やはり予算もない中、なかなか行き届かないというような話もございましたが、上菅谷駅前整備事業も終盤を迎えてまいりました。今後、あそこのロータリーはどのようにしていく予定なのでしょう。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

平成20年度より、これまでボランティア団体のご協力により花植え活動や除草作業をしていただき、大変感謝しているところでございます。今後につきましては、来年度ロータリー内に低木を植栽する予定でございます。なお、駅前広場は他の都市施設と同様に、それぞれの管理者が維持管理の責務を負う施設であり、広場の永続的な管理や安全面からしても、整備後は市で管理していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） そうですか。駅前をきれいにして、那珂市に来ていただいた人、上菅谷駅を使って通勤通学をする人、こういう人たちが気持ちよく電車の乗りおりをしてもらいたいという思いのもとで始まった植栽事業でございますので、思いは一緒でございます。那珂市をよくしたい、那珂市をよく見てもらいたいということが原点でございますので、今後市のほうできちんと整備をして維持管理をしていってくださるということであれば、それはそれにこしたことはないのではないのでしょうか。

一方で、ですが、今までボランティアがやっていたので、それを一斉に市で取り上げるというような形にならないように願うばかりでございます。ぜひ、まちづくり委員会ですとか、自治会ですとか、今までやっていたボランティアの人ですとか、そういった人たちも、やは

り愛着を持って駅を使えるような場所にしてほしいというふうに思います。市有地を民間活用で活性化を図ることを検討してほしいという要望を前回いたしました。花壇も同じで、民間による管理、こういったものがあつたほうが、やはり市にとっては一方的にならずにありがたいことなのではないかなというふうに考えるんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答え申し上げます。

市有地や花壇を住民やボランティア団体等の協働により管理していくことは、今後まちづくりにおいて大きな力になります。このような機運を大切にしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） そうですね。機運を大事にして、まさにそのとおりだと思います。やっていただきたいと思います。まちづくり委員会、ボランティアなど、うまく協力しながら、あそこは顔です。殺風景にならないように、美しい花が咲き、市民が交流できるようなエリアになるということを期待してやみません。

以上で上菅谷駅前ガーデニングについては終わりにいたします。

それでは、続きまして空き家問題についてでございます。

平成24年12月議会におきまして、空き家問題について質問をいたしました。こちらも当時は担当課が定まっていないというようなことでもございました。当時、那珂市の空き家件数180件というふうに伺っておりました。本年、自治会組織にお願いして空き家の調査を行ったというふうに伺っております。3年前から比べて空き家の数というのはどのように変化したのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

3年前の平成24年12月の定例議会における小宅議員の質問に対しましては、約180棟の空き家があるとお答えしております。これは、当時の消防本部による火災予防調査で確認された棟数でございます。今年度は、市内の69の自治会にお願いをして空き家調査を実施いたしました。この自治会の調査におきましては、877棟の空き家があると結果が出ました。当時と今回とでは調査の方法が異なるものであり、違いに比較はできませんが、いずれにしてもかなりの数ふえているということになります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 870棟というと700棟ぐらいふえていると、約700棟弱ぐらいふえたということでもございます。ふえたというよりは、正確な数字がわかったということなんだろうなと思うんですけども、先日、防災課のほうで、市内の一戸建ての棟数は何棟あるんですかというのをちょっとお聞きしまして、1万9,190棟あるというふうに教えていただきま

したので、それで単純に割りますと、約全体の4.5%が、今市内において空き家になっているということでございます。4.5%ですので、20件歩けば1件ぐらい空き家があると。そんなにあるのかなと、本当、ちょっと正直、驚くような数字でございます。ですが、このままにしておけば、また、ますますふえていくという可能性が大いにあるわけでございます。

870棟の空き家ですが、これにもいろいろランクといいますか、具合というのがあると思うんです。もう壊れそうなところとか、まだあいて間もないところとか、全然、住む気になればすぐ住めますよというようなところと、いろいろあると思うんですけれども、この辺の選別といいますか、ランクづけというか、そういったものというのはできているのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

まず、ランクづけでございますが、普通に管理されており、すぐに利用できるというのがAランク、続いて、管理は不十分ですが、軽度の修繕が必要であるというのがBランク、Cランクというのが、管理が不十分で大規模な修繕が必要であるというのがCランク、さらに、構造上重要な部分の損傷が大きく、利用することが難しいと判定された家屋がDランクということで、A、B、C、Dの4ランクで評価をしてございます。今回の調査では、この評価の中で、構造上特に重要な部分の欠損が大きく、利用することが難しいと判定された家屋につきましては、市で立ち入りを含めて調査をし、特定空き家の指定を行っていくという予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 特定空き家の指定ということでございます。東日本大震災がございましたので、それより前から空き家だったところは、やはり相当傷んでいるという可能性も大いにあるのかなというふうに思います。やはり危険家屋というのは、子供たちが遊んでいて、もし何かあったら大変ですし、例えばそこが、何ですか、悪い人たちのたまり場になってもまずいわけですので、ぜひ近所の住民生活に影響を及ぼすような空き家は、早急に対応をしていただきたいというふうに考えます。取り組むということで、それだけの調査をしていただいたということで、大分進んだなというふうに感じております。

さらに当時、私は危険な空き家に関しましては、代執行まで含めた条例が必要だというような提案をさせていただきました。先進事例でいいますと、つくば市なんかは竜巻のときに家屋が壊せなくて、所有者もわからずにどうにもならなかったというような例があって、条例を制定したというような例がございます。そういったことを含めまして、那珂市でもそういうような条例、先ほど870棟というような回答でございましたので、全部がすぐ危険を及ぼすということではないにしても、こういう条例が今後必要になってくるのではないかなと思うんですが、こちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

ただいま議員のおっしゃられたように、空き家対策条例につきましては、仮称でございますが、当然必要になってくるものだというふうに考えてございます。空き家対策調査については、詳しい内容の確認をこれから行うところでございますが、現地を確認した自治会の評価では、危険度が高いと評価された空き家は107棟ございました。当時、3年前と比較いたしましても、空き家の棟数がかなりふえておりますし、今後も増加するものと思われま。近い将来を考えますと、代執行まで含めた、議員ご提案の条例の制定が必要であると考えてございます。

しかし、実際に代執行を行うということになりますと、その家屋が相続の問題から所有者が確定されていない、あるいは代執行に要した費用を確実に回収できるかなどの諸所の問題を有しており、代執行を行う際には、所有権や賃借権、債権など慎重な調査が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 先進自治体の例も全国いろいろございますので、その辺を参考にしながら、条例の整備をしていただきたいというふうに考えます。

空き家の有効利用として空き家バンクという提言を行いました。当時は、今後研究するというお答えでございました。こちらに関しては、その後何か進展はございましたでしょうか。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

当時から進展ということでございますけれども、空き家バンク制度というのは、まち・ひと・しごとの中でも取り組まれているように、市内における定住人口の増加、さらに空き家の有効活用を通して良好な住環境の確保をつくり出すということで、重要な制度であると考えてございます。空き家バンク制度は、このような地域活性化を図ることを目的として制定するものでございまして、空き家の貸し借りだけでなく、他の市町村においては住宅取得奨励金、改修費助成金、金融機関との連携等による住宅ローンの割引等も行っている市町村もございます。いわゆる補助金等の助成を行っているということでございます。

当市におきましては、平成28年度に他市町村の調査、視察を通しまして制度設計をいたしていきたいと思っております。今説明したようなローンとか、改修の助成金、そういうものをどの程度出したらよろしいのかというような調査を、詳細制度設計をしていきたいと思っております。平成29年度から空き家バンクの制度を運用していく計画でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 29年度から制度を運用していきたいという前向きな答弁でございませ

た。ありがとうございます。これも、今後の定住人口の増加には不可欠な要件となってきますので、使えるものは積極的に活用して、定住人口の増加につなげていくということを期待いたします。

定住人口の増加につなげる案としまして、前回9月の一般質問ではリバースモーゲージの話を見せていただきました。そして、3年前の質問でリフォーム助成、これも空き家を減らす一環としてリフォーム助成の話を見せていただきました。今回それに加えて、今回は若年世帯への家賃補助というものを提案したいと思います。

新しく那珂市に移住を考えている方に、那珂市に一戸建てを購入する、もしくは建てるということを条件に、3年間家賃を補助してはどうかというものでございます。その3年の間に住宅の頭金をためるといようなこともできますし、その後那珂市に定住していただければ、住民税ですとか、固定資産税ですとか、十分回収する要素はあるのかなというふうに思います。やはり、今若い世代が頭金をためることができないというようなことが話題になりますので、こういう制度もいかがかなと思います。ただし、他市に引っ越してしまった場合は家賃はいただかなければいけませんので、その辺の回収を、さかのぼって家賃は回収するということになる制度なんですけど、こちらいかがでございますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員ご提案の若年世帯への家賃補助につきましては、将来的な定住人口の促進につなげる施策、提言であると思われま。しかしながら、財源的な課題、それから事前に補助をするという制度の手法等もありまして、今回策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略初版においては、その制度については盛り込むことはいたしておりません。

しかしながら、市といたしましては、子育て世代の移住定住促進策として、住宅を購入した場合には住宅取得助成制度の導入による支援を現在考えておりまして、対象者、実施方法及び実施時期等の検討を行っているところであります。今後、さらに詳細な事業スキームを詰めていきながら制度設計を行うとともに、地元金融機関、関係機関等と連携をしまして、定住促進の有効な施策としていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 人口減少を食いとめることで地域間競争に勝ち抜いていくと、那珂市は立地的には好条件な場所でございますので、ぜひやれることはやって、定住人口の増加につなげていっていただきたいというふうに思います。空き家は1つの問題ではございますけれども、利用いかんによっては、企画部長おっしゃるように定住、いろいろな人を呼び込むための手法にもなりますので、これをぜひ活用していただいて、那珂市の人口をふやす、減らさないための努力を続けていっていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。



続きまして、学校通学路についての質問でございます。

こちら、平成24年6月の一般質問において通学路についてお聞きいたしました。その際、安全確保が特に必要な箇所というのは、当時通学路で40カ所あるというようなお答えでございました。現在そこは、数ですね、その状況は今どうなっていますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

当時、道路や側溝の補修や看板設置による注意喚起など40カ所が挙げられてございましたけれども、現在対応が未実施の箇所は7カ所となっております。また、そのうち6カ所につきましては、今年度中に対応予定となっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 40カ所あったものが今7カ所になって、今年度中には6カ所なくなるので、あと1カ所でございます。あと1カ所も今年度中にできればやっていただければと思うんですが、この1カ所はやっぱり難しいんですかね。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） こちらにつきましては、当市だけで対応できるものでもないというところもありますので、こちらにつきましては、関係機関の協力をもって対応していきたいというふうに考えております。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） やはり、子供が使うところの道路でございますので、一刻も早く補修整備をしていただきたいというように思います。子供は非常に無防備な存在でございます。自転車ですとか、自転車にぶつかっただけでもやはりけがをしますし、自動車、あと不審者、いろいろなものが、やはり子供の危険として存在するというものでございますので、やはり注意喚起をしていくということは大事なことだと思います。不審者が隠れやすい場所ですとか身を潜めやすい場所というのも、通学路の中では注意していかなければいけない場所だというふうに思います。

ちょっと具体的な場所になってしまうんですけれども、菅谷西小学区、県道馬込線31号の高架下のところが非常に暗くて危険だと。高架橋の下なので、不審者が隠れやすい環境にあるというような話を先日伺いました。それは父兄の方から言われたんですが、ここが、実際その通学路の危険箇所としては登録がされていないというようなことなんです、こういうところ、可及的速やかに対処できないかと思うんですが、この辺いかがなんでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

通学路の安全点検、そして対応につきましては、平成24年度から対応が強化されております。当市におきましても、毎年点検を実施しておりますけれども、特に昨年度からは那珂市

通学路安全対策推進会議を設置いたしまして、那珂市通学路交通安全プログラムを策定したところでございます。その中では、定期的に各学校のPTA等から上がってきた対応が必要な箇所につきまして、合同点検会を開催いたしまして安全対策を実施することになってございます。さらに、その効果を検証しまして、また改善をしていくというPDCAサイクルによる安全確保を図っていくこととしてございます。

平成26年度は25件、今年度は20件の案件が上がっておりまして、対応を検討したところでございます。会議のメンバーにつきましては、県の土木事務所や、警察署の交通課、市の土木課や防災課、保護者の代表者などが入っておりまして、基本的には倒木や道路の陥没等の緊急を要するもの以外につきましては、この会議の中で対応を検討してまいりたいというふうに考えております。こういったことから、危険箇所につきましてはPTAや自治会を通して、もしくは直接各学校へ報告をしていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） その危険箇所をチェックしていくというルートはあるのでしょうか。やはり、緊急を要するということはあり得る話なんだろうと思うんです。あのとき指摘していたのというのが後からになっては、やはりその会議すら何のための会議かわからなくなってしまふことも考えられます。先ほどシティプロモーションのときに話出ました、双方向型のポータビリティサイト、こういうものがあれば、こういうのを、意見も吸い上げやすいのかなとは思いますが、現実としては、今PTAか自治会かを通してそういうところを上げていかなければいけないというようなことになります。

ちょうどそこ、先日西小学校に行きまして、校長先生とお話をさせていただきましたが、一ノ関、上宿3区、鷺内とちょうど境になっていまして、なかなか要望が吸い上がりにくい場所なのではないかというようなことでございました。場所は一ノ関なんですけど、通学に使うのは鷺内の子供たちが多いというような場所でもございましたので、こういったところを、なんですか、デッドスポットというんですか、そういうふうにならないように取り組んでいただきたいと思います。

今後、防犯灯の整備等できるのかもしれませんが、やはりそれまでの間、真っ暗な状況は続くわけです。じゃ、ここはどうするかと。街灯設置までにはコストと時間がやはりかかるわけですので、今LEDの蓄電式というようなものもございます。こういったものでまず仮設の対応をするというようなことは提案としてどうでしょう。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

通学路の安全対策につきましては、先ほどご答弁したとおりでございますけれども、現場の危険性等を確認いたしまして、対応につきましては関係課と調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） そういった仮設のものという大がかりなお金がかからないものであれば、こういうものは、例えば外の地区、田んぼ道ですとか、本当に普通の街灯すら余りないような場所にも設置することは可能なのではないかなと思います。やはり、実際にその長い田んぼ道を歩いて通う子供たちもいるわけなので、そういったところもこういうもので対応してはどうかと思うんですが、この点いかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

先ほどの答弁と同じ内容になってしまいますけれども、現場の状況を確認いたしまして、対応につきましては関係課のほうと調整をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） 技術的な部分ですとか、仮設というか、その簡易な蓄電式の照明などの耐久性の問題とか、クリアする部分はあるのかもしれませんが、学校教育課だけじゃなく、土木課さんですとか、防災課さんですとか、いろいろなところと協議していただいて、そういったものが実際できないかというところを検討していただければいいかなと思います。先ほど筒井議員の通学の話もありましたが、小さいランドセルを背負って通う子供たちが事故に巻き込まれたとか、不審者に遭遇したとか、そういった話は極力聞きたくない話でございますので、そうならないための施策をどんどん打っていただきたいというふうに思います。

学校通学路についての質問は以上で終わりいたします。

続きまして、常設型住民投票条例についてでございます。

これは、平成26年9月の一般質問におきまして、常設型住民投票条例というのは非常によろしくないというような話を、私はさせていただきました。常設型、何がいけないのかということでございますが、やはり発議の部分になるのかなというふうに思います。議会との議論を避けて、議会の承認を得ることなく住民投票を行うことができるというのが住民投票条例でございます。議会での議論をしないで行う住民投票、これはどう違うのかということで、今日はお話をしたいと思います。

こちら、今定例会に議案として上がっておりますので、余り議案そのものに対してのお話はいたしません。ただ、私が1つ市長にお伺いしたいと思っていたことがございますので、それをお伺いしたいと思っております。市長は、当初より住民投票の想定について、原発再稼働、市町村合併などを挙げておりました。1つお聞きしたいんですが、原発再稼働の可否に関して、現在、市長のお考えを教えていただけないかなと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 住民投票条例のことと、ちょっと乖離した質問だと思うんですけども、いずれにしても小宅議員はよろしくないということなんですけど、私は一番よろしいかなと思って上程しているわけなんですけれども、東海第2原発、これについてのお話ですけども、この第2原発の再稼働については、原子力安全協定上、賛否を反映できるのは国・県と東海村だけなんです。那珂市をはじめ、隣接自治体には現在その権限がないんです。そのために、原発隣接自治体等で組織する原子力所在地域首長懇談会において、この原子力安全協定を見直し、再稼働について意見を述べる権限を、意見を述べるというのは要するに動かすかどうかという意見を述べる権限を隣接自治体にも広げるべきであるということ、事業者である日本原子力発電（株）にも求めているところです。まだ返事ありませんし、結論も出ておりません。

今後、那珂市にも権限が、これは仮の話になりますけれども、那珂市にも権限が拡大され、再稼働の是非について市の判断を求めるということになれば、私は市民の声を最大限取り入れて判断すべきだと考えておりますので、その方策として投票条例を、投票をやっていくのが一番よろしいんじゃないかなと思います。したがって、私が再稼働に賛成なのか反対なのかは、現時点で申し上げるべき時期ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 小宅議員。

○3番（小宅清史君） これは、私聞いておいて失礼なんですけれども、賛成か反対か簡単に言える問題ではないんだと思うんです。市長がどちらかということ発言すれば、それは大きな話になりますので。ですので、市長がここで賛成、反対をお答えすることはないなというふうに私はわかって聞いているんですけども、ただこれが、市長、無記名で賛成か反対か投じてくださいと言われてたら、投じることはできると思うんです。それは市長の責任じゃないからです。

これが、やはり住民投票条例というものの、議会と議論する必要もないんです。まず、じゃ、なので投票においては無記名ですので、そこは自分の責任ではないんです。市長も議会も要らない制度ということになるんですね。先に住民投票で結果を出して、それからそれを尊重して議論してくださいというのが常設型住民投票でございますので、それは議会も市長もフラットな議論はできないというふうに思います。

1年前に質問をしましたので、今回振り返るということで出させていただいたんですが、今市長からもありましたように、条例案そのものについての論議は、あさっての総務生活常任委員会でやりたいと思っておりますので、今回はお聞きしたいことはこれだけでございます。ということで、以上で私の一般質問を終わりといたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告5番、小宅清史議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 本日は、議事の都合によりこれにて終了し、残余の一般質問は明日、12月1日火曜日に行うことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時46分

平成27年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第3号（12月1日）

## 平成27年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成27年12月1日(火曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等質疑
- 報告第15号 専決処分について(平成27年度那珂市一般会計補正予算(第3号))
- 報告第16号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第63号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市農業委員会の選挙による定数条例を廃止する条例
- 議案第69号 那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止する条例
- 議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例
- 議案第71号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第73号 那珂市市民投票条例
- 議案第74号 那珂市消費生活センター条例
- 議案第75号 那珂市農業委員会委員の定数を定める条例
- 議案第76号 那珂市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第79号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第

2号)

議案第81号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第2号)

議案第82号 指定金融機関の指定について

日程第3 議案等の委員会付託

日程第4 請願の委員会付託

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員(21名)

1番	筒井かよ子君	2番	寺門厚君
3番	小宅清史君	4番	助川則夫君
5番	綿引孝光君	6番	木野広宣君
7番	古川洋一君	8番	中庭正一君
9番	萩谷俊行君	10番	勝村晃夫君
11番	中崎政長君	12番	笹島猛君
14番	武藤博光君	15番	遠藤実君
16番	福田耕四郎君	17番	須藤博君
18番	加藤直行君	19番	石川利秋君
20番	木村静枝君	21番	海野進君
22番	木内良平君		

### 欠席議員(1名)

13番 君嶋寿男君

---

### 地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	海野徹君	副市長	松崎達人君
教育長	秋山和衛君	企画部長	関根芳則君
総務部長	宮本俊美君	市民生活部長	車田豊君
保健福祉部長	大部公男君	産業部長	佐々木恒行君
建設部長	富田慶治君	上下水道部長	石川裕君
教育部長	会沢直君	消防長	増子正行君
会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君



危機管理監 引田克治君 農事委員局長 樫村武君  
総務部次長 川崎薫君

---

**議会事務局職員**

事務局長 深谷忍君 書記 小田部信人君  
書記 萩谷将司君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。欠席議員は、13番、君嶋寿男議員の1名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎一般質問

○議長（助川則夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日、一般質問を通告しておりました通告8番、君嶋寿男議員から都合により本会議を欠席する旨の連絡がありました。

したがいまして、本日通告しております一般質問は取り下げとなりますので、ご了承願います。

これより順次発言を許します。

---

◇ 勝 村 晃 夫 君

○議長（助川則夫君） 通告6番、勝村晃夫議員。

質問事項 1. 那珂市の農業について。

勝村晃夫議員、登壇願います。

勝村議員。

〔10番 勝村晃夫君 登壇〕

○10番（勝村晃夫君） おはようございます。

議席番号10番、勝村晃夫でございます。

今回、2日目の第一番目ということで、朝からよろしくお願ひいたします。

今回、那珂市の農業についてということで、特に販売のPRということで、お伺いをいたしたいと思います。

那珂市は、農業といいますと那珂市の主要な基幹産業と言われておりますが、最近この米価の下落とか、今年は長雨等による品質の低下などで、農業経営には大きな打撃を受けている農家も少なくありません。今年の米価は、昨年比べてやや若干回復はしているんですが、長期的に考えれば農業者の高齢化、そして後継者問題、機械や設備の導入の資金の調達など、将来への不安を抱えているのが現状です。農家の経営は引き続き危機的状況に追い込まれています。

これは、11月28日の茨城新聞にも出ておりましたが、農林水産省の発表によりますと、15年度の農業人口は全国で51万人減ったと。そして、平均年齢も66歳という高齢化になっているということです。那珂市でも農業者人口が減って、平均もやはり同じく66歳くらいということが言われております。このような状況の中で、那珂市としては農業に関してどのような施策を行っているのかをお伺ひいたします。

産業部長、よろしくお願ひします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

那珂市の10アール以上耕作している農家戸数は、平成26年度4,533戸、前年比約1.4%減少しております。ということで、厳しい状況ではございますが、今後の農業経営につきましては、やはり地域が中心となる担い手に農地を集約して、経営基盤の強化を図っていくことが必要と考えております。

このため、高齢化により自作が困難な場合には、利用権設定に加え、農地中間管理事業等を推進して、地域の担い手に農地の集積を図っているところでございます。

その農地集積や、営農改善・規模拡大に対する助成を行うことによりまして受け手である担い手の育成を推進するとともに、営農指導員による営農支援に取り組んでいるところでございます。

また、今後の地域農業の抱える問題について、話し合う機会が必要であるということを考えております。その1つといたしまして、人・農地プランに位置づけておる方々等、各地区4地区に分けてございますけれども、座談会形式での話し合い等の取り組みを継続しているところでございます。

今お話のありました米の生産シェアにつきましては、那珂市としては約4割を占めており、生産農家の経営安定を図るため、経営所得安定対策事業を引き続き実施して、支援していきたいと思っております。

また、土地改良基盤整備事業等を推進することによりまして、農地集積を円滑にできるようにして、農業の施策として展開していこうと、このように考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） やはり新聞のとおり農家戸数も減っているということで、そうなること、前回耕作放棄地ということで質問いたしました、農家戸数が減れば空き地がふえてくるということ、そこで農地の中間管理機構、こういったものを推進しているということで、担い手の方に集積を図るということかと思いますが、認定農家戸数が今年度93人でした。4,533戸10アール以上の耕作者がいての認定農家戸数というのは93人というような、非常に厳しいのかなという、農業で食べていくというのは、なかなか厳しいから新しい人も入ってこないのではないかと思います、そういったところで、この座談会形式でいろんなことをやっているんでしょうけれども、これは市、行政だけではできないかと思っておりますので、やはり農協、JAとのタイアップが必要かと思っております。JAも県北地区7農協が一緒になりまして、大変大きなJA常陸ということになっております。この中で那珂市として、那珂市の農家の方がJA常陸の組合員である方の各生産部会があるかと思っております、その各部会の生産者数と作付面積はどのくらいあるのかをお伺いします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

JA常陸の那珂地区での生産部会は、現在11部会がございます。市からの補助金等による支援をしている部会はそのうち6部会になります。6部会の生産者数と作付面積ですが、直近のデータとして平成26年度でございますけれども、かぼちゃ部会が27人で338アール、約3.4ヘクタールです。なす部会が20人で161アール、とうもろこし部会が22人で245アール、にら部会が8人で80アール、キャベツ部会が8人で150アール、ブロッコリー部会が23人で300アール、以上合計といたしまして、生産者数が108人、作付面積が1,274アール、12.74ヘクタールとなっております。

また、同様にほしいもでございますけれども、営農に対して支援を実施しております。ひたちなか・東海・那珂ほしいも協議会那珂支部那珂地区生産組合として、32人が取り組んでおります。JAの部会及びほしいも等につきましては、市から補助金を出して支援しているということと、あと栽培関係についても、県と協力しながらJAさんと一緒になって栽培指導等を行っているところです。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 営農部門も力を入れているということですが、確かにここ数十年言われているかと思うんですが、農業について、農協のどうしても営農指導が大変細くなっていると、力が弱くなって、それでなかなか農業生産も、特にこの県北地区においては兼業農

家が多いということで、なかなか営農指導ができないというか、少しおろそかになっている部分があるかと思いますが、このような座談会、そしてこの取り組み、営農指導に取り組んでいただけるようお願いいたします。

また、ここにナス、カボチャが年々減っているというのは、やはり年齢的な体力を使う、収穫に際しまして重いですから、そういったことでおいしい那珂かぼちゃもなかなか売上げが伸びていかないと、作付面積もだんだん減っているような気がいたします。

また、なす部会が20人いるということですが、那珂市の場合は、なんていうんですかね、平たんな農地でいろんな風水害、そういったものに対しても影響を受けにくいと、那珂台地と言われるように大変平たんな土地柄で、さまざまな農作物を生産できるという条件だと思います。

今、農業は6次産業化ということで、国でもその6次産業化を推進して販路・販売を拡大していくということですが、那珂市では、那珂市特産品ブランド等をして、今回また新たなものが、ひまわりオイルをはじめとして、ひまわりドレッシングなども今度は認証品ブランドに指定されたようですが、こういった産業の振興と活力のあるまちづくりを目指して取り組んでいるわけですが、ひまわりオイルなどの特産品として開発されたものは、どのようなものがあって、那珂市らしいブランド化を積極的に推進していかなければなりません、今後どのような取り組みを行おうとしているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

ひまわりオイルにつきましては、平成22年、23年度に茨城県雇用創出等基金事業に基づき、市が商工会に委託して、地域資源を活用した商品の開発に必要な原材料の生産及び加工品の試作等に取り組んだものです。

ヒマワリの栽培面積につきましては、平成22年度は静地区2.4ヘクタール、額田地区0.5ヘクタール、菅谷地区0.2ヘクタール、合計で3.1ヘクタールでした。平成23年度は静地区2.1ヘクタール、額田地区0.4ヘクタールの合計2.5ヘクタールです。

現在は、なかひまわりフェスティバルのために約4ヘクタールのヒマワリ栽培をしております。そこで収穫された種を商工会がひまわりオイルに製造して、そのひまわりオイルを使った向日葵香味油（ひまわりドレッシング）でございますが、それなどの商品が那珂市特産品のブランドに認証されております。

ヒマワリ以外での農作物加工品につきましては、那珂かぼちゃやほしいも等がブランド認証されております。今後は青大豆豆腐の「よしの美人」のように、6次産業化と言える商品の開発を期待して推進しているところでございます。

また、那珂市としましては、先ほどのJAでの生産部会の一つでございますJA常陸の「奥久慈なす」、これは外の市、4市1町の統一ブランドとなっておりますけれども、この奥久慈なすの生産額が1億円を超えたということもありまして、県の銘柄産地指定というこ

とでお願いしているところです。

そういうこともありますので、今後より一層の生産販売の拡大につながることを期待しているところでございます。認証品等にするということでPRもできるということで、そういうふうな取り組みを展開している状況です。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） この奥久慈なすが県の銘柄産地の指定になりそうだということですが、この奥久慈なすは、小ぶりで味のいい現在の奥久慈なすへと改良を重ねてきたわけでございます。奥久慈なすが早く県の銘柄産地指定になることを希望いたしております。

また、各生産部会の補助金を使って支援を行っているところですが、消費者のニーズが多様化しております。その変化している中で農作物のPR、マーケットの対応として生産者への意欲向上につながるような立ち上げ方としまして、平成28年、けさの新聞にも出ておりましたが、常陸大宮に道の駅ができるということですね。また、来年、28年7月には349沿いの常陸太田にも道の駅が開業するというようになっておりますが、これを使って市場拡大策として那珂市の特産品をここに出荷するといえますか、那珂市のコーナー、そういったものを開設できるのかどうか、その可能性についてお伺いしたいと思います。

また、その際、販売手数料とかはかかるかと思いますが、それはどのくらいなのかをお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今お話のありました道の駅常陸大宮は、岩崎地区に平成28年度、来年3月開業の予定となっております。那珂市の特産品を出荷するという事は可能と聞いております。特産品販売等に係る販売手数料は、加工品にしましては18から20%、野菜等にしましてはJA常陸に販売を委託して、手数料は15%程度で現在調整中というふうに伺っております。

参考までに、JA常陸管内の直売所における販売手数料についてはですけれども、JA常陸管内の一般農家は一律となっております。また那珂市内の芳野直売所は13%、とんがりはっとは13%の手数料となっております。

また、道の駅ひたちおおたは、平成28年7月開業の予定でございます。出荷にしましては道の駅常陸大宮と同様に出荷可能であり、手数料についても同程度で調整中と伺っております。

今後、JAとお話をしながら、那珂市産品が出荷できるように話し合いを続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） この道の駅に出荷が可能であるということですが、随分手数料が、

芳野直売所13%、とんがりはっとは13%の手数料ですが、直接この大宮では、市外出品者は25%から30%ぐらいの手数料とちょっと高いので、その辺はもう少し交渉してみたいと思っています。那珂市のPRのためにもそういったことをお願いしたいと思っています。

また、この道の駅に那珂市の特産品のコーナーを設置すれば、PRになるかと思えます。6次産業化を進めるということでも、この那珂市の認証品ブランドなどを置いていただくコーナーの設置、これをすれば、もっともっとPRになると思えますので、特産品のコーナー、那珂市のコーナーというものを設けていただけるような働きかけをできないものかどうか、もう一度伺いたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

各地域の道の駅では、地域ブランドの創造のため6次産業化を推進して地場産品の地産地消の場、地場産品を活用した販売の場づくりをコンセプトとしております。一般的に、他地域の特設コーナー設置については、割高な販売手数料が設定してあるようです。

こうした要因もございますので、道の駅への対応につきましては、JA常陸の生産部会とも協議をして進めていく必要があると考えております。そういうことですので、市内の生産物につきましては、農作物直売所、現存のものでございますが、あと大型店舗等の活用を推進してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） 現在も農産物の直売所とか、大型店舗等を活用して農産物の販売をされているわけですが、もっともっとPRをしていただきたいということで、この販売手数料をもっと安くしていただいて、道の駅への那珂市のコーナーをもうちょっとお願いをして、推進をしていただきたいと思えます。

それが6次産業化、そして那珂市の農業販売。どうしても行政というのは、販売、PRというんですか、PRが一番不得意な部門かなと思えます。どうしても検討してというようなことで、昨日も検討してまいりますと言って、あれから2年過ぎた、3年過ぎたというような話もございました。昨日も小宅議員の質問の中で答弁で、那珂市にはこれといった特色あるものもいろいろあるけれども、際立ったはないというような話がありました。際立ったものがないからPRをして、それをつくり上げていくということが販路拡大、PRということではないかと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

そして、そういったことで誇れるものが出てきましたんですね。広報なかの11月号で、一番最後の市長コラムというところに、「新日本歩く道紀行100選」に選ばれましたよと、「うりづらロマン・ロード」、これ瓜連駅を起点としまして、常福寺、弘願寺、静神社、静峰ふるさと公園、そして古徳沼から瓜連駅に戻ると、およそ10キロ。そしてあと、茨城県民

の森を起点としての森の道として、那珂市内でこの2つが認定されたということです。

こういったものと組み合わせをして、那珂市農作物のPRということをタイムリーにやっていると、これは10月に指定されて11月号の広報に載っております。ただ、一般の市民の方に聞いてみますと、これを最後まで読んだ方はわかっているんでしょうけれども、なかなかわかっていないというようなことで、こういったものも選ばれましたよということで、タイムリーにぱっと早目に皆さんにわかるような方法をとっていただきたいと思っております。

また、うりづらロマン・ロードと特産品とをあわせてPRをしてはいかがかと思ひまして、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 産業部長。

○産業部長（佐々木恒行君） お答えいたします。

今お話がありました件でございますけれども、新日本歩く道紀行100選におきまして、文化の道として、うりづらロマン・ロード、また森の道として、茨城県民の森が指定されたところではあります。

広報なか、市長コラムのほうでもご紹介されているところで、今お話がありましたけれども、全国493選ばれまして、そのうちの2つのコースが那珂市内だということです。

その1つのうりづらロマン・ロードでございますけれども、瓜連駅を出発して瓜連城跡、常福寺、弘願寺、静のムクの木、静神社、静峰ふるさと公園、斎藤監物の墓、那珂市の名誉市民である岩上二郎の顕彰碑、古徳沼をめぐるまして瓜連駅に戻るとというようなコース設定です。

このコースにつきましては、春には八重桜の観賞、名勝地や神社仏閣をめぐるまして、冬には古徳沼の白鳥にも会えるというようなコースとなっております。観光客だけではなく、健康志向が高まる中でございますので、明るく元気にウォーキングに取り組んでいただきたい。また、健康寿命を延ばすためにも最適なコースではないかと考えております。

特産品につきましては、シティプロモーションを行う際の題材として活用するというようなこと、那珂市の特産品とあわせて、こういったところでのアピールをすることが地域イメージの向上、さらに交流人口の増加にも大きく貢献するものと期待しているところであります。

さらに、ふるさとづくり寄付における謝礼品、ふるさと便等に乗せてもらえるような商品開発をすとか、観光協会ホームページ等でこういった物産品のPRとか、歩く道100選に選定されたというようなことをあわせてPR、発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） このいろんな組み合わせ、単品じゃなくて、いろんなものと組み合わせることによってPRも効果が増すのかなと思いますので、その辺をひとつよろしくお願ひし



ます。

また、市長には、この歩く道紀行100選に大変推薦をしていただきまして、ありがとうございました。また、市長のほうからも、このPRをしていただきますように。何かありますか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 歩いてみたいと書いてありますので、一応お約束しましたので、年内にコースをロマン・ロードのほうだけになりますけれども、参りたいと思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 勝村議員。

○10番（勝村晃夫君） そうです、ここに一番最後に年内にこのコースを歩きたいと書いてありますので、ぜひ歩いていただきたいと思います。たった10キロですから大したことありません。私は何度かこのコースは歩いておりますので、平たんなところでございます。

そういうことで、PRをするということは単品でなくて、いろんなものとの組み合わせをしながらPRをしていただきたいということでございます。これからもますます那珂市の農業のための販売のPRをよろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（助川則夫君） 以上で通告6番、勝村晃夫議員の質問を終わります。

---

#### ◇ 木 村 静 枝 君

○議長（助川則夫君） 続きまして、通告7番、木村静枝議員。

質問事項 1. 安定ヨウ素剤の配布について。2. 「那珂市高齢者保健福祉計画」について。3. 生活困窮者対策について。

木村静枝議員、登壇願います。

木村議員。

[20番 木村静枝君 登壇]

○20番（木村静枝君） 日本共産党の木村静枝でございます。

今期もこの会議が最後となります。私は議員になりましてから25年間、毎回一般質問をやることをモットーとしてまいりました。今回で100回を迎えるわけでしたが、4年前、3.11の大地震がありまして、議会どころではないということで一般質問も取りやめになりました。3月11日には、ちょうど私は一般質問の打ち合せでこの庁舎におりましたところ、ぐらぐらと地震が来まして、コーヒーカップが揺れて、こぼれそうになりました。すぐおさまるかなと思っていましたところ、おさまるところかだんだん強くなりまして、書類がばたばたと落ちて、職員の方も慌てて携帯を鳴らしておりましたけれども、通じないということで、これは大変な地震だということを思いました。本当に周りのものがばたばた倒れる様子を見

て、逃げようかと思いましたがけれども、そのうち、そのうちと思っていましたが、なかなかおさまらない。やっとおさまったので、議会事務局はどうなっているかなと思って寄りました。事務局は大したことはなかったようです。だけれども、目の前の民家の屋根の瓦がごちゃごちゃになっている。あの屋根の瓦が躍り上がっていたという話でした。私は歩いて自宅に戻りましたが、途中、大谷石やブロック塀が道に散乱していて、とても歩くのさえ困難でした。車は通れなかったと思います。そういう状況で今回の一般質問が99回目ということですので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、安定ヨウ素剤の配布について質問いたします。

新聞に、安定ヨウ素剤を配り始まったということが載っておりました。東海第二原発の重大事故に備えて、5キロ圏内の住民に安定ヨウ素剤を配布するという内容でしたが、那珂市も5キロ圏内に入っている地域がございます。その配布状況、配布方法、どのようになされたのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えをいたします。

安定ヨウ素剤の配布につきましては、原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所から5キロ圏内にある本米崎地区の住民らを対象に行いました。

まず、10月18日の日曜日と20日の火曜日の2日間で、安定ヨウ素剤の効果と服用についての説明会を開催いたしました。その1週間後の25日の日曜日と27日の火曜日に配布会を開催いたしました。

安定ヨウ素剤の配布を受けるにあたりましては、説明会に参加をすることが条件になっておりましたことから、配布会では説明会に出席した方々を対象に、薬剤師が服用等について説明をした後、安定ヨウ素剤の配布を行いました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そのときの住民の参加状況や様子はどのようでしたか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

参加された住民の方々は、皆さん真剣に薬剤師の説明を聞いておられました。質問もほとんどなく、配布に対して異議を申し出る方も特にございませんでした。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今回、何人の方に安定ヨウ素剤を配布されたのか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

今回は、先ほども申しましたが、原子力災害対策指針に基づく事前配布でございましたので、5キロ圏内の本米崎地区にお住まいの方、また本米崎地区に隣接して本米崎地区の自治会に加入されている方々を対象といたしました。

対象者数は1,086人で、そのうち665の方が配布を受けております。配布率は61.2%でございました。世帯数で申しましと420世帯のうち233世帯でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 配布したときに、どのような説明とかありましたか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

先ほど申しあげましたが、説明会では、安定ヨウ素剤の効果とか、あるいは副作用とか、そういったことについて、薬剤師のほうから説明がございました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 那珂市は東海第二原発から20キロ圏内にほとんど入っています。

30キロ圏内は避難計画が義務づけられているわけですから、なぜ那珂市全域に安定ヨウ素剤を配らないのか、その点についてお伺いします。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

先ほども申しましたが、これは原子力災害対策特別措置法に基づく原子力災害対策指針により、原子力発電所からおおむね半径5キロ圏内を事前配布の対象と定めていることによるものでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 避難計画が30キロなんですから、5キロ圏内だけ配布というのはおかしいです。ヨウ素というのは、事故が起きて2時間以内に飛び出すというんですね。そうすると、5キロ圏内では、とても放射性ヨウ素から逃げることはできません。5キロ圏内の人が先に逃げると、その後、それ以外のところは逃げるというわけですから、そのうちにもう被曝してしまいますよね。これは何としても30キロ圏内はヨウ素剤配れと頑張らなくてはならないと思います。国のほうでは、配らない理由をどのように言っているんですか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、国はいわゆる原子力災害対策指針というものに基づいて、発電所から半径5キロ圏内だけを配布するんだということで、それ以外の区域については避難時に配布するんだというようなことで指針で述べられております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） とても避難時に配布するということが一体できるのでしょうか。本当にこんなこと不可能だと思いますよね。これは福島原発事故を見ても明らかです。福島的时候は、何の報道もなく、そして放射性物質が降るほう、流れるほうに逃げてしまったと、そこにとどまっていたわけですね。

それから、私もよくヨウ素剤のことは耳を傾けて報道を聞いていたんですが、とうとう安定ヨウ素剤を飲ませたという報道は一度も聞きませんでした。一体いつ飲ませるんだろうと思いましたが、やはり飲ませなかったということです。とても飲ませるなんていうことはできないと思います。

この説明会では、飲ませるときにどういうことが説明されましたか、実施されましたか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました、ヨウ素剤の飲む際の効果、あるいは飲み方、それからその副作用、あるいはヨウ素剤の服用できない方、どういった方々ができないのか、あるいは保管の方法、そういったことについて説明をいたしました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 飲ませられる方とか、どういうふうなときに飲むかとか、本当にこれはやはり事前に指導していなければ、到底当日の混乱の中では飲ませることなどできません。医師や看護師のそういう指導のもとと言うけれども、一体医師や看護師はそんなことやっている暇があるのでしょうか。命の危ない人たちを診ることが精いっぱいではないんですかね。そういうことを考えますと、これはやはり事前に説明して、そして飲んでいい方、飲まないほうがいい方、これを識別というか、はっきりとお知らせし、事前に配布しておかなければ到底できない。

ひたちなか市の市長は、全域に配布しろということを主張しておりますので、今回は5キロ圏内だけでは承諾できないと、全域に配布しろということを主張しましたので、何か県と折り合いがつかないで、今回はひたちなか市は配布しなかったということが新聞報道に載っています。こういうやっぱり気概のある市長であってほしいと思います。市長どうですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

安定ヨウ素剤、これ効果を発揮するのは甲状腺がん、外のものには効かないんですけども、甲状腺がんには有効であるということは承知しております。

ただいま危機管理監から答弁がありましたように、市内全世帯に安定ヨウ素剤を配布するとなると、相当な費用がかかる上、それに当る市の職員や医師、それから保健師、薬剤師な

どの確保など、大変難しい課題が多いことは事実ですが、今、議員がご指摘されましたように、今朝ほどの新聞に「ひたちなか市では、来年度中に、市が独自で市内全域を対象に安定ヨウ素剤を配布する考えである」との記事が載っております。

私も本来、事前に配るべきだという考え方を持っておりますし、市民の安全確保を考えますと、できることなら市内全域に配布すべきであると考えておりますので、今後とも事前配布ができる対象範囲の拡大をしていただけるように、国や県に強く要望していくとともに、ひたちなか市の事例を見ながら、今後の対応をよくよく見極めた上で、全戸配布の判断をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 福島県で今どういうことが起こっているかということによりますけれども、甲状腺がん、これの診断をしましたところ、がんと診断された人の割合は、全国の19歳以下の甲状腺がんの年間発症率と比べ、県央部の中通りで約50倍、県全体でも約30倍の多発とされています。これは11月19日の朝日新聞に詳しく載っております。

東海第二原発の周辺は、日本で一番の人口の密集地のところに原発が立っています。この人口密集度が高ければ高いほど影響を受ける人が多くなるわけです。5キロ圏外は市町村が負担ということは、これはとても納得いきません。国が国策として推し進めてきた事業ですから、国が責任をとるべきです。

もちろん、この費用も全額国が持つべきです。お金がかかって大変というような問題ではありません。人の命、財産、ふるさとまで奪ってしまうような恐ろしい原発のことでございます。お金がかかるといいますけれども、福井県にある日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅは、1兆円も国がお金を投じた巨大なプラントです。このもんじゅが20年前、ナトリウム漏れ事故を起こし、現在も動いていません。これを維持するだけでも、一日国費を5,000万円、年間約200億円かかる。既にもう2兆何百億円がこのもんじゅにつき込まれている。こんな金食い虫、何の力も発揮しないところに2兆何百億円もつき込んでいるんです。1日5,000万円ですよ。こういうところに、とんでもないところに金をつぎ込んでいます。三人寄れば文殊の知恵といいますが、この原子力機構には優秀な人材がたくさんいると思いますけれども、文殊の知恵も働かなかったようです。このもんじゅに対して、原子力規制委員会は、失格だと、点検不備を繰り返す原子力研究開発機構に対して、資質がない、失格だと、こういうことを言っております。

しかし、これに代わる組織は今のところないというんですね。そうすると、もう終わりですね。このもんじゅは夢の原子炉というふれ込みで宣伝されたものです。その結末がこれです。こういう本当に危険な原子力施設、これは一刻も早く終わりにしてほしい。これは日本の皆さんの強い思いだと思います。

市長は今度住民投票条例などもつくって、このことも市民に問うということですが、やは

り市長自身がこの原子炉に対してどういう考えを持っているのか明らかにするというのが、まず大事ではないかと思えます。ひとつ今後ともよろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

木村議員、登壇願います。

木村議員。

〔20番 木村静枝君 登壇〕

○20番（木村静枝君） 前項で一つ質問を聞き逃しました。避難計画、これは那珂市はできていますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

今、計画を策定中という段階でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 策定する中で、何か問題はありますか。

○議長（助川則夫君） 危機管理監。

○危機管理監（引田克治君） お答えいたします。

避難計画を策定するにあたっての問題ということでございますが、独自で避難することが困難な避難行動要支援者への対応、あるいは避難車両の確保、あるいはまた避難途中で行う安定ヨウ素剤の配布の方法や、避難者の体に放射性物質が付着しているかどうかを調べるスクリーニングを行う場所の確保など、さまざまな問題が山積しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そういうことは素人でも考えつくことございまして、本当に避難計画なんてできないと思えます。つくったとしても、それは絵に描いた餅にすぎないものではないでしょうか。県も広域計画避難先調整で策定がおくれているということが、28日の朝日新聞にも載っております。この避難計画ができたとして、避難したとしても、帰ることはできるのか。生活を今後していけるのかというような問題も起きてくるわけですから、とても避難計画などはできるものではない。ご苦勞はお察しいたします。そういう問題点を明らかにして、国にも述べていくということが大切かと思えます。

次に、介護についてお伺いします。

今年4月から介護保険制度が始まって以来の見直しがありました。

1つは、要支援者の訪問介護、通所介護が介護保険から外されてしまった。介護保険料を納めていても、この人たちは介護保険からお金はもらえないんです。

2つ目は、利用者負担を所得によって1割から2割にふやす。今までの倍になる。そうすると、今まで介護を受けられていたのが、お金がなくて受けられないというようなことも出てきます。

それから、3つ目は、施設利用者の食費、部屋代に対する補助の減額です。

介護保険料を払っていても、こういうことがこれから減額されたり、サービスを下げられたりしていくわけですが、これを市独自でやりなさいと、今後は。市のお金がないところはとてできません。ボランティアでやりなさい。ボランティアも今ありませんよ。一億総労働というようなことを安倍政権は掲げておりまけれども、みんな働けということですから、また、働かなければ食べていけない時代です。大企業は大もうけをしながら正規を非正規にどんどん切りかえて、内部留保を何百兆円とため込み、さらに法人税を下げると、来年は法人税20%にすると、金持ちに税金をまけてやって、困っている人、弱っている人から金をふんだくる、こういう政治が今の政治です。

ですから、国民は、国がこう決めたからこうするということでは、これはますます自分の首を絞めていくというようなことになるわけです。

那珂市では、総合事業計画を立てなければいけませんけれども、その計画を立てる上で、どのような問題があるか、また、どういうふうに計画を立てたのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、今「那珂市高齢者保健福祉計画」、これ27年から29年の期間として策定をしているところでございます。この6カ月で推進してきた主なものについてお答えさせていただきます。

まず、1つ目としましては、このたびの介護保険制度改正では、多職種による専門的な視点を交え、適切な支援が困難な高齢者への支援や、地域に必要な資源の把握及び開発、市への政策提言などを目的に、地域ケア会議を設置することになっております。これにつきましては、市では既に設置してありました日常生活圏域高齢者ネットワーク会議にこの地域ケア会議の目的を加える要綱の改正を行いまして、地域ケア会議と位置づけまして、年3回の会議を予定し、既に1回開催しているという状況であります。

次に、計画の中で生活支援サービスの体制の整備を行うこととしておりますが、これにつきましては、那珂市社会福祉協議会に委託し、自治組織、NPO、社会福祉法人、それから社協、民間企業、シルバー人材センターなど、多様なサービスの供給体制の構築に検討する協議体設置に向け、準備委員会を組織した上で協議を進めており、この協議会につきましては

は、年度内には設置できるという見込みとなっているところでございます。

さらに市では、平成29年4月に総合事業に移行するというにしておりますが、その準備としまして、国保データや介護データを活用し、市民の生活と介護に関する情報の分析、さらには生活支援に結びつく地域資源の把握、整理を地域包括支援センターと連携して行っております。

それ以外、ほかにも地域包括支援センターの上半期の活動に対する自己評価や、市医師会認知症疾患センターと、認知症対策や介護、医療連携に向けた下打ち合せを始めたところでございます。

以上のようなことが、この6カ月で推進してきたというところでございます。

また、問題点はこのご指摘でございましたが、6カ月間行ってきた内容については、ほぼ順調に進んでおります。

今後の課題としましては、生活支援サービスの体制を整備するに当たって、どういった分野の専門職、民間などに協力を要請して加わっていただくのか。加わっていただくのが那珂市にとってふさわしいか、また、加わっていただく構成員を決めたとしても、どういった手法で理解を求め、連携を得るのかという点ではないかと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） そういう連携をとる、調整をするところはどこですか、現在は。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 現在、地域ケア会議、これを行っております、失礼しました。今現在、29年度からの制度改正に向けた内容につきまして、先ほどサービス体制の構築について検討する協議体の設置をするとご答弁申し上げましたが、それに向けての準備委員会の中で協議しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） その準備委員会で音頭をとっている、そのまとめ役ですね、ここはどこがやっているんですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 準備委員会でございますが、現在、地域包括センター、3包括、青燈会、ゆたか園、ナザレ園、それから市の関係部署から3名、それから地域福祉サービス等を行っております社会福祉協議会の2名、合せて8名で検討しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 10月29日に、教育厚生常任委員会でもって那珂市の医師会と懇談



会をやったんです。その医師の中から、那珂市はおくれているということなんですよ。それで、どうしてということですけども、そのまとめるところがない。みんな現場の人たちが集まって話し合いをし、問題点が出て、それがまた次の会に同じことが出てきて、行政につながっていないために堂々めぐりをしてしまうということなんですよ。

那珂市は、包括支援センターが最初ありました。それをなくして民間3カ所に丸投げしてしまったんですね。そのとき私は、大丈夫なの、おかしいんじゃないの、置く必要があるんじゃないのと反対をしたんですが、現在になって、それがやっぱり問題となって噴き出してきた感じです。

県北の各自治体、太田とか、大子とか、ひたちなか、そちらの自治体に聞いてみたら、どこも行政のほうに包括支援センターがちゃんとあるというんですね。那珂市だけがないんです。

教育厚生常任委員会で今年、先進地である国のモデル事業をしている長野市、これを視察しました。これは地域に18包括支援センターがあって、非常に細かく地域を分けているんです。その地域、地域で問題が違いますので、そういうふうに分けているということでした。それで、市の直轄の包括支援センターが2つあるということでした。

問題は何かありますかと質問したら、一番医師会との問題が多いと。しかし、何回か話し合いをしているうちに話がわかって協力的になったと。それをまとめているのは、やはり市の包括支援センターだということですね、中心になっているのは。那珂市はそれが無いわけですから、これはなかなかまとまらない。医師会のほうでも、ぜひ議員さんのほうからプッシュしてくださいよというお話なんです。やっぱり私は何かから1人、2人、3人と拾い集めて、出席させるのではなくて、包括支援センターが那珂市になれば、まとめることは難しい。それから、行政的に解決に持っていくのは難しい。そこにおくれの原因があるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、医師会からの要望というか、そういう部分については現在、市のほうで直接聞いているという部分はございません。

ただ、先ほども答弁申し上げましたように、福祉計画の中で、認知症対策とかいろいろございますので、そういう部分について、医師会と今後打ち合せをしていきたいという話を医師会のほうに申し上げているというところはございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 医師の中には、何か市役所の職員がつっけんどんだと、威張っていると。私はお医者さんのほうが威張っているのかなと思ったら、市役所の職員のほうが威張っている、取っつきにくいということなんです。これやっぱり態度を改めていただきたい。

ぜひ、中心になって、行政と市民団体、そういうものが円滑にいくように進めていただきたい。やっぱり民間だけでは、これはまとまらないですよ、利害関係がつきまといますから。やはり行政が問題点を察知して、また掘り起こして、それを市全体にいけるように、問題が解決するように、これを持っていかなくてはならないと思いますが、ぜひそういう包括支援センターを行政に設置してほしいと思いますが、市長どうですか。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） 通告のない質問ですけれども、まず、直営の設置も選択肢の一つとして検討していきたいというふうに思っています。

まず、私も本来は市とか社協が担うべき仕事だったんですね、いつのときかわかりませんが、3包括に分かれてしまった。今、議員がおっしゃったように、公平性とかそういった意味でいろいろ問題も生じているように聞いております。

したがって、一度は出た既得権でありますので、なかなか難しいところもあるんですけれども、よく検討させてしかるべく対処していきたいというふうに思っております。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 非常にこれから年寄りがふえてくる、行政のほうも手が足りない、保険からは外されてしまう、認知症患者も非常に多い。よく放送で、こういう方がいなくなりましたという放送がありますね。消防のほうでも資料を出していただきましたけれども、認知症で消防署が出動したのは102回、全体の5.2%ということです。こういうことがこれからはふえてくるわけですから、地域の方、それからいろんな方と組織をして、そして何としても市が中心にいななければならないんですよ、これは。やっぱりお金の問題も絡んできますから。

私は、那珂市は一生懸命やっているなど感じたのは、ヘモグロビンA1Cをほかでやっていないときに、那珂市はもう既にそういう検査をやっていて、進んでいるね、一生懸命やっているねとほかから言われていたので、鼻を高くしていたんですが、今回やっぱり那珂市はおくれているよと言われて、ショックだったんです。

ある民間の高齢者を送迎している方からも、那珂市はかなりひどい人を民間に任せていますよと。車で医者まで連れていくのに、この人は大丈夫なのかな、車の中で息を引き取られたらどうしようと思うような高齢者もいて、普通よその自治体では、そういう方は市でちゃんと管理しているから、そういう方は運ばないというんですが、那珂市はそういう人まで民間に任せているんだよ、それで、やっぱり民間は金がもうからなければやらないから、金のない人のことはそういうことになるんだよというふうに言っていました。これは問題だ。

ぜひ、この総合計画でもってきちんとしていただきたい。このことをお願いしてこの項を終わります。

次に、貧困の問題について取り上げたいと思います。

やはり新聞で見たんですが、電気とめられ、ろうそく生活、茨城3人死亡火災、気づかな

かった貧困・貧窮という、こういう見出しで、それからまた、生活保護受けず、こういうふうな見出しで出ていた。これが那珂市であったということに非常にショックを受けたんです。5人家族のうち、3人も亡くなっていると。しかも電気が切られてろうそくが原因だと。一体これは生活保護にならなかったのかということで、福祉課のほうにお尋ねしました。この人が生活保護にならなかったと思われる理由はどういうことですか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） まず、生活保護にならなかった理由ということでございますが、生活保護、これは国の制度の中で運営されているものでございます。そういった中で、民生委員さん等もかわりは持っていたようでございますが、その中で生活保護そのものは申請制度ということでございまして、本来そういう中で、生活が苦しいのであれば、申請していただければ、そこで当然担当課のほうで状況を把握して、生活保護に該当するということであれば、早急な対応はできたかというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 今は、貧困が見えにくい時代なんですよ。服装もちゃんとしている、家も立派な家に住んでいる、車も乗っているということで、本人が申し出なければわからない。しかし、そういう人であっても、いきなり首を切られた、ローンを払わなければならない、または家賃を払わなくてはならない、食べていかななくてはならないとなると、とたんに貧乏になるんですよ。そういう人は見えにくいんです、外から。それがまず一つ。

それから、行政のお世話になるのは恥だという、こういう意識がまだ那珂市なんかは、そういう点では田舎で、権利意識がない。行政にお世話になるのは恥というふうに思っている人が大勢います。私もお世話した人、そのお姉さんに、実はこういうわけこうなりましたよとお話ししましたら、げいぼ悪いと、こう言ったんですよ。げいぼ悪いというのは、外聞が悪いということです。兄弟からもそういうことを言われるから、やっぱりこれは親戚や兄弟の手前、控えてしまう。

それから、90過ぎたおばあさん、一生懸命畑を借りて野菜をつくって、爪に火をともしように生活しているので、生活保護を受けたらどうですかと言ったら、福祉は受けません、それは、自分の子供が小さいころ、お前の家は役場から金もらってんだらうと、こういうふうにいじめられたというんですね。もう二度とあんな思いはしたくない、こういう思いから、そのおばあさんは、とうとう死ぬまで福祉の世話にはならないといって亡くなっていました。

こういう状況にあるので、また、国が締めつけをしてきております。生活保護が来ると、こういうふうに対応しなさい、こういうふうに対応しなさい、窓際作戦というのを指導しているというんですけれども、どうなんですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） 今、議員ご指摘の窓際作戦、通常水際作戦といいまして、なるべく生活保護を受けないよとということだとは思いますが、当市におきましては、申請を受け付けないということはありません。生活保護は最後のセーフティネットでございます。これを認めない場合には、当然生命に直結してくるといこともございますので、生活保護を申請したいという世帯の意思が確認できた場合には、申請書を受理しまして、速やかな対応を図っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） ぜひそのようにお願いします。

やっとな生活保護が適用になった。血圧が高いから医者に行く。そうすると、そんなに医者に行かなくてもいいと、その担当か、何か係の人がいるんですかね、その人に言われる。それから、最近買い物をしたレシートをとっておいて見せると、こういうふうに言われたというんですね。これはどういうことなんですか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えします。

当福祉事務所には、社会福祉法によりましてケースワーカー、生活保護者の支援相談等を受けるといことてケースワーカーを配置することが定められておりまして、現在4名のケースワーカーを配置しているところでございます。

そういう中で、生活保護の受給世帯に対してのサポートとしましては、訪問により生活実態を把握したり、自立を助長するための助言指導などを行っているほか、生活上困ったことや悩み事の相談、精神的な支援についても行っているというところでございます。

お尋ねの受診の制限ということてでございますが、本来、病気を放っておきますと症状が悪化して、さらに医療費がかかるということもでございます。そういうこともでございますので、受診につきましては制限することはございません。

ただ、1つの病気に対して、必要以上に病院にかかるといつた多受診、頻回受診ですか、こういった方については、医者と協議をしながら指導しているというところでございます。

それから、領収書の提示を求めるとい部分でございますが、被保護者の中には、金銭管理ができないという方もおりまして、生活費が足りなくなるという方もございます。そういう方には、どういう使い方をしているのかという部分もありますので、場合によっては領収書を見せていただくといことも、たまにはございます。

また、金銭管理ができない方につきましては、これは認知症の高齢者とか、知的精神障害がある方などなんです、社会福祉協議会のほうで日常生活自立支援事業、この中の金銭管理のサービスという事業も行っております。生活保護受給者については無料でございますので、そういった中で金銭管理をされているという方もいると聞いております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 昔から生活保護の人は、決められた本当に少ないお金で生活しているので、生活保護費をもらうと、いきなりいろんなものを買って使ってしまうんですね。これはやっぱりふだん押さえつけられているわけですね。あれが食べたい、これが食べたいと思っているんだけど、お金がない。金が入ると、途端にそれが爆発して買ってしまう。やっぱりそういう指導は必要かと思います。

やっぱり健康も、むやみと医者へ行ってしまふ人などの指導は大切かと思いますが、やはりそこは余り自尊心を傷つけないように指導をする必要があるかと思うんですね。

さらに今、国が生活保護の締めつけをしているんですね、情け容赦なく。これいろいろの扶助費が減額されていると聞きますが、どのように減額されているのかお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

本年7月に改正が行われまして、住宅扶助費、アパートの家賃につきましては、減額がされたというところでございます。単身世帯の場合でございますが、これまで月額上限3万5,400円という中で支給していたところを、3万4,000円という形で改正されております。2人世帯につきましても、4万6,000円が4万1,000円の5,000円の減と、3人世帯の場合、4万6,000円から4万4,000円に改正されまして、2,000円の減額という状況になってございます。

また、11月から3月冬季期間、冬の期間につきましては冬季加算ということで、冬季加算の扶助費を支給しているところでございますが、これにつきましては、全国的に見ますと下がっているところもございまして、当市におきましては、月額200円から、3人世帯ですと470円くらい上がっている状況でございます。

現在、灯油等の値段がかなり安くなっているという中で上昇しているということは、保護者にとっては助かっているのかなというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

○20番（木村静枝君） 消費税は上がる、生活保護費は下げられる。これでは最低限度の生活、文化的な生活、憲法で保障された生活も維持できない。今いろいろな社会問題が起きていますね、放火だ、何だとね。これはそういうことを反映しているのではないかと思います。そういう中で、ここは灯油が少しは、何百円の世界ですけれども、上がっているんですが、電気を切られたり、水道を切られたり、これはされると、やっぱり生活できませんよね。この点、電気を切るときには、東電あたりに、行政にも市役所にも連絡してから切ってくださいとか、なにかないものか。私もある知人が、やあ電気切られちゃうから早く2万円持ってきて頂戴よという人がいるんですよ。今、行っていると、その間に東電が来て電気切ってしまうから、留守にできないから、お金持ってきてくれというんですね、びっくりしましたね。

そういう方もいらっしゃるので、何とか東電と話をして、電気を切るような場合は、行政にも連絡をしていただく。それから水道を切る場合には、福祉課ともよく相談していただきたいと思うんですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（助川則夫君） 木村議員。

質問残時間2分を切っております。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

先般、火災により3人亡くなったという中で、ろうそくが原因だと、電気をとめられたという状況の中で、市としましても東京電力のほうに、電力をとめたときに行政に情報を提供することができるかという部分について確認をさせていただいております。

その結果、個人情報保護という観点からお教えできないということでございます。ただし、東京電力では電気料金の未納により電気をとめるときに、本人から生活が苦しくて電気料を払えないというような相談がある場合には、本人の了解を得て、行政につなげるようにしているというお話を聞いております。

また、水道未納によりとめられるときということでございますが、水道の未納に関しては、当然いきなりとめるということはございません。何回も担当者のほうで未納者と交渉してから、最終的にはとめる場合もあるかもしれませんが……

○議長（助川則夫君） 以上で、通告7番、木村静枝議員の質問を終わります。

○20番（木村静枝君） 大変時間の配分がうまくいきませんで、最後までできませんでしたけれども、本当に執行部の皆さんには長い間ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

---

#### ◇ 中 崎 政 長 君

○議長（助川則夫君） 通告9番、中崎政長議員。

質問事項 1. 南酒出城跡の調査、保存について。2. 市の管理する施設について。

中崎政長議員、登壇願います。

中崎議員。

〔11番 中崎政長君 登壇〕

○11番（中崎政長君） 議席番号11番、中崎政長でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

さる11月24日午後3時30分から、前の宮崎県知事東国原さんが「地方創生」という演題で1時間半ほど講演をお聞きしました。地方創生の内容については、皆さんが一生懸命、県のほうへも出して、国のほうにも出していると思いますけれども、その中で2つほどエピソード的な話がありましたので、ご紹介したいと思います。

彼は、宮崎県の汚職によって、本来でしたら高級官僚と言われる2人が宮崎県知事を争うと、そういう中でぽっとお笑い界から出たというふうに言われています。宮崎県知事選ですので、汚職は嫌だよと、そういう中で、東国原知事がラッキーだったのか政策がよかったのか、それはわかりませんが、当選をしたと、そう言っていました。

それで、自分は官僚らしからぬ選挙をやって県民の負託に応えなくてはということで、ああいうふうなコマーシャル的な前面へ出て、地域の宮崎県産のものを発信したり、あるいは自分のイラストをお金を取らずにあらゆる企業に提供したと。県のお役人は、知事のイラストを使うと最終的には県が責任をとらなくてはならない、お墨つきを与えたのと同じになってしまうので、知事、何とかそれは使わせないほうがいいんじゃないかという話もあったんですけれども、やっぱりああいう人ですから、いや、そんなことはいいと。使うならただで使ってもらって、宮崎県のコマーシャルになれば、後は企業のモラルの問題であって、それは企業にお任せしたいと。それからあと、狂牛病が出ましたよね。大変な決断でもって、全頭屠殺・焼却処分、あれは埋葬したりした。でもそれはよかったと。かなり厳しい判断だったけれども、宮崎県内でとめることができた。これはやっぱりリーダーシップかなと、そういうふうに思います。

その中で、彼はお笑い育ちですよ。それで、議会の水の飲み方もわからなかったと言っていましたよ。そうしたら、自民党の長老が初議会のときに飲んでくれたんだ。ちょっとやってみますね。これ正面向かないんだと、脇に向くんだと、こうやって飲むそうです。これを初議会のときに、自民党の県議団の長老が、一般質問出られたときにそうやって飲んでくれたと。ああやって飲むのかと、東国原さんは気がついたと。そうしたら、それを非常に上手にやったのが、兵庫県の政務調査費で話題になった県会議員いましたね。あの人も上手に飲んだそうですよ、たつと。ところがあの人は、失敗したのが一つあると。耳を立てて聞くときにこうやって聞かないで、こうやって聞いたと。聞く耳を持たないんだと。こうやれば聞く耳だそうです。こうやってしまうと、聞く耳を持たないんだと、そういうことを言っていました。

茨城県のプラザホテルだったんだけど、東国原氏が入ってきて、最初に言った言葉は、アベノミクスの影響が出ていますね、水戸市はと。何でかといったら、縁台の脇にある花が

自分の背より高い。今までは、いろんなところに講演に行っても、だんだん花が小さくなって、景気が悪いとき、花が小さくなった。やっぱりそういうところに緊縮財政の影響が出たと。11月24日水戸のプラザホテルは、元知事の背より高い花が飾ってあった。いやあ水戸は大したものだと。

それから、知事はその空気を肌で感じるために、講演を頼まれると必ずその地域をランニングするんだ、走るんだと。千波湖3キロあるけれども、走ってきましたよ。いや、いいところだねと言ったよね、こういうところがあるのかと。これは売り出すのには最高の地域だよと、そういうふうに言っていました。

私は那珂市のほうだから、那珂市のこと言ってくれなかったけれども、大したものだと、水戸千波湖はある、偕楽園はある、しかも町のど真ん中ですよ、そういうことを言ってほめていました。

地方創生で話したほうがいいのか。言っていたのは、まず女の人の力をかりることだと。これ総理大臣も言っていましたけれども、女の人の力。それから、もう一つは高齢者。さっきも木村議員の話にありました、介護する高齢者のこと、退職、ドロップアウトした人の資源、力をいかに引き出すか、あるいは介護をどういうふうにしていくか、この2つがうまくいけば地方創生はなるんじゃないかと、そういうのはものの5分とも言わなかったんだけど、私は確かにそうだなと思って聞いてきたので、ご披露を申し上げました。

それでは、通告に従って質問いたします。

今回は、最後の質問でありますので、地域の木崎地区、特に酒出の地区の一般の人からいろいろ要請があったものを取り上げてみました。

まず、酒出給食センターの東側、蒼龍寺の近くにありますが酒出城の跡、非常にいいものがそのまま残っていて、ここで保存をしていかないと、後世に残せないんじゃないかというような思いで質問をいたします。

それには、那珂市でも文化財に指定されました額田城、非常に20年以上も前からボランティアがしっかりと立ち上がって、額田城史跡保存会というものも今ありますけれども、そういうふうに行っております。私なんかは、何回かは行っていますけれども、その内容というものはよくわかりません。各議員の中にもこの事業に参加していらっしゃる方がいらっしゃいますけれども、そこで額田城の保存会の現在の活動状況を市として把握していれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

額田城史跡保存会の主な活動といたしましては、地域の方々と協力しまして、城跡地内の除草をはじめとしまして、樹木、竹の伐採や枝打ちなどを行っていただいております。

また、そのほかに年に2回会報を発行いたしまして、保存会や地域の活動を紹介して、情報の発信に努めているというところでございます。



以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 非常に組織もしっかりしておりますし、文化財の指定を受けているということで、予算もあるかと思えますけれども、そういった中で南酒出城址も今保存をしなければならぬと。これから那珂市の文化財、とにかくみんならも行ったことあるのかな。これ、入り口に那珂歴史同好会という方々がつくってくれた縦1メートル、横2メートル50くらいかな、その看板と、あと中に入ってからちょっとした矢印のあれぐらいしかないんだけど、まあすごいんですね。昔のまま保存が、原形をとどめている。こういう史跡なんで、ぜひ那珂市としても南酒出城址の文化財の指定をお願いしたいと思うんだけど、これどういう条件を満たすとか、あるいはそういう計画はお持ちなのか、お聞かせいただければ。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

市の文化財に指定を行うという場合には、文化財保護審議会というものに諮問をいたしまして、調査及び審議をした結果によりまして指定をすることというふうになってございます。

こちらの、南酒出城址につきましては、今までに文化財保護審議会に諮った経緯はございません。こういったことから、現在のところ指定する計画はございません。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） やっぱこれは現地を見て、あるいはこういう審議をする人にでも見てもらって、それから地元のこういう歴史に詳しい人、あるいはドロップアウトして、こういうボランティアをぜひやりたいよという声も上がっていますので、ひとつそういう地元の声に応えていただくように、保存していきたいという今声がある中で、市としてどういうふうなこれから援助、あるいは指導ができるのか、その辺をお聞かせいただければありがたい。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

現在、地元からの要望等につきましては、確認はしてございませんけれども、今後、地元、あるいは地権者のほうから、具体的な要望が提出されてくれば、今後の方向性、先ほどの文化財指定も含めまして、市のほうとしても全面的な協力をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 額田城の保存会、そういうボランティアのあれもあります。それから史跡に指定されて、文化財に指定されている、そういう前例もありますので、この南酒出

城がもし地元からの要請があった場合には、協力的な態度でご指導をお願いしたいと、そういうふうに思っております。

また、今後の地区の中に、実際昔はお城に行ったり、あるいはお寺へ、蒼龍寺というお寺がありますけれども、そこへ行くための道路があったんですけれども、今道路事情が変わりまして、この道は現在使われていない。非常に狭い道路がそのまま、要するに車が通れないような状態だと。1本だけ裏から入ってこれると、そういうふうな状態で、地元の自治会の会長さんが一生懸命努力をして、何とかこの道路を改良したいというようなことで、建設課のほうで申請してあるのかなと思うんですけれども、この市道2路線において、7月に申請を出しているということですので、建設課のほうのご意見を伺いたいと思います。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） 南酒出城跡地内にあります市道2路線において、議員がご指摘のとおり、今年7月に内宿自治会長を通しまして、狹隘道路の整備事前協議書が提出されております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 道路行政に関してですけれども、これ今までですと、幅が5.5メートル、あるいは買収か寄附かというようなことで、非常に難しい条件もあると思うんですけれども、地元の協力が得られれば、この後どういうふうな工程、進み方になるのか、ちょっとお知らせいただければ。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） お答えいたします。

今月開催を予定しております道路整備審査会において、他の自治会より上がっております整備協議路線とあわせて審議をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） そうすると、時期の早い遅いは別にして、地元からこういうあれが上がった場合には、市としては整備をしていく方向で、そういうふうに考えてよろしいですか。

○議長（助川則夫君） 建設部長。

○建設部長（富田慶治君） 先ほど申しましたように、今のところ採択で未整備のところは26年度末で119路線ほどございます。今年度におきましても、排水路整備も含めて37の整備要請が出ております。この地区につきましても、今年度、先ほど申したように、整備審査会の中で審議をしております。

特に、この南酒出城跡地内にある道路につきましては、城の跡地の中に半分以上を道路が占めてまいります。ですから、これから遺跡調査等も必要になるかと思っておりますので、どうい

った整備手法がいいのかを含めて審議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 進め方には、ぜひとも地元の自治会長さんなんかとよく打ち合せをしていていただきたい。何年かかかるかと思えますけれども、地元からこういう要請が出ているということですので、ひとつ市としても前向きな姿勢で道路行政を進めていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、南酒出城のこれは市長の地元でもありますので、この南酒出城の調査保存について市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

那珂市内には、古墳や住居跡、それから城館跡などの多くの遺跡が存在しております。これらを後世の方々に伝えていくことは重要であり、今ある私たちの責務だというふうに考えております。

南酒出城につきましては、昔、木崎小学校、もうなくなりましたけれども、酒出分教場というのがありまして、そちらに私4年間通って、本校のほうに行っただけですけれども、そのときの遠足の場所なんですね。この跡については、議員もご承知だと思えますけれども、内宿という昔の9区というところなんですけれども、その集落から低く、東に偏っており、南酒出氏の城ではなく、額田城を攻撃するための佐竹氏が設けた付城・向城であったと、これ学説なんですけれども、考えられておりますが、やげん堀、かなり深くて10メートルぐらいあるんじゃないかと思えます。それから、土塁も高く、大がかりな土木工事によりつくられており、重要な城跡の一つであるというふうに認識しております。

これらを指定文化財として保護保存していくためには、文献などを調査したり、専門的な見地からの意見もいただいたり、また指定した後も組織的に管理を地元等をお願いできる体制も必要になってくると思えます。

したがって、今後地元や、ほとんど民地なんですけれども、地権者の方から具体的な要望が提出されれば、今後の方向性として保存していくような方向で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） とにかく、市の部長さん方にも一度足を運んでいただいて、南酒出城がどういうものか見ていただいて、これを後世に何としても残していきたいなど、そういうふうに思っておりますので、今後のご協力、ご指導をよろしく願いいたします。

続いての項でございます。

市の管理する施設について、市が管理しているものはいろいろありますけれども、特に学

校、それから今回は児童公園と私は勝手につけましたけれども、それから運動のできる公園施設についてをお聞かせいただきたいと思います。

まず、木崎小学校が建てられてから27年、平成元年に建てられたそうでございます。那珂市内の学校大体耐震補強が終わってきたのかなと思いますけれども、なかなか木崎のほうまでは回ってこないと。そういう中で、戸多小学校が統廃合になり、本米崎小学校がやっぱり統廃合になる。地元の地域住民からは、議員さん、木崎小学校もなくなるのかと、生徒も少ないしねと。小学1年生が8人ぐらいで、来賓の人がだっと多くて、入学式やるような、そういう学校になってしまいますけれども、そういう心配もあります。学校がなくなるということは、一つの大きなコミュニティが消え去ってしまうということでございますよね。何か火が消えたみたいになってしまう、子供たちの歓声が聞こえなくなってしまう、朝晩の通学する児童生徒がいなくなってしまう、バスでさっへ行かれてしまう、何か寂しいものがあります。

そういつている半面、親御さんからこんな話を聞きました。議員さん、早く統廃合にならないかなと。びっくりしましたよ。えっ何でと言ったら、そうしたら、やっぱり子供らはある程度大きなところで、クラスがえがえる範囲で、そういうところで教育させたいんだという親御さんがいるわけですよ、小学校にも。木崎小学校で8人でずっと6年まではねって言う親御さんもいる。来年何人いるのよって聞かれてしまう、来年何人小学校入ると、なるほどなど。だから私も困ってしまったよ、これ返答に。学校がなくなるというのは、コミュニティがなくなってしまう。そうかといって、今度子供を持っている親にしてみれば、もう少し大きないい環境で教育を受けさせたいと、二通りあるわけですよ、これ。どっちにしたらいいのって思ってしまうでしょうよ、これ。私たち議員の立場で何て言ったらいいの。

そのときに、横手市の議員さんと何回か会っているうちに、議員さん、どうよと言ったら、これやっぱり親御さんの意見だよとあって、親がそう言うんならしようがないと、学校統合も。地域のコミュニティも大事だが、子供を持っている親御さんの意見を一番大事にしなくては、やっぱりうまくいかないよと、そう言われました。ああなるほどなど、僕の気持ちも決まったと。PTAあるいは親御さんが合併してもいいよという意見にまとまれば、それはそれで賛成するほかあるまいということですよ。運動会は運動会で、木崎地区のまちづくり委員会さんにでもお願いして盛大にやってもらおうようにしても、学校の統廃合というのはそういうふうになっていくのかなと、そういうふう思うんだけど、これ、教育部長どういうふうな考えで市はやっていくのか。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答え申し上げます。

特に小学校の統廃合につきましては、児童の良好な人間関係を育み、社会性を醸成するための環境を考慮しまして、那珂市立小中学校適正規模化基本計画というものをつくってございます。こちらの計画に基づきまして、先ほどの戸多小学校、本米崎小学校の統廃合の実施

を行ったところでございます。現在、木崎小学校につきましては、適正規模化検討校という位置づけには挙げられてございますけれども、統廃合を推進するといった複式学級までは至っておりませんので、現時点におきましては、統廃合については考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） もう少し時間的余裕があるのかなというふうに思いますけれども、学校にちょいちょい行って見て、一番思うのは、やっぱり運動場のへのほう、フェンスの下、あるいは遊具の下あたりの除草かな、問題になっているのは。あるいは体育館の裏あたりかな。これ親御さん、除草剤使うのを非常に嫌う。嫌って当然かもわからない。そうすると、やっぱりPTAが、学校が始まる2学期前、夏休みの終わりのころ、みんなして総出で除草したり、鎌でやったり、刈り払い機でやったり、そうして労力奉仕で除草していると。やっぱり今の時代にちょっとどうかなと。あるいは学校の先生、変な話、教務主任や教頭があいたときにもうサングラスかけて、かっぱの前掛けしてばあばあやっている。確かにきれいになっていいんだけど、やっぱり先生は子供らと常に接してほしい。そういうふうな思いで、シルバーを利用したり何か、そういう何ていうかな、実際教育に実際かかわらないところでの援助というか、管理というのができないものか、部長に、また、大変でも質問をいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

学校の除草等の管理につきましては、PTAのご協力をいただいて、奉仕作業等によって実施しているところが大きくございます。また、必要に応じまして、市のほうの予算で緑化管理費等によりまして、シルバー人材センターのほうに委託をして管理をする場合もございます。

また、樹木等の剪定につきましては、学校からの要請によりまして、現地を確認の上、学校教育課のほうで対応しているという状況でございます。

先ほどの学校の先生、教頭先生のほうに現在もご協力いただいているところもございまして、来年度の予算につきましては、若干ではございますけれども、そういった管理費のほうで予算のほうでも今、要求をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） やっぱり先生方には教育に専念してもらいたいなど、そういうふうな思いがあります。子供らに聞くと、やっぱり一番いい先生というのは、遊んでくれた先生なんですね。私らも覚えがあるけれども、怒ってくれても、ずっと休み時間でもお昼食べ終わってからも、すぐ職員室に行かないで、一生懸命我々と鬼ごっこしたり、ドッジボール

やったり、そういう先生が何か、いい先生だな。学校の勉強はどうしても、遊んでくれた先生の方が一番いいなど、こういうふうに思い出されます。教育的な見地からも、ひとつ草取りをやらせるのか、子供らと遊ばせるのか、その辺を考えてやっていただければありがたいなと思います。

それから、もう1点、9月ですよ、運動会。私も地域の議員なものだから運動会の招待状が来る。そうすると、やっぱり招待状をもらえば朝行って、子供らと一緒に体操をやって、運動会を見ている。

そうすると、木崎小学校のマイクがつかなくなってしまうと運動会が中断してしまっただ。なに、教頭先生どうしたのと言ったら、ちょっと調子悪くて申しわけないですなんて。何年間もこういうふうな状態なんです、なかなか予算的なものもないので、現在のまになっています。そうですか、じゃ、私も議員ですから一言話すけんて冗談に言った。そうしたら、その後、お昼のときに市長とか教育長がお見えになって、またそれがたまたま聞こえなくなってしまうということで、先ほども申しましたけれども、平成元年に建てた学校ですから、普通一般の家庭ですと、塗装、ペンキの塗りというのは最初四、五年でやったほうがいいんだよね。四、五年でやるというと、あとちょっと時間を置いても、これ古くなってしまってやったんでは、なかなか見栄えがしない。色を濃くでも塗らない限り。やっぱり昔から言うように、瓦千年、手入れ年々ですよ、いい言葉だね、瓦千年もつんだと。その代り手入れは年々、毎年手入れしなきゃだめだよということ。今、平成27年だからね。

そうすると、木崎小学校も雨漏りもしてきている。これ30年代の大規模改造まで待てないよ、これ。雨漏りしてしまっただは。何とか、その辺を何億かけるかわからないけれども、大規模改造までに中がいかれてしまっただは困るから。とにかく、外部の塗装、屋根の塗装ぐらいはコーキングをやらないとまずいかな、そういうふうに思いますので。

それから、これ先ほども言ったように音響設備の改修、この辺がどうなっているか。部長にお聞きいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

放送設備につきましては、ただいま議員からご指摘のとおり、ふぐあいが生じているということで、大変なご迷惑をおかけしております。現在、ふぐあい箇所の調査を行っておりますので、その結果に基づきまして早急に対応を講じていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 市長も、そのスピーカーのダメなときの当事者なんです。このスピーカーのあれと、それから外部の塗装、手を入れられるかどうか、その辺についてお伺いしておきます。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） スピーカーのふぐあいについては、教育長もいらっしゃって一緒に故障したときの状況はよく承知しています。そのとき速やかにやるように、教育長と一緒に教育委員会のほうに指示をしましたので、今、音響設備のふぐあいの原因調査を行っていると思うんですね。配線とかいろいろなものがあると思うんですけれども、結果が出次第、速やかに対応していきたいというふうに思っています。

それと、言っているのは外壁のことですか。何ていうか、タイルで張ったような、壁みたいになっている。高圧洗浄で洗浄できるもの等については、よく見てみないとわからないんですけれども、ご指摘の場所が。そういったものについては、対応できるかどうか、速やかに教育委員会のほうから議員のほうにお知らせをしたいと思います。

それから、先ほどの雨漏りについては、これは早急に対応しなくてはいけないと思いますので、その辺もよく調べて、速やかに修理をしていきたいというふうに思っています。

また、大規模のあれが34年に設計をして、35年に着工ということになっています。私の家、実はもう40年近くたつんですけれども、電気温水器はまだ当時のやつを使っているんですけれども、あそこは鉄筋コンクリートでできていますから、かなり丈夫にはできていると思うんですけれども、いずれにしましても、この大規模改造にあわせて、できない部分についてはやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 雨漏りしていますと、中が木造でございますので、早急な診断と処置をお願いをしておきます。学校関係は以上で終わりにします。

ある親御さんに、先ほど市長が南酒出の分教場に通ったというお話がありましたけれども、ちょうど給食センターの斜め西側になりますか、グラウンドがあります。議員さん、ここ児童公園になっているんじゃないのと、児童公園なのに除草剤をまかれてしまったら、孫たちが遊ぶのに困ってしまうんだよねと言われてまして、私も急いで現場を確認しまして、児童公園と、そのご父兄の方は言ったんですけれども、児童公園とはどこにも書いていなかったし、私もちょっと調べてみましたが、そういうたぐいのものではなかったんですけれども。確かに子供が遊べるような滑り台1個と、お馬さんがこうやってくれるようなものが2基、あとは老人会が使ったようなプレハブの残りが1棟半ぐらいあるのかなと、そういうふうに思いますけれども。この公園の位置づけというのはどのようになっておりますか。また、管理体制についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

議員ご指摘の南酒出にある広場でございますが、こちらにつきましては、「酒出コミュニティ広場」という名称で、ちびっこ広場という位置づけになってございます。

また、広場の維持管理についてでございますが、こちらにつきましては、地元のまちづく

り委員会の方々に行っていただいております、管理に必要なものがあれば、担当課のほうから現物支給という形で支給して管理のお願いをしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） そうすると、地元自治会さんと、あるいは子供さんを持っている親御さんあたりでよく相談をさせていただいて、除草剤をどういうふうにするか、あるいは除草をどういうふうにするか、これは地域にお任せをいただいたほうがよろしいのかなど、そういうふうに思いますので、ありがとうございます。

各地区にコミュニティセンター、ふれあいセンターよしの、ごだい、よこぼり、それぞれグラウンドを持っています。そういう中で、スポーツもできるような施設となっております。その施設の管理というのは、どこが主体でやっていて、どういうふうな管理をしているのか、お聞かせいただければありがたい。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

コミュニティセンターにある施設の管理でございますが、ふれあいセンターよしの、ごだい、よこぼりには、それぞれ多目的グラウンドやフットサル場がございます。それぞれのセンターの施設管理の中でそれぞれの施設については管理してございます。

また、木崎グラウンドに関しましては、木崎地区交流センターの管理とあわせて、まちづくり委員会に管理をお願いしてございます。必要な除草剤やグラウンド用砂は市で予算計上しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 中崎議員。

○11番（中崎政長君） 木崎のグラウンドでございますけれども、まちづくり委員会、あるいは地元の高齢者の団体が、花壇に花を植えたり、あるいは除草をしたり、グラウンド敷地いっぱいまで砂をいただいて広げたりと、役所の世話になりながら、非常に使いやすいグラウンドを目指して今頑張っております。私もたまにあそこでグラウンドゴルフをやるんですけども、まず年寄りにかなわない。1カ月に1遍か2遍やったのでは、とてもとてもなかなかパープレーで回るのが大変。本当に年寄りにはグラウンドで遊ぶというか、健康増進のために午前中を過ごすというのが楽しみになっている。そういう中で挨拶をしてくださいというから、みんなが元気でここで運動すれば、那珂市の健康保険も赤字脱却できるからといって一生懸命体育をやってと、グラウンドゴルフ、クロッケーをやって、あるいはペタンクも輪投げもやって、そういうことを言うようにしているんですけども、ただ、いろいろなグラウンドでやってみて、ちょっと管理が悪いのかなと思うのが、戸崎のグラウンドの芝生、あそこはサッカーをやってしまうから。それから、ふれあいの杜のあそこの芝生、これ少しぼこぼこなのよ、グラウンドゴルフをやるという。なかなか真っすぐ行ってくれない。そ



れから、土のグラウンドでやっていると、あの芝がどうしても進みが悪い。でこぼこが多い。こういった点からお願いをしたいのは、戸崎の運動公園の裏のサッカーをやるグラウンドの中の芝、あの芝の手入れ、目土を入れて芝を小まめに刈ってもらいたい。

それから、一番いいなと思ったのが神崎グラウンド。神崎グラウンドの野球のグラウンドから離れた芝、外野の芝だよ、早く言えばね。あそこがきれいなんだよね、割と。だから、これやっぱり管理する管理者、あるいは頼むところによってこんなに違うのかなと思って。一番大変だったなと思うのは、やっぱりふれあいの杜、あそこのサッカー場は何回か芝が傷んだり、ちょっと弱ったりしてしまった。だからやっぱり管理体制をしっかりして、ゴルフ場じゃないけれども、平らになるように目土を入れて、さらに追いまきをしていただいたり、金がかかるかもしれないけれども、もう少し芝生をきっちりよく育ててもらいたいなど、そう思います。本当はここで答弁を求める予定だったんですけども、私の質問はこのぐらいなんですけれども。

それから、もう1件、何年か前にペーパーレスだよと、これからは。タブレットを使って議会をやっていかなければだめなんじゃないのという質問をした。そうしたら、たしか美浦なんかでももうやっているんだね、タブレットを使って。だから私は思ったの、これは私が質問するんじゃないやと、これはやっぱり議員の間で総意をして、それでこれは議運か、あるいは議員提案で皆さん方に予算の計上をお願いして、そして予算化していただいて、我々が提案してタブレットを使う、そういうふうな時代にしていくべきだなと、そう思います。今度改選でございます。各議員の皆さん一生懸命選挙運動をやって、再びここに出てきて、この次の議会からはタブレットを使ってやれるように頑張っていきましょう。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で通告9番、中崎政長議員の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 2時00分

○議長（助川則夫君） 再開いたします。

---

◇ 古 川 洋 一 君

○議長（助川則夫君） 通告10番、古川洋一議員。

質問事項 1. 子育て支援について。2. 福祉行政について。3. スポーツ振興について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

〔7番 古川洋一君 登壇〕

○7番（古川洋一君） 議席番号7番、古川洋一でございます。

今回も那珂市に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするために一般質問させていただきます。

5年前の初当選以来、20回目の一般質問になるかと思いますが、私の第1回目が先ほど木村議員のおっしゃった東日本大震災、あのときの中止になったとき、あのときが第1回目の予定だったので、本当は今日は20回目なんですけれども、19回目ということになります。改選前の最後の定例会ということで、大トリを務めさせていただきますことを非常に光栄に思います。

それでは、質問をさせていただきますけれども、昨日の小宅議員の那珂市の一番の売りは何かという一般質問に対して、企画部長は、住みよさだというふうに答弁をされました。私もそう思います。ご承知のとおり、那珂市は住みよさランキングで上位にありますけれども、私はこれまで、それは単なる立地的に便利な場所にあるからであって、本当の住みよさとは思っていないということを申し上げてまいりました。教育や福祉はもちろん、全ての人が生きがいを持って活動ができる場所やにぎやかさを創造する。つまりそれらは、全ての人に対して強い思い入れを持った優しいまちにすることであり、私が必ず申し上げる、那珂市に住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするというのは、そういうことでありまして、それこそが真の住みよさなのではというふうに強く感じているところであります。それらを踏まえて、この4年間の総括としての質問をさせていただきます。

通告に従いまして質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初の質問は、子育て支援についてお伺いしたいと思います。

まず、このたびの地方創生で言うところの、定住促進策にもなるであろう多子世帯への支援についてお伺いいたします。

現在の多子世帯に対する保育料の支援、負担軽減でございますが、これについては、幼稚園では年少から小学3年生までの範囲で、保育所ではゼロ歳から就学前までの範囲を対象年齢として定め、その枠の中での第2子は半額、第3子以降は無料としております。

多子世帯の経済的な負担は多大であろうと思いますけれども、かといって、その対象年齢の枠の中に子供が3人以上いるような家庭は、それほど多くないのではというふうに思っております。

つまり、例えば幼稚園の対象年齢で申せば、2番目、または3番目のお子さんが年少になったときに上のお子さんが小学4年生になってしまえば、保育料の軽減はされないということになります。これも極端な例かもしれませんが、第1子が大学4年生、22歳、第2子が高校1年生、16歳、第3子が小学4年生、10歳、第4子が年少4歳というような家庭もなく

はないと思いますが、その場合、どのお子さんの保育料も半額にすらなりません。

子供にかかる家庭の経済的負担は、対象となる年齢の範囲のみが大きいのではなく、むしろそれ以降、中学、高校、大学等に進むにつれ、大きくなっていくというのが私の実感であります。子育てというのは幼児期だけのことではなく、できる限り子供が望む教育を受けさせ、卒業させるところまでが子育てだと思っております。しかし、子供の成長に合わせて親の年収がアップしていくかという、決してそうではありません。

そのようなことから、対象年齢の枠、幼稚園でいえば上限を小学3年生までとする、その枠を撤廃すべきというふうに思いますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

議員ご指摘の対象年齢の枠の撤廃ということでございますが、現在の幼稚園、保育園の多子世帯の保育料軽減につきましては、国の制度に基づくものでございます。

しかし、議員から提言がございましたように、子育て中の多子世帯の経済的軽減として、対象者の拡大は有効な施策の一つであると考えているところでございます。

この多子世帯の保育料の軽減につきましては、現在市で策定中の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、具体的事業の一つとして掲げられているところでございます。

しかしながら、すぐこの多子世帯軽減制度の年齢制限を撤廃するということは、現実的には難しいところと考えております。多子世帯の経済的負担軽減としては、来年度から保育所保育料については、これまでの対象上限を小学校就学前から小学校3年生までに拡大する改正を実施すべく、現在準備を進めているところでございます。

また、この制度拡大に係る予算につきましては、約3,000万円ぐらいかかるかと試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 保育所の保育料については、これまでの就学前までという上限を幼稚園と同じく小学3年生まで拡大するということでもあります。そして、それにかかる予算は3,000万円と試算しているということでもあります。市全体でそれだけの額が軽減されることになるわけですから、大変喜ばしいことだと思いますが、先ほど申し上げましたように、その対象年齢の子を持つ家庭だけが経済的に厳しいわけではありませんので、あくまでも対象年齢枠の撤廃を今後とも要望してまいりたいと思っております。たくさん子供をつくりましょうと言っていることを考えましても、こういった策によって、あと1人つくりたいと考えるご家庭がふえることを期待いたしますし、那珂市での定住促進につながるものと考えます。

次に、人材育成策の支援としてお伺いをいたします。

本市は、アメリカ、テネシー州のオークリッジ市と姉妹都市になって以降、中学生を対象に交換交流事業を実施しておりますが、那珂市の人材を育成するという観点から、将来自分

は家業を継ぎたい、那珂市で農業をやりたいといった夢を持つ子供たちには、同じような環境の中、つまりそのような環境を持つホームステイ先ということですが、そういったところで職業体験も含めて勉強させてあげたいなというふうには考えております。

そのような生徒を優先的に行かせてあげたいと思うのですが、現在の選考基準についてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

現在までのオークリッジの派遣の選考基準はどうなっているのかということでございますが、姉妹都市であるオークリッジ市と中学生の交換交流をすることによって、生きた英会話を体験するとともに、米国社会の文化や自然を見聞・体験することにより、国際的感覚を持った人材を育成する目的で、平成3年度から始まってございます。

派遣する中学生の選考基準でございますが、各中学校に要領を配布しまして、学校より希望者の報告を得て、選考会を開催します。

市内学園8学年に在籍する生徒で、心身が健康で協調性に富み、計画に従い規律ある団体行動ができる生徒、国際交流活動に意欲があり、またホームステイの経験を生かし今後の那珂市の国際交流事業に積極的に参加できる生徒となつてございます。また、オークリッジ市中学生のホームステイ受け入れに対し、申し込みを行っていること、中学校の配分について考慮すること、選考委員会において、以上の3点について審査を行つてございます。

また、書類審査を通過した者が定員を超えた場合には、選考会において面接・抽せん等で選考しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまの選考基準をお聞きしますと、先方が来日する際にホームステイを受け入れることが条件の一つになっているようなんですが、例えば、うちは家が狭いからとか、経済的理由によりそれができないとか、もしくはこちらから行く場合の渡航の旅費が負担できないといった家庭もあると思いますし、そういう意味で、行きたくても手を挙げられない生徒が必ずいるんじゃないかと私は思います。

子供たちの将来により影響を与え、花を開かせることは、我々大人に課せられた使命であるといつても過言ではないと思いますし、那珂市の人材育成の面から考えましても、希望する生徒たちを、できれば全員連れて行ってあげたいなと私は願います。予算的なこと、それから例えばこちらから30人連れていけば、向こうからも30人受け入れなければいけない、そういったこともあるかと思いますが、現在の選考基準、条件を見直してはどうかと。

あわせて、先ほど申しましたように、職業体験もできるようなホームステイ先についてもご一考いただきたいと思うのですが、交際交流協会さんと協議、ご検討をお願いしたいと思いますが、検討する余地はございますでしょうか、お伺いします。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） ただいま、選考基準の見直しができるのかということですが、議員ご指摘の点については、ご意見として拝聴させていただきたいと思っております。

ただ、説明の中で、一つしておきたいと思っておりますのは、ホームステイの受け入れが選考基準の中にございますが、これはオークリッジの中学生が来日する際にて、交流を重ね、訪米するときに受け入れた中学生の家庭にホームステイするというものであって、これによりまして非常に深いコミュニケーションがとれるということが一つの条件になってございますので、これを崩すことは、お互いに交流する場合に言葉の問題もございますので、非常に不自由なものがございます。

したがって、この基準を見直すことについては、非常に難しいかなというふうに考えてございます。ただし、議員ご指摘のご意見として拝聴しておきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。私は希望する子の夢をかなえてあげたい、ただそれだけなので、選考基準を見直さなくても、なるべく予算措置とかそういった面では、もしご配慮いただけるのであれば、ぜひお願いをしたいなというふうに思います。

もう一つ、人材育成面の支援策として、市独自の奨学金についてお伺いをいたします。

最初の質問で、子供が進学するにつれ家庭の経済的負担が増してくると申し上げました。それが理由で進学や夢を諦めざるを得ない子供たちがいるのではないかと思います。

奨学金というのは、通常低利息、もしくは無利息で貸し付けるだけでありますけれども、例えば那珂市に定住する意思のある者に対しては、無利息での貸し付けのほかに、那珂市の人材育成のための投資という意味で、学費の一部を負担、支給するといった市独自の奨学金制度を新設して支援できないかと考えますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

ただいま議員からご提言の奨学金制度につきましては、若者の人材育成を図り、雇用を確保するとともに、若い世代の転出を抑制し、将来的な定住人口の促進につながる有効な施策であるというふうに考えてございます。

また、このたび10月28日に策定いたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略（初版）においては、具体的な記載はいたしてございませんけれども、議会からも同様のご要望があり、創生本部会議におきましても、引き続き協議を進めているところでございます。

現在、本市におきましては、奨学金制度がございませんけれども、当該総合戦略の基本目標でございます安定した雇用の創出戦略の基本的な方向、地方での人材育成・雇用対策におきまして、戦略に位置づけることが可能であると考えてございます。現在、対象者、実施方法、実施時期等の考え方の検討を行っているところでございます。

今後、さらに財源の問題等も含めて、事業スキームを詰めていくとともに、課題の洗い出し、地元大学・地元企業・関係機関等の連携や協議・調整を含め、十分に調査・研究を行いながら、制度設計をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 若い世代の転出を抑制し、将来的な定住人口の促進につながる有効な施策である、引き続き協議を進めるというようなご答弁をいただきました。

那珂市に定住するには、安定した雇用の創出も大変重要なことでありますから、それも含めて私が申し上げている就職する前の段階での支援についても、前向きなご検討をお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問事項に移ります。

福祉行政についてお伺いしてまいります。

まず、公共交通の将来像及びデマンドタクシーの広域利用についてお伺いします。

交通弱者に対する配慮はもちろんのこと、那珂市の住みよさをアピールするためにも、デマンドタクシーの自治体間をまたいでの広域利用ができること、例えば、市内からひたちなか市に位置するJR津田駅、勝田駅、そして水戸駅等へ広域利用できるよう望んでおりますけれども、そのためには自治体間の連携や関係機関との協議が必要不可欠になってくるものと思います。自治体間の連携とその辺の今後の展望はいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 企画部長。

○企画部長（関根芳則君） お答え申し上げます。

地域公共交通につきましては、現在水戸市を中心とする県央地域9市町村によります「定住自立圏形成協定」を進める中で、政策分野、いわゆる結びつきやネットワークの強化の検討項目の一つとして掲げ、圏域全体の課題等の調査・検証・取り組みの推進のための協定の締結を目指しているところでございます。

なお、当該協定につきましては、平成28年第1回定例会のご審議をいただきまして、平成28年4月の締結・調印を目指しているところでございまして、本定例会におきまして、那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の議案を上程させていただいているところでございます。

協定の締結後は、定住自立圏共生ビジョンの策定準備に取りかかりまして、当該ビジョンの中で圏域の将来像や推進する具体的な取り組みについて、さらに検討を進めていくことになってございます。

議員からご質問のありました交通連結点であります市外JR駅等へのデマンドタクシーの乗り入れにつきましても、引き続き圏域市町村との情報交換を行いながら、調整・協議を進めてまいりたいと考えてございます。

また、平成28年度には、公共交通に関するアンケートの実施を予定してございます。その

調査結果をもとに利用者ニーズを把握し、引き続き市民の利便性の向上につなげていきたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） 以前、水戸市に近い那珂市中央にお住まいの方から、デマンドタクシーを使って水戸に行きたい、そのためにJRの津田駅に行きたいんだけど、ひたちなか市であるために逆戻りをするような感じで後台駅まで行って、そこからJRに乗っていくと、そういったことがあるので、何か方法はないかということで、その当時関根企画部長にご相談させていただいたところ、水戸農業高校や那珂高校の生徒さんが乗るスクールバス、一般の乗り合いバスということですが、そのバスがあるから、ぜひそれを使ったらどうかというようなご提案もいただきました。ただ、時間的にルートの関係で、例えば朝早く水戸市の病院に行きたいというような場合には、逆コースであるがために水戸駅まで行くことがなかなか難しい、そういった現実もあるようでございます。

そういったことも含めて、今現在困っている方がたくさん私にはいると思います。そういった声も実際に執行部に届いていると思いますし、自治体間の連携は簡単には確かに進まないと思いますけれども、定住自立圏形成協定に頼るだけでなく、対ひたちなか市、対水戸市など、個別の協議を同時に進めていただきたいなど。そして一日でも早く広域利用が可能となるよう努力していただきたいと思います。

次に、ひたちなか青年会議所の「那珂台地は一つ」の理念のもと、公共交通の将来像として、ひたちなかの湊線延伸をさらにパワーアップ、DMVも活用し水郡線にまで乗り入れ、ひたちなか市、那珂市、東海村を循環線で結んでしまおうという壮大な案が提言されております。

当該青年会議所が一昨年で開催したシンポジウムに海野市長は、ひたちなか市の本間市長、東海村の山田村長とともに出席をされ、この計画案を投げかけられ、あくまでも私の記憶でありますけれども、ひたちなか市、東海村の両首長は、どちらかという現実的には厳しいんではないか、難しいんではないかというようなご意見だったような気がするんですけど、海野市長は、すばらしい構想だというふうな前向きな発言をされたと記憶しております。決してこれはお約束をしたわけではないというのは、よく理解をしておりますけれども、どちらかという、リップサービスだったのかなということもちょっと私は思っているんですが、提言された青年会議所メンバーは大いに期待をしておっしゃっています、今でも。この提言に対して、那珂市として何かに着手したとか、担当部署に勉強しておけとか、そういった指示をされたとか、何か取り組みを始めておりますか、お伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） この件については、第3回の定例会で須藤議員のほうから全く同じ質問がありましたんですけれども、そのときも申し上げましたんですが、改めて申し上げます

と、ひたちなか青年会議所の「那珂台地は一つ」の理念のもとでデュアル・モード・ビークルという、鉄道も陸路も走れるという新たな乗り物によって、鉄道とそれから道路を結ぶという構想につきましては、大変夢のあるすばらしい計画であるというふうに賛同した経緯があります。

ただ、この構想を実現させるためには、資金的なことや事業主体など、さまざまな課題、乗り越えなければならないハードルなどがたくさんあること、また、市単独でできるものではない、壮大な計画であるというふうに認識しております。

といいますのは、陸運局の許可も必要ですし、そもそも那珂市が事業主体になれるはずがないわけですから、それは常識的に考えてもわかるわけですね。だから、第三セクターにするのか、それともJRがそれを担うのか、それとも、今あるひたちなか海浜鉄道、その辺が担うのか。ただ、それが実用化されれば、非常に有効な公共交通手段であることから、大いに期待をしているということですね。

一方、全国的な少子高齢化や人口減少が進む中で、市の喫緊の課題として、先ほどもご指摘いただいた公共交通施策を考えたとき、最も優先して行うべきことは、移動手段を持たない、いわゆる交通弱者というんですかね、市民の対策であり、日常生活を維持し、利便性の向上を図るということではないかというふうに思っております。

現在、水戸市を中心とする、先ほどのお話なんですけれども、県央地域9市町村による定住自立圏形成の中において、先ほど部長が述べましたように課題等の調査、それから検証、それから取り組みの推進について協議を進めておりますので、今後も引き続き関係市町村長との意見交換をしていきたいというふうに考えています。

デュアル・モード・ビークルについては、大変すばらしい交通手段だと思っておりますので、ぜひどこかの第三セクターでもいいですし、JRさんでもいいですけども、実現していただきたいというのが私の夢でありますので、今後もそういったやっていただけたらいいところがあれば、熱心に口説いていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

市長が出席されたシンポジウム、これは私も出席をしておりましたし、市役所の職員の方も何名か顔を拝見しましたがけれども、そのときに、私、これもごめんなさい、記憶になってしまうんですけども、この間当時の青年会議所のメンバーに、あのとき、うちの那珂市長、前向きな発言していたよねと、何か言った言葉を覚えていると言ったら、線路と陸、いわゆる道路を結ぶのはなかなか難しいんで、久慈川とか那珂川の水路を利用したらいいんじゃないのという話を市長がしていたような気がするんだよねというようなこともおっしゃっていました。

ですから、今ご答弁があったように、もちろん那珂市が主体でということはないでしょう



けれども、そういうような話が出てきたときには、ぜひそういうことも考えられるんじゃないのというようなことで、ご提案をぜひして、いろいろ前向きにこれから進めていただければなというふうに思いますので、お願いしておきたいと思います。

次に、介護及び認知症対策についての質問を通告しておりましたが、午前中に木村議員からも同様の質問がございましたので、答弁が重複いたしますので、私からは意見と要望だけ述べさせていただきたいと思います。

本市においても、要介護者及び認知症患者の数は、年々増加をしております。介護認定審査会における介護度の判定は、以前は身体能力が中心であったと思いますが、ここ数年で認知症が加味されるようになってまいりました。認知症の方を家族だけで見るには限界があり、地域で何とかしなければならないという動きになってきております。

今後は、地域の患者は地域で見られるようにすることを理想とし、地域のきずな、生きがいのあるふるさとづくりを目指して、地域の活動を広げていく必要があります。

そこで必要なのが、一般住民をも含めて関係機関の連携であります。連携すべき機関の中心は行政以外にはなく、関係機関の会合のしつらえはもちろんのこと、市直営の包括センターを設置し、各包括センターからの情報を吸い上げ、また情報提供するといった取り組みが必要であるというふうに思います。

那珂医師会さんとの懇談会でも、行政は問題をまとめるのは得意だけれども、問題を探しに行くのは下手だよねというようなご意見を聞いております。また、高齢者に限るものではございませんけれども、休日の当番医の問題については、職員の手配が難しいなどの理由により、引き受け手が少なく、午前中だけとしているのが現状であります。ひだまりの中に当番医が待機できる詰所をつくっていただければ、そして医者が行くだけならば、協力しやすいんだよねといったお話もございましたので、念のためお伝えをしておきます。

では、次の質問ですが、次、ワーキングプアについてお伺いをいたします。

日本に1,000万人以上いるというワーキングプア問題ですけれども、雇用の形態などが一番大きな要因になっているものと思いますけれども、きょうは雇用の問題は別としまして、金がないから病院に行けない、それでも働かなければならない、通勤に車を使いたいの生活保護は受けられない、受けたくないといったさまざまな事情を考え、何かしらの支援ができないものかと考えております。

そこで、行政としてどう考えるか、何ができるか、またはどのような対策が必要かなど、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ワーキングプア対策として、どのような対策が必要かということでございますが、ワーキングプアに行政的な定義はございません。一般的には派遣業あるいはパートなどの非正規雇用者で収入が少なく、十分な生活を営むことができない人とされておりまして、正規雇用で

あっても生活を維持するに十分な報酬を得ていない人も含まれていると聞いております。

また、ワーキングプアは、若い世代の人が将来への希望や結婚、出産への意欲を持ってない理由とされておりまして、大きな社会問題となっているのも事実でございます。

そこで、福祉行政として何ができるかということでございますが、市は、ワーキングプアに限らず、収入が少なく生活できない、あるいは必要な医療を受けられない方については、生活保護制度で対応しているというところでございます。

生活保護支給の中で、就労可能な方もおりますので、就労可能な方は、生活保護を受けながら、就労自立促進事業等を利用してハローワークで就労支援を受けて転職等を図っていただく、あるいは、医療扶助を受けて病院にかかり、体調を回復してから再起を図っていただいているという状況でございます。

ワーキングプアの解決のためには、企業を含め国全体で取り組んでいくことが必要と考えます。しかしながら、国も非正規から正規雇用への転換を目指しているというところではございますが、経済状況が厳しい中、正規職員の切りかえはなかなか進まない状況であるというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ただいまの答弁ですと、病気で病院に通えない、そういった方は、一旦生活保護を受けて、まずは治療に専念し、その後、再度就労支援を受けて転職等を図るということでございますが、手続の時間的な問題も含めて、そう簡単にいくとは思わないんですけれども、例えば水戸市では、城南病院とか済生会病院で相談すれば、負担なく治療が受けられるといったお話をちょっと耳にいたしました。この辺の制度の概要についても含めて、那珂市でそういうお考えがあるのかどうか、お伺いできますでしょうか。

○議長（助川則夫君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（大部公男君） お答えいたします。

ただいまの議員の質問については、多分無料低額診療事業のことかとは思いますが。この無料低額診療事業につきましては、社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づきまして、低所得者、要保護者、DV被害者等生活困難者が経済的な理由によって、必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料、または低額な料金で医療を行う事業ということになっております。

これにつきましては病院が申請ということになりますが、経営主体といたしましては、社会福祉法人、社団法人、財団法人、日本赤十字社等の医療機関が対象となりまして、その基準でございますが、生活保護法による保護を受けている者、または無料、または診療の10%以上の減免を受けた者の延べ人数が取扱患者の総延べ数の10%であるというような条件がございます。こういった条件をクリアすれば、無料低額診療事業という事業を病院が行うことができるということでございます。この無料低額診療事業を行うことによって、税制上の優

遇も受けられるという形でございます。この無料低額診療事業、先ほど議員おっしゃったように水戸にはあるということでございますが、那珂市でできるかどうかということになりますと、まず第一に、病院がやりたいかやりたくないか、その部分になってきますので、ちょっとこの部分については、私どもができるかどうかという部分については、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

また、この無料低額診療事業の受診を受ける場合、低所得者が、那珂市においては社会福祉事務所を持っておりますので、福祉事務所のほうへ相談をいただきまして、その相談に基づきまして、無料低額の診療券、これを福祉事務所のほうで交付いたします。それに基づきまして、その無料低額診療事業を行っている、先ほどおっしゃっていたような病院に行けば、無料、あるいは低額の中で診療を受けられるということでございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

まずは病院診療所が手を挙げないことにはどうしようもないということですが、いづれにしても私が申し上げたいのは、生活保護を受けない、それで働きたい、そういう意欲があって、低賃金等なんでしょうけれども、それでも頑張っている、そんな人たちを何とか救ってあげたいというような気持ちで、今の質問をさせていただきました。

それでは、最後の質問事項に移ります。

スポーツの振興についてお伺いをしてまいります。

まず、マラソン大会の開催についてでございます。

私からの一般質問でマラソン大会の開催を要望し、その後、執行部では視察等を重ねられてきたものと思っておりますけれども、現在の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

マラソン大会の実施に向けまして、他市で実施をしておりますマラソン大会等の視察を行ってまいりました。その結果を踏まえまして、関係団体と協議をいたしましたけれども、他市におきましては、専門的知識、あるいはノウハウのある陸上競技協会等が主催となって実施をしております。那珂市におきましては、予算的な面もございまして、スポンサー契約、あるいは運営スタッフ等の問題がございまして、また、駅伝大会を12月に毎年実施をしております。そういった関係上、なかなか難しいのではないかとことは団体のほうから伺ってございます。

そういった中で、今年からは、マラソン大会開催を見据えまして、冬季駅伝大会に測定チップを導入することによりまして、運営上の軽減を図ることといたしました。また、今までは小・中学生の参加がメインとなってございましたけれども、来年度からは一般の部の参加につきましても広く募集をしていくことを予定してございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） わかりました。

駅伝大会を実施しているため難しいというようなご答弁もありましたけれども、以前にも申し上げましたけれども、マラソンと駅伝の違い、これは、個人で参加するか、チームで参加するか、これは大きな違いでありまして、当然、駅伝となれば、マラソンもそうかもしれませんが、駅伝の場合は特に順位とかタイムを競うものであり、なかなかマラソンのように楽しむというような目的、完走できればいいというような、そういう目的で参加される方も多いわけですから、その駅伝をやっているからマラソンは要らないだろうという、もしそういうお考えがあるのであれば、それは私の申し上げていることとはちょっと違うので、ぜひマラソン大会の開催に向けてこれからも検討していただきたいんですけれども。いずれにしても、今ご答弁の中にありましたけれども、駅伝の大会に測定チップを導入するとか、広く参加者を募集するとか、これはすばらしいというか、いいことだと思いますので、これはマラソン大会の開催を見据えというふうに今おっしゃってくださったので、まだこの可能性は消えていないものと私は理解させていただきますので、今後も引き続きぜひご尽力をいただきたいというふうに思います。

また、活性化とか経済効果などまで考えると、理想は市街地での開催というふうには申し上げましたけれども、問題や課題も多いので、市街地でなくても構わないということも申し上げたつもりでありますし、さらに、決してフルマラソンではなくてもいいというようなことも申し上げたつもりであります。

海野市長にマラソン大会の開催に向けての意思を以前、一般質問させていただきましたところ、県道菅谷飯田線の開通を記念して実施してもいいんじゃないかなというようなご答弁もありました。もちろんこれも約束しているわけではないというのは十分に理解をしておりますけれども、開通は来年の3月ごろということですから、この開通を記念して開催するということは、間違いなく無理であると思います。また、こうしているうちに水戸市では、高橋市長が実行委員長となり、来年に市街地コースで実施することになったようであります。

なぜ水戸市はできて那珂市ではできないのか、その辺も含めて現在の市長のご意思をお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

マラソン大会は、ご指摘のように人気が高くて、全国でも本当に数多く開催されております。全国のフルマラソン、42.195かな、この大会は、2015年開催数が197大会、それからハーフマラソン、10キロマラソンなどの大会を入れると、年間千数百本と言われております。先ほどの水戸市をはじめ、近隣でも東海村、ひたちなか市、日立市、常陸大宮市などで大会

が開催されており、市民の参加ができる機会も多くなっております。

その上で那珂市での開催を考えていくこととなりますので、開催するための意義や費用対効果について、市民や関係団体の理解を得ることが重要になってまいります。そのためには、市民からの機運の盛り上がりや協賛企業等の協力が必要となってまいります。

先ほど部長が申しましたように、マラソン大会開催を見据えた駅伝大会での測定チップの導入や一般参加者の拡充を考えておりますので、その経過を見るには、今回だけでは難しいと思いますので、早い時期に判断をしていきたいというふうに考えております。また、コースの設定に関しては、市内全域の中から可能性を探っていきたいと思っております。

先月ですか、NHKでマラソンについていろいろ取材、放送しておりました。数が多いものですから、競争に打ちかつための工夫とか、それから参加者の声、こういうふうにしてほしいというのを取り入れる、その努力をしなければならないということで、大変苦慮をしていると。それから、長野県だったと思いますけれども、ちょっと大きな大会だったらしいんですけれども、数十人しか参加しないというようなあれもあるんで、なかなかそれが難しいところだと思います。

また、水戸市のマラソンの話がありました。もちろん水戸市長ご自身のお考えもあるかと思いますが、陸上競技関係者の皆様や商工会議所、それから観光協会など、多くの団体からの強い要請があったものではないかというふうに思っております。そういった周辺からの機運と協力があって、はじめて、これは水戸の場合ですけれども、来年度の開催にこぎつけられたのではないかと思っております。同時に、そういった市を挙げての盛り上がりが大会の成功の鍵を握るものと考えております。水戸市では1億6,000万円ほどの大会予算を予定しているようでございますし、そのうち7,000万円程度は協賛金や市の負担金などで賄うようにも伺っております。

もちろん那珂市におきましても、このような規模で開催はできませんけれども、大会運営に当る多くのスタッフの確保や協賛金などのご協力をいただかなければならないことも多くございます。このような諸課題を解決しながら開催にこぎつけるためには、やらされ感でできるものではございませんので、関係団体や市民のご理解と盛り上がりなどの環境が不可欠でございます。決して私の意気込みだけでできるものでもございませんので、古川議員がそうした旗振り役としてそういう機運を盛り上げてご尽力いただければ、大変ありがたく思っております。古川議員の働き次第だと思いますので、ご期待申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ご期待いただいてありがとうございます。

この形だけで申し上げてはいけないんでしょうけれども、実行委員長が高橋市長であるということが、何かこう、わかりませんよ、聞いたわけじゃないのでわかりませんが、市長が先頭になってやるんだというような意欲を何となくこれだけで感じてしまったんですけれど

も、そういう意味で、那珂市の場合、特にいろんなことを、例えばひまわりフェスティバルでも、この間の産業祭でもそうですけれども、実行委員形式で、実行委員会に商工会とかそういうところに委託をお願いしていることが結構多いものですから、私は、私もご期待に沿えるように頑張りたいとは思いますが、市長も、ぜひ俺が実行委員長でやるんだ、開催するんだというような、そういう意欲といいますか、やる気を持って進めていただければ、また、この企業の協賛を求めるにしても、こちらがやる気がないのに金だけ出してくださいと云って、これは出してくれるわけではないので。やはり周りの機運の盛り上がりもありますけれども、我々の盛り上がりというか、何としてもやるんだというような意気込みも必要だと思いますので、ともに頑張っていきたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと云います。

では、続きまして、最後に、河川敷グラウンドの整備についてお伺ひします。

これも以前の私からの質問に対して、執行部のほうからは、新たな整備は無理なので、学校跡地を有効利用するなどしてほしいと云った答弁がございました。その後、市長は、整備を要望している団体の方に、積極的にやりますとお話をされ、また、戸多地区の方々を対象にしたんでしょうか、説明会を開催したと云ったことを耳にし、びっくりしたわけなんですけれども。それについては、その後また質問させていただいて、市長のほうからも、アップ・ツー・デートで、もう毎日毎日話は進んでいるんだというようなことで、いい方向で見えてきたんだというようなご答弁をいただきましたから、よい方向に転換するのは、もう大歓迎ですし、積極的に進めたいと思っておりますが、そこで、その河川敷グラウンドを整備できる新たな可能性が出てきたということなんです、どのような方法なのか、そしてまた、説明会を開催したということですので、その内容を含めて進捗状況をお伺ひしたいと云います。

○議長（助川則夫君） 教育部長。

○教育部長（会沢 直君） お答えいたします。

ただいまお話のございました説明会につきましては、今年1月23日に常陸河川国道事務所主催によりまして開催されました那珂川かわづくり見学会のことかと思われまふ。この見学会には、市役所職員のほかに土地改良区、漁業協同組合、生物の会、戸多地区まちづくり委員会関係者などが参加されまして、事務所側からは、かわまちづくり支援制度などの説明を受けたところでございます。このかわまちづくり支援制度につきましては、水辺の整備や活用計画を市と河川管理者で作成していくものでございまして、河川敷グラウンドを整備するにあたり、造成費を抑えられる新たな可能性が出てきたところでございます。また、地元のほうからは、桜堤整備についての要望、意見なども出されたところでございます。

最終的には、全国から取りまとめられました計画書の内容につきましては、事業の効果、そして実現性等を勘案いたしまして、国土交通省の河川局長が判断するものでございますので、ハードルは非常に高いものというふう感じておりますけれども、今後、庁内や常陸河川国

道事務所とも協議をしながら、来年度中には方向性を出していく考えであります。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） これもまた聞いた話なんですけれども、今おっしゃった説明会の中で、これはいつごろの話なんだと。つまりいつごろやる計画なんだということが質問され、事務所のほうからなんだろうかと、そのお答えとしては、10年スパンぐらいで考えてくださいと、そういう計画ですよというようなお話があったということなんですけれども、市長は、その要望者に対して、これも長い目で見てくださいということで了解をもらっているよということで前もお答えをいただいておりますけれども、やっぱりその要望している方は、当然お子さんが今、サッカーか野球かはわかりませんが、そういったスポーツに取り組んでいらっしゃる。そういったことを考えますと、やはり子供がその活動をしているうちにつくってほしいというのが本音ではないのかなというふうに思いますので、一日も早い整備を望んでいるということは間違いないというふうに思いますから、ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

その辺のちょっと今お話を伺った限りでは、ちょっとハードルが高いのかななんていうことも思いますけれども、その辺の実現性も含めて、何か市長のほうからご所見がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 市長。

○市長（海野 徹君） お答えします。

スポーツ振興については、それを実施する場所、グラウンドが必要不可欠であり、関係団体からもグラウンド整備の要望書も提出されておりますので、その必要性を強く感じているところであります。

先ほど部長が答弁したように、国土交通省のかわまちづくり支援制度というのが今回できましたので、今後これを河川敷グラウンド整備に活用していきたいというふうに思っております。どのような機能を持った施設整備を計画していくか、地域の要望があった場合に、どこまで盛り込めるのか、また、市の負担がどれだけ必要になってくるのか、これから総合的に判断していくこととなります。

以前、財政面を考えて単独では不可能であるというふうにお返事しましたが、市の負担も比較的少なく整備ができるのであれば、スポーツ振興にも地域のにぎわいづくりにも寄与できることとなりますので、採択になるかどうか国の判断になってしまいうところではありますけれども、これは私に与えられた使命だと思ひまして、実現できるように最大限の努力をしていきたいというふうに思っています。

また、この前、久慈川のところに河川の水位観測カメラを設置していただいたんです、要望によってですね。そのときにも不陸整正しなくてははいけませんねという、リップサービスなのかもしれませんが、そういう温かい言葉もいただきましたので、必ずしも10年ス

パンが10年かかるんだということではなくて、例えば木島大橋なんかは、代議士のお力によって、ずっと前倒しで二、三年でつくってしまったと、そういうこともありますんで、関係方面に強く整備を要望しながら、なるべく早く、7,000名近くだったと、ちょっと数字の記憶はあれなんですけれども、スポーツ関係者の署名もありますんで、そうした皆さんの声を実現するように最大限努力をしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） ぜひご尽力をいただきたいというふうに思います。

冒頭に申し上げましたとおり、市長もおっしゃっている一人一人が輝くまち、そういうものを目指して、これから那珂市が進んでいけばいいなと思いますけれども、それについては、やはり冒頭申し上げたとおり、全ての人に対して優しいまち、それが本当の那珂市の住みよさであるというふうに私は信じて疑いませんので、ぜひその辺は、これは別にといいか、なんというんですか、教育、福祉、産業、いろんな部分が当然相まっての那珂市の施策でありますから、ぜひ執行部の皆様には今後とも頑張ってくださいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 以上で通告10番、古川洋一議員の質問を終わります。

---

### ◎議案等の質疑

○議長（助川則夫君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第15号から報告第16号までの報告2件、議案第63号から議案第82号までの議案20件、以上22件を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

なお、質疑の形式は一括方式とし、質疑の回数は1議案につき3回までといたします。

通告1番、笹島 猛議員の発言を許します。

笹島 猛議員、登壇願います。

笹島議員。

[12番 笹島 猛君 登壇]

○12番（笹島 猛君） 議案第73号 那珂市市民投票条例について伺ってまいります。

地方分権時代の象徴として、全国で制定が相次いだ自治基本条例やまちづくり基本条例ですが、ここ数年、批判にさらされ、策定段階で頓挫する例が目立っております。自治基本条例がブームになったのは、地方分権一括法施行後の2000年ちょうどです。国と対等になるには町の憲法が必要だと、これまで全国329の自治体が施行しました。条例は、行政の市民参加の保障や首長、行政の役割などを定めております。条例の趣旨に沿って住民投票条例な



どの制定を進める自治体もあります。

しかし、今では自治体基本条例やまちづくり基本条例のパッケージの一つ、住民投票条例の制定にブレーキをかける動きが活発しております。なぜ常設型住民投票条例の制定を議員改選を控えている今、行おうとしているのか。

また、住民の付託である首長や議会が重要施策について住民投票で賛否を聞くことは、住民から責任逃れと思われないのか。ましてあらゆる政策を常設型住民投票で決めることは、地方議会の二元代表制の否定ではないのか。市民アンケートや世論調査を行えば、大体の体制を把握することが可能な東海第二原子力発電所の再稼働や自治体合併などの重要案件を議会の議決を得ずに、いきなり常設型住民投票で民意の確認に利用することは、議会が執行部を監視し、問題があれば是正を要請する議員の仕事の奪い、議会軽視になるのではないのか。以上まとめて伺います。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

ただいままちづくり基本条例と市民投票条例の関係について質疑がございましたが、お答え申し上げたいと思います。

まず、全国的に住民投票条例の制定にブレーキをかける動きが活発化しているとのことですが、そのような動きについては、私ども承知してございません。むしろ水戸市やつくば市、龍ヶ崎市の例も見ますと、住民投票による住民の市政参加への要望は県内でも強まっているものと考えられます。

なぜ住民投票条例の制定を議員改選の時期に直前に行うのかとのご質問でございますが、本条例につきましては、昨年から検討委員会を設置して論議を重ねてきたものでございます。議会総務常任委員会では、途中経過並びに最終的な提言書についてご説明をしております。そうした経緯を踏まえれば、現議員の皆様の任期中にご協議いただくことが本来望ましいものと、今回提出させていただいたものでございます。

住民の負託である首長や議会が事業政策について住民投票で賛否を聞くことは、住民から責任逃れと問われないか、ましてあらゆる政策を住民投票で決めることは、地方自治、二元代表制の否定ではないかとのご指摘でございますが、住民投票は究極の市政参加の形態であり、市民とともに作る協働のまちづくりの本質とも合致するものと考えてございます。

また、市民投票に付することができる案件は、市政の重要事項にかかわるもので、限定するものでございまして、あらゆる施策について住民投票に付するわけではございません。さらに、市長発議の場合は、あらかじめ議会に協議し、その意見を求めることとしてございます。二元代表者である市長と議会が十分に議論を行う仕組みを構築してございます。

なお、議会からの住民投票についての発議も同様に行うことができます。

重要案件の決定を議会の議決を経ずに住民投票で民意の確認、利用することは、議会軽視になるのではないかというご指摘でございますが、それについては、本条例は、市民、議会、

市長の3つの地方自治の主体がそれぞれ一定条件のもと、請求発議をできることとしております。そして、市民投票の実施に際しても、さらには投票後の取り扱いに関しても、二元代表である市長と議会が十分な議論を行うこととするなど、議会の立場を尊重したものでございます。

住民アンケート調査で十分な民意が把握できるのではないということもございましたが、住民アンケートにつきましては、回答率も3割程度ということが通常でございまして、判断が明確にされない設問も考えられます。このため、市民投票という制度の中で二者択一の選択により意思を示すことは、条例の趣旨からいって別であると考えられます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 今ご回答いただきました。下のほうからちょっと聞いておきます。最後の部分です。

市民投票は、市議会の12分の1以上の賛成で提案し、議員の過半数の議決を経て市長に請求できる、市長は、議会の意見を考慮しての上で発議できるということは、これは市議会のほうですね。そうすると、今度は、市民による請求は、有権者の5分の1以上の署名条件があれば、議会の議決なしで実施が決まるということは、これは議会の存在をどう思っているのか。いや、3つ全部まとめてやります、すみません。

それから、今言っていた市政の住民参加の究極的な制度として住民投票条例を準備しておくことが必要とあることだが、これは住民投票の乱用を招くのではないのか。

それから、先ほど住民投票条例は、つくば市の件とか龍ヶ崎の件もおって、結構基本条例はブレーキがかかる動きはないということを書いていましたけれども、先ほどのつくば市とか龍ヶ崎は、個別的な住民投票であって、つくば市はもともと運動公園、30億円くらいですか、すみません、グラウンドですね。30億円くらいで整備するということが、いきなり今度は300億円かけて総合公園をつくるということで、住民から、それはおかしいんじゃないかと。そうしたら市長は、これは2020年の東京オリンピックのときに強化練習場として使ってもいいんじゃないかということも含めた話をしたそうで、これは、市民からそういうことは問いたださなければいけないということで、市民投票に至ったと思います。

それから、龍ヶ崎は、この佐貫の駅を龍ヶ崎駅に変えるということで、市民から、もともと佐貫という駅があったわけですから、それを変えるということはいかがもんかということで、これも否決されたということだと思っんですね。

以上のようにあれしていますけれども、どうでしょうか、3点。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

ただいま5分の1以上の発議により、住民の側から提案ができるというようなことでございますが、これにつきましては、地方自治法によりますと、有権者が50分の1以上の署名を

集め、議会での条例可決を経て投票が実施できる仕組みになっているということでございます。ただ、この条例案については、住民の50分の1という数字でございますので、5分の1ということになると、10倍のハードルの高さということになります。この50分の1の署名制度も、5分の1の制度ができたとしても、この制度は個別型で残るわけでございます、住民側とすると選択肢がふえるというふうに考えていただきたいと思います。5分の1、なにかで常設型でやらなくても、50分の1でもできるという選択肢がふえているわけで、5分の1という数字については、それだけ民意が高いというふうにご考慮いただきたいと思います。そういうことから、条例案の中では10倍のハードルの高さを設けているということでご理解いただきたいと思います。

あと、市長の乱用ということでございますが、条例の中でも十分に議会のほうと議論を重ねた上で、意見を考慮した上でやるということでございますので、市長が勝手に議会の意向を経ないでやるということではございませんので、市長が十分に考慮した上で議会のほうと一緒に考えた上で提出するという趣旨でございますので、そういったことはないのではないかなというふうに思います。

つくばみらい市とか龍ヶ崎市、さらに今、水戸市でも行われていると思うんですが、そういったものについては個別型ですよということなんですが、先ほど申しましたように、50分の1の個別型というのはそのまま生きてございます。ですから、今度の常設型の市民投票条例ができたとしても、50分の1は生きているわけでございますので、常設型住民投票条例については、非常にハードルの高いものであるというふうに理解していただきまして、市民の総意でこれが運用されるということになると考えてございます。

したがって、住民の側から見た場合、個別型でやるということがさらにつけ加わったということで、非常に住民側から見た場合には、よい制度なのではないかなというふうに考えている所存でございます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 最後ですんで、代議制というのは政治の基本なんです。しかし、時には多くの住民の意思と乖離することがあります。住民投票は、あくまでもそれを補完する住民意思の方法だというふうに私は思われます。それで、協働のまちづくりの基本条例第18条ですけれども、市長は、市民生活に極めて重要な影響を与える事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときには、市民投票を実施することができる。ですが、第2項には、市民投票実施に関し必要な事項は、その都度条例で定める。つまり個別に条例を定めるということです。この第18条の2項、「その都度」を今度削って改正するわけですが、これは前もって上程しているのが筋であって、これはちょっと今回一緒にやることは乱暴ではないのか。それから、21条の2項では、市は、この状況を見直すにあたっては、市民の意見を反映する措置を講じなければならないとうたっておりますが、これ変えようとする

場合、広く市民に周知する、例えばパブリックコメントか何かを使うんじゃないかという、こういうことがあると思うんですけれども、2点。最後になります。

○議長（助川則夫君） 市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） お答え申し上げます。

まず1点目の18条2項に、その都度条例で定めるとしている点につきましては、本条例の附則で「その都度」を削るということで、二つの条例のバランスをとるということです。これは条例改正、法律改正における一つの手法でございます、ばらばらに条例案を通す手法もございます。ただ、その手法として、一般的には一つの条例をつくることによって、もう一つの条例を制定するといったようなことを実際に条例の制定手法としてとっているものでございます。

今回につきましては、別々にやる案件ではなくて、一つの案件が可決されても、一つの案件が否決されるという可能性もございますし、行政の手法として、条例の改正の手法として、これは一つのテクニックでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。テクニックという言い方がちょっと悪いかもしれないんですけれども、これは条例とか法律の改正のときに、附則で改正するという一つの手法でございます。ご理解いただきたいと思ひます。二つの条例のバランスをとるものでございますということでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時07分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

市民生活部長。

○市民生活部長（車田 豊君） 大変申しわけございませんでした。一つですね、市民への周知方法ということでございますが、広報等でも5月号だと思ひますが、今年広報でも載せてございます。

まちづくり条例のほうの改正については、広く意見を聞くということでございますが、その点については、市民投票条例の中で、市民投票条例の広報紙等の中で、こういったものを削るということについて広報してございますので、そういう意味で広く皆さんに周知しているものと思ひます。

さらに、1年間かけて住民投票条例を策定するにあたり、まちづくり基本条例の改正についてもあわせて研究してございますので、その点についても、広く委員の皆様の見解を聞いたということでご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 82号、笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 次に、議案第82号 指定金融機関の指定について、これを伺ってまいります。

これまで議会では、指定金融機関の交代制を詳細に検討しておりませんでした。それぞれメリット、デメリットがあると思いますが、議員資料にはメリットのみ記載されており、私には片手落ちだと思われれます。デメリットもあわせて検証する必要があるのではないかと。

また、2月に議員改選を控えており、慌てて結論を出さず、改選後に時間をかけて十分な精査審議を行うべきではないかと。また、指定金融機関の選定基準はどうなっているのか。また、県内の指定金融機関の交代制の採用状況を教えてほしい。

筑波銀行と常陽銀行の2行を指定金融機関とするものだが、交代制で指定金融機関になることを両方とも応諾しているのか。説明だけして応諾してもらっていないければ、指定金融機関の交代制は成立しないのではないかと。

いずれにしろこの議案は時間を十分かけて審議を行うべきであり、拙速に結論を出すべきものではないのではないのでしょうか。

以上。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

まず1点目でございます。

資料にはメリットのみ記載で、デメリットもあわせて検証すべきではないかという質問でございます。

正直なところ、これといったデメリットは考えられません。デメリットを上げて上げるとすれば、交代時に会計課の職員の事務量が多少ふえることぐらいであります。しかし、この交代時には、筑波銀行のほうで全体スケジュールをつくって、進捗状況、確認事項等をまとめた上で、頻りに打ち合せを行っているようでありますので、それほどの負担感はないと考えております。

次の質問でございますが、議員の改選を控えており、慌てて結論を出さずに、十分な精査審議を行うべきではないかという質問でございますが、この指定金融機関の交代制につきましては、平成25年3月の第1回定例会において一般質問がありまして、ずっと検討を重ねてきたところでございます。正直なところ、当初は交代時の事務の煩雑さや混乱が生じるのではないかと懸念がありましたが、今年度に入りまして、私が市長の命を受けまして、私と会計課長、会計課職員2人の4人で、この交代制を実施した自治体をいくつか調査をしてみました。その結果、交代時の事務量は多少ふえるものの、大きなトラブルもなく、よく対応してくれており、リフレッシュ感があり、目に見えない競争意識が働くようになったというお話を伺ってまいりました。当初の懸念が払拭され、メリットのほうが大きいという

ことから、今回、議案の上程に至ったわけでございます。

3点目でございます。

選定基準につきましては、地元に着した利便性のある金融機関であることはもちろんですが、経営が安定していること、それから、世界的に認証されている指定格付機関から良好な格付を受けているなどがございます。そういうことから、茨城県内に本社を置く地方銀行に選定をさせていただきました。全国的に見ましても、指定金融機関に占める地方銀行の割合は70%を超える状況になっております。また、県内におきましても、常陸大宮市の茨城県信用組合以外は全て地方銀行となっております。

4点目の県内の交代制の採用状況でございます。

牛久市が昭和54年4月から、常陸大宮市が昭和59年4月から、坂東市が平成21年4月から、つくばみらい市が平成25年4月から、北茨城市が平成25年7月から、美浦村と常総市が平成26年4月から、大洗町が平成27年6月から、それぞれ交代制を実施しております。常陸大宮市は常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合で交代しておりますが、それ以外の自治体につきましては、常陽銀行と筑波銀行の交代制であります。

最後の質問でございますが、両行とも応諾しているのかという質問でございます。

この指定行為は、地方公共団体と指定される金融機関との合意による契約ではなく、地方公共団体の単独行為で一方的に指定する行為であります。しかし、新たに指定しようとする金融機関との間で指定に先立って、少なくとも指定されれば公金取扱いをするという点で、あらかじめ合意しておくことが必要と考えております。そういうことから、今回新たに指定をします筑波銀行からは、できますという返事をいただいております。また、常陽銀行につきましては、市長と私が直接菅谷支店にお伺いをして、交代制にさせていただきたい旨をお話しさせていただきました。

常陽銀行については、なかなかわかりましたという返事はしづらいと理解はしております。応諾しなければ成立しなないとなれば、いつになっても成立はしないのではないかと考えております。あくまでも議決事項でありますので、皆様の良識ある判断をお願いしたいところでございます。ちなみに、交代制を実施した自治体の中には、常陽銀行にはなんら説明をしないで、いきなり議案を上程したところもあるように聞いております。そこは、那珂市においては、常陽銀行に礼を尽くし、真摯に説明をさせていただいたところでございます。

預金金利一つとっても、今は全くといっていいほど競争性は発揮されておられません。交代制を実施することにより、利率交渉の余地は大いに広がり、市財政に与える影響は大きくなるものと考えております。決して拙速に進めようとしているわけではありません。この交代制は、那珂市の財政につながる事なんです。財政につながるということは、那珂市のためになることであり、那珂市民のためにもなることなのです。どうか皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 笹島議員。

○12番（笹島 猛君） 熱く語っていただいて、ありがとうございます。

私、ただね、感じるのは、1つあるんですけども、先ほど平成25年3月ですか、そのとき一般質問あったと思うんですね。これ多分、その質問者、プロポーザル方式ということを使ったと思うんです。それ以降、その議会での議論もないし、それから交代制度の議案を出すこともなく、これはもう執行部の怠慢だと思います。なぜ筑波銀行だけが指定金融機関に加わる提案になったのか。例えば市内には、常陽、筑波のほか、県信、水戸信と、これは同じ土俵に乗せなければ不公平だということです。これが1点。

それから、40年以上指定金融機関を務めた常陽銀行に対し、本当は同意を得た上で交代制を議論するのが筋だと思うんですね。常陽銀行の貢献度というのは、今までこの40年間、直近でもいろいろあると思います。そういうことも加味しながら、向こうのほうが、今言っていた年間108万円掛ける3年間ですか、これは財政的に浮くという単純なものだけじゃなく、やはり今まで貢献したということで、それは半年でも1年でも議論をして、我々議会とも議論を重ねて行って、そのあげく、急いでやるものでも何でもない。相手の心情を害する、そういうひどいことをやってはいけませんよ。やはりもっと丁寧に取扱いしなければ、筑波銀行、常陽銀行という問題じゃなく、人間として、今まで40年間尽くしてきた、まあ奥さんをね、慰謝料もなく捨てたようなもんですよ。そのようなことはやってはいけませんよ、やっぱり。そういうことは丁寧にやると。一方的に、財政が浮くからとか、俺がこうだからと、自分のことばかり考えてはいかん。人のことを考えていかなければ。やっぱりね、公の場でやっているということで自信を持ってあなたは説明されましたが、気持ちはわかります。ただ、やはりそういうことも加味しながら丁寧に、静かにやっていただきたいというのが私の考えです。

それから、先ほど言った筑波銀行さんは、今言っていた格付も経営も安定しているというふうに言っていますけれども、もちろんそれは我々が、経済界の人たちが判断することであって、例えば……

○議長（助川則夫君） 笹島議員、簡潔に質問を言ってください。

○12番（笹島 猛君） わかりました。

要するに、だったらメガバンクですか、みずほ銀行とか三井住友銀行とか、三菱UFJ銀行、こういう銀行を指定銀行にしたらいんじゃないですか。そういうこともやっぱり考えなければいけないですよ。

そういうことで、私のは終わりですね。

○議長（助川則夫君） 答弁はいいですか。

○12番（笹島 猛君） 答弁をお願いします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

そのプロポーザル方式の一般質問につきましては、昨年の9月でしたか、第1回目が25年3月に指定金融機関の交代制をしたらいいんじゃないかという質問がございまして、これから検討していくという、当時は答弁でございました。その後、昨年9月だったと思いますが、同じ議員さんから質問がありまして、プロポーザル方式のほうがいいんじゃないかという質問がございました。これについては、プロポーザル方式は、この指定金融機関のあれにはなじまないということで、それはやらないということで、その後いろいろ検討してきた結果、交代制を実施している市町村も調査しながら、このような結論に至ったわけでございます。

拙速にやるんじゃないという、確かに常陽銀行さんには、長い間指定金融機関として、那珂市の地域の発展のためにご尽力をいただいたことは、本当に感謝をしております。常陽銀行さんに何か問題があって交代するわけではなくて、指定金融から外すということではないんで、お互いが競争して、那珂市の地域発展のために、最終的には住民サービスにつながるようなことになったほうがよりいいだろうということでの提案でございますので、そこはひとつご理解をいただきたいと思います。

それと、メガバンクにしたらいいんじゃないかということですが、先ほどの選定条件からいいましても、決して地域に密着性がある銀行ではないので、そこは、やはり市内にある銀行が大きくなるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告1番、笹島 猛議員の質疑を終結いたします。

通告2番、綿引孝光議員の発言を許します。

綿引孝光議員、登壇願います。

綿引議員。

〔5番 綿引孝光君 登壇〕

○5番（綿引孝光君） 議席番号5番、綿引孝光でございます。

議案第82号 指定金融機関の指定について質疑を申し上げます。

まずはじめに、なぜ常陽銀行単独ではいけないのか。

茨城県内の複数行指定は8市町村のみで、それ以外の大多数の36市町村は単独であります。当市は、昭和49年4月以来、41年間、常陽銀行単独で来ております。常陽銀行に何か問題でもあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、常陽銀行さんには指定金融機関として長らく那珂市の地域発展のためにご尽力をいただきまして、大変感謝をしております。特に常陽銀行に問題があって交代制にするわけではありません。常陽銀行を指定金融機関から外すということではなくて、交代制にすることによって、それぞれが切磋琢磨し競争し合うことで、よりよいサービスの提供に努めるようになり、その結果、金融機関のサービスが充実し、



住民サービスにもつながるものと考えております。

また、公金の取り扱いを迅速かつ正確に行うことができる能力を有する金融機関が市内に存在するときに、常陽銀行1つの金融機関に集中することなく、別の金融機関にも委託することは、地方公共団体の持つ公平性の観点からも当然のこととっております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） なぜ筑波銀行なのか。

那珂市内には金融機関として、ほかにも県信、水戸信、あるいは一般の市民から見れば、農協や郵便局も立派な金融機関であります。なぜ筑波銀行のみが今回の指定の対象になるのか伺います。

また、平成25年3月定例会の古川議員の指定の質問に対して、指定金融機関の選定基準の答弁がございましたが、筑波銀行は、この選定基準を満たしているのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

指定金融機関として実績がありますのは、常陽銀行、筑波銀行、茨城県信用組合であります。この茨城県信用組合につきましては、常陸大宮市で指定を受けており、信用組合の中では、全国的には上位に位置する優良な金融機関であると認識しているところでありますが、しかし、茨城県に本社を置く地方銀行に選定をさせていただきました。全国的に見ましても、指定金融機関に占める地方銀行の割合は70%を超える状況になっております。

選定基準といたしましては、先ほどもお話ししましたように、地元に着した利便性のある金融機関であることはもちろんであります。経営が安定していること、それから世界的に認証されている指定格付機関からの良好な格付を受けていることなどでございます。

筑波銀行につきましては、平成15年4月に、前身であります関東銀行が筑波銀行を吸収合併して関東つくば銀行が誕生いたしました。平成22年3月に関東つくば銀行が茨城銀行を吸収合併して、今の筑波銀行が誕生したわけでございます。このように合併を重ね、銀行の体力的なものを含めた安全性、信用性が増している状況であります。さらには、東日本大震災発生直後より、地域の再生・発展を目指して、地域復興支援プロジェクトあゆみを立ち上げ、地域になくてはならない銀行として、金融機関の持つ機能を遺憾なく発揮し、各自治体等と連携しながら地域社会や地域経済の面的な復興、再生に貢献している金融機関であります。

また、指定金融機関としても、かすみがうら市が昭和53年9月から単独で、牛久市が昭和54年4月から交代制で業務を開始しており、30年を超える業務実績を持っております。現在では、9市町村で指定を受けていることから、この2行による交代制を提案させていただきました。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 綿引議員。

○5番（綿引孝光君） 交代制にすることで住民サービスの向上にどうつながっていくのか、できるだけ具体的な答弁をお願いします。

また、市としては、複数行になると事務量がふえてしまうのではありませんか。単独のほうが合理的ではないのか伺います。

○議長（助川則夫君） 総務部長。

○総務部長（宮本俊美君） お答えいたします。

まず、予想される具体的なメリットでございますが、まず派出時間の延長でございます。会計課の脇に銀行の窓口があるわけでございますが、現在9時から15時まであけております。この時間を延長するというものでございます。また、銀行窓口に行員を派遣していただいていることによる派出手数料ですが、年間108万円をお支払いしております。これを筑波銀行は、最初の3年間の担当期間中は免除しようとするものでございます。つまり3年間で324万円は免除されるということです。さらには、庁舎敷地内に新たに筑波銀行のATMが設置をされます。これらの具体的な部分は、交代制にしました自治体で実際に行われていることですので、今後協議の中で要望はしていきたいと考えております。

金融機関は、基本的に同様の業務は行っておりますが、実際には、提供する情報及び金融サービス等は微妙に異なり、金融機関ごとに強み、弱みを持っているのが実情であります。交代制を実施することにより、取り扱わない期間が発生しますが、この取り扱わない期間であっても、指定金融機関との認識を持たせられると考えております。つまり常陽オア筑波、常陽か筑波ではなくて、常陽プラス筑波、いわゆる常陽も筑波もという認識を持たせられると、そういうふうと考えていただければいいのかなと思っております。

したがって、単独で行わせるより、交代制をすることで、より享受できる情報の種類、量は増加するものと考えております。それが最終的には住民サービスの向上につながっていくものと考えております。

もう一つの事務量がふえるのではないかとという質問でございますが、先ほど笹島議員さんのほうにもお話しましたように、交代時には事務量については多少ふえるものと思われませんが、調査をしてきた自治体では大きなトラブルもなく、引き継ぎが終了したと伺っております。引き継ぎ時には、筑波銀行さんのほうで全体スケジュールをつくって、担当職員と進捗状況、確認事項等をまとめた上で、頻繁に打ち合せを行っているようでございますので、それほどの負担感はないと考えております。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 以上で、通告2番、綿引孝光議員の質疑を終結いたします。

以上で、通告によります議案等の質疑を終結いたします。

### ◎議案等の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第3、議案等の委員会付託を行います。

なお、報告第16号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

続きまして、報告第15号並びに議案第63号から議案第82号までの以上21件につきましては、お手元に配付しました議案等委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されまよう望みます。

---

### ◎請願の委員会付託

○議長（助川則夫君） 日程第4、請願の委員会付託を行います。

今期定例会におきまして受理しました請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、会議規則第141条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

つきましては、当該常任委員会におきまして審査の上、今期定例会期中に報告されまよう望みます。

---

### ◎散会の宣告

○議長（助川則夫君） 連絡事項がございます。今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員の文書区分箱に配付しておきますので、ご確認願います。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、この後、議員会総会を開きますので、議員におきましては、15時45分に全員協議会室にご参集を願います。

散会 午後 3時33分

平成27年第4回定例会

# 那珂市議会会議録

第4号（12月11日）

## 平成27年第4回那珂市議会定例会

### 議事日程(第4号)

平成27年12月11日(金曜日)

- 日程第 1 請願第 5号 議員提案による条例改定を求める請願  
陳情第 7号 抜本的な市執行部改革・議会改革を求める陳情
- 日程第 2 報告第15号 専決処分について(平成27年度那珂市一般会計補正予算(第3号))
- 議案第63号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
- 議案第64号 那珂市税条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第68号 那珂市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例
- 議案第69号 那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止する条例
- 議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例
- 議案第71号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例
- 議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第73号 那珂市市民投票条例
- 議案第74号 那珂市消費生活センター条例
- 議案第75号 那珂市農業委員会委員の定数を定める条例
- 議案第76号 那珂市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
- 議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算(第4号)
- 議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)
- 議案第79号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第80号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第81号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算(第2号)

- 議案第 8 2 号 指定金融機関の指定について  
 請願第 7 号 所得税法第 5 6 条廃止を求める意見書採択に関する請願書  
 日程第 3 報告第 1 7 号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）  
 日程第 4 議案第 8 3 号 平成 2 7 年度那珂市一般会計補正予算（第 5 号）  
 日程第 5 委員会の閉会中の継続調査申出について  
 日程第 6 請願第 5 号の閉会中の継続審査申出について  
 日程第 7 陳情第 7 号の閉会中の継続審査申出について

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 出席議員（22名）

1 番	筒井 かよ子 君	2 番	寺門 厚 君
3 番	小宅 清史 君	4 番	助川 則夫 君
5 番	綿引 孝光 君	6 番	木野 広宣 君
7 番	古川 洋一 君	8 番	中庭 正一 君
9 番	萩谷 俊行 君	10 番	勝村 晃夫 君
11 番	中崎 政長 君	12 番	笹島 猛 君
13 番	君嶋 寿男 君	14 番	武藤 博光 君
15 番	遠藤 実 君	16 番	福田 耕四郎 君
17 番	須藤 博 君	18 番	加藤 直行 君
19 番	石川 利秋 君	20 番	木村 静枝 君
21 番	海野 進 君	22 番	木内 良平 君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	海野 徹 君	副 市 長	松崎 達人 君
教 育 長	秋山 和衛 君	企 画 部 長	関根 芳則 君
総 務 部 長	宮本 俊美 君	市 民 生 活 部 長	車田 豊 君
保 健 福 祉 部 長	大部 公男 君	産 業 部 長	佐々木 恒行 君
建 設 部 長	富田 慶治 君	上 下 水 道 部 長	石川 裕 君
教 育 部 長	会沢 直 君	消 防 長	増子 正行 君

会計管理者	野上隆男君	行財政改革 推進室長補佐 (室長代理)	平野敦史君
危機管理監	引田克治君	農業委員会 事務局 会長	樫村武君
総務部次長	川崎 薫君		

---

**議会事務局職員**

事務局長	深谷 忍君	事務局次長	寺山修一君
次長補佐	横山明子君	書 記	小田部信人君
書 記	萩谷将司君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（助川則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（助川則夫君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、議場  
に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の冒頭に報告したとおりであります。

なお、出席者名簿については、2日目に配付したとおりですので、ご了承願います。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

---

◎請願第5号、陳情第7号の委員会審査報告、質疑

○議長（助川則夫君） 日程第1、請願第5号及び陳情第7号を一括して議題とします。

総務生活常任委員会の審査の経過について常任委員長の報告を求めます。

総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） おはようございます。

総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。請願第5号 議員提案による条例改定を求める請願、陳情第7号 抜本的な市執行部改革・議会改革を求める陳情。

2、結果。請願第5号は、賛成多数で継続審査とすべきものとする。

陳情7号は、賛成多数で継続審査とすべきものとする。

3、理由。この請願第5号及び陳情第7号については、第3回定例会において継続審査となった案件です。



請願第5号 議員提案による条例改定を求める請願について、この請願は、議員提案により、那珂市協働のまちづくり推進基本条例中の条文の改正を求める請願です。

この件に関して委員より、請願に賛成という意見と、もう少しいろいろ議論をしたほうがよいのではないかなど、継続審査の意見がありました。そのため、継続審査についての採決を行った結果、賛成多数で請願第5号は継続審査とすべきものと決しました。

次に、陳情第7号 抜本的な市執行部改革・議会改革を求める陳情について、この陳情は、条例制定、改正にあたり、法律の範囲内であり、法令に違反していないこと、地方自治法第2条第2項の事務に関するものであることについて検証、確認を行えるように、市執行部に抜本的な市執行部改革を要請すること、議会みずからも抜本的な改革を実施してほしいこと、市執行部の市政運営の妥当性確認と是正要請を継続してほしいという旨の陳情となります。

また、この審議にあたり、陳情者より補足書の提出がありました。

この件に関して、委員の意見として採択、不採択の両論がありましたが、今、採択か、不採択というような結論ではなく、慎重に審議をして結論を出したほうがよいのではないかなど、意見がありました。そのため、継続審査についての採決を行った結果、賛成多数で陳情7号は継続審査とすべきものと決しました。

以上、報告いたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（助川則夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑の回数は1人3回までとします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 質疑を終結いたします。

---

#### ◎報告第15号～議案第82号の各委員会審査報告、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第2、報告第15号並びに議案第63号から議案第82号まで、以上21件及び請願第7号を一括して議題とします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務生活常任委員会、萩谷俊行委員長、登壇願います。

〔総務生活常任委員会委員長 萩谷俊行君 登壇〕

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 総務生活常任委員会より報告いたします。

総務生活常任委員会報告書。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。報告第15号 専決処分について（平成27年度那珂市一般会計補正予算（第3号））、議案第63号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例、議案第64号 那珂市税条例の一部を改正する条例、議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例、議案第71号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第73号 那珂市市民投票条例、議案第74号 那珂市消費生活センター条例、議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、議案第79号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第82号 指定金融機関の指定について、請願第7号 所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願書。

2、結果。報告第15号は、全会一致で原案のとおり承認すべきものとする。

議案第63号、議案第64号、議案第70号から議案第72号まで、議案第74号、議案第77号、議案第79号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案73号、議案82号は、賛成少数で否決すべきものとする。

請願第7号は、全会一致で不採択とすべきものとする。

3、理由。報告第15号は、歳出、歳入とも問題なく妥当なものです。

議案第63号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことにより、那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正するものです。

議案第64号は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

議案第70号は、水戸市を中心市とする茨城県央地域定住自立圏形成協定を締結するにあたり、国が定める定住自立圏構想推進要綱及び地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決が必要となることから条例を制定するものです。

議案第71号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、市独自の事務に特定個人情報等を利用するために、その利用する事務の範囲及び利用する特定個人情報等について定める必要があることから、条例を制定するものです。

議案第72号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことにより、個人番号を利用する関係条例の一部を改正するものです。

議案第73号は、那珂市市民投票条例についてです。本件は那珂市協働のまちづくり推進基本条例第18条において位置づけがなされている当該条例に基づく市民自治の実現取り組みの一環である市民投票制度を創設するための条例を制定するものです。また、あわせて那珂市協働のまちづくり推進基本条例の関連箇所を改正するものです。

この条例は、市民、議会、市長の3つの地方自治の主体が、それぞれ一定の条件のもとで

市民投票を請求、発議をすることができるものです。この条例は、議会の議決を必要としない常設型の条例となっております。ただし、実施に際しては市長と議会が十分な協議を行うこととされています。

この議案に対して委員からは、常設型を前提に検討していること、議会の議決なしで市民投票が行える常設型の市民投票条例としていることは、二元代表制のバランスを崩すおそれがあることへの指摘がありました。そのほか、議論が不十分であるため、もっと議論する機会が欲しかった旨の意見が出されました。また、これらの指摘や意見を理由とした反対討論がありました。採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

議案第74号は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律において、消費者安全法が改正され、同法第10条の2第1項の規定により消費生活センターの設置について条例で定めることと規定されたことにより、新たに条例を制定するものです。

議案第77号の一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について、特に問題なく妥当なものです。

議案第79号の公園墓地事業特別会計については、特に問題なく妥当なものです。

議案第82号 指定金融機関の指定についてです。本件は、現在常陽銀行が行っている指定金融機関について、常陽銀行と筑波銀行2行による3年ごとの交代制にするものです。それにより、競争意識が働き、市民サービスや地域への貢献の向上につながる旨の説明がありました。

この件について委員からは、賛成の意見として、3年置きに指定金融機関をかえることは競争意識が働き、利率やサービスの向上など、市の財政や市民に多くのメリットが予想されることなどの意見がありました。

反対の意見としては、指定金融機関が変わることは市民にとって影響があることなので、メリット、デメリットについて、もう少し慎重に審議する必要がある。そのため、今の段階では市民に説明ができないなどの意見がありました。

このことについて、賛成、反対の立場の討論がありました。採決の結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。

請願第7号は、所得税法第56条廃止を求める意見書の提出を求める請願となります。所得税法第56条は「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」また、白色の専従者について、事業主の所得からの控除は、配偶者86万円、そのほか家族は50万円が上限であり、その金額が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも自立できないとの理由で、所得税法第56条の廃止を求めるものです。

この請願に対して委員より、白色での申告については、手続や提出する書類も少なく簡易であることから、制限があることは仕方がない、この理由だけではこの法律の条文を撤廃してほしいということには無理があるのではないかなどの意見がありました。採決を行った結果、全会一致で不採択とするべきものと決しました。

以上報告いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、産業建設常任委員会、中崎政長委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長 中崎政長君 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 産業建設常任委員会から報告をいたします。

本委員会の付託事件は、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。  
記。

1、付託事件。議案第66号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第68号 那珂市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例、議案第69号 那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止する条例、議案第75号 那珂市農業委員会委員の定数を定める条例、議案第76号 那珂市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、議案第80号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第81号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）。

2、結果。全て全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

3、理由。議案第66号は、平成28年度に那珂市営住宅の長寿命化計画を策定するにあたり整備基準が必要となるため、当該条例中の必要箇所に整備基準についての文言を追加して、また、整備基準を別表として加えるものであります。

議案第67号から69号及び75号、76号、以上5件は関連したものであるため、一括議題として審議を行いました。内容は、法律改正に伴い、農業委員の公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て任命することになったことにより、当該条例を廃止し、新たに農業委員の定数を19人以内と定めるというものです。また、法律の改正により、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱することとなったため、その定数を16人と定めるとともに、報酬及び費用弁償について定めるというものであります。

なお、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに地域等から推薦をいただき、任命、委嘱する流れとなります。農業委員については、法律により過半数が認定農業者であること、中立的立場の者、女性、青年就農者等も含めることが求められています。

委員からは、公選制廃止により農業委員への立候補はできなくなるのかと質疑がありましたが、公募の枠もあるため、その範囲であれば可能となることであります。また、農業委員会の農業委員の定数が19人以内である理由についての質疑に対しては、旧町村単位の8地区からそれぞれ2名ずつの16名に中立的立場の者、女性、青年就農者等の公募の枠を加えた人数であるとの答弁でした。

全ての地区が同じ人数であることについて、農業者数、農地面積、認定農業者の地区ごとの偏りもある不都合が生じるおそれがあることに対する懸念の声もありましたが、執行部と

しては、農業者や面積が多い地区の分は公募の枠で補いたいということであり、認定農業者が不足する場合には例外規定もあるとのことでした。

議案第77号の一般会計補正予算は、当委員会の所管部分について、特に問題なく妥当なものであります。

議案第80号の農業集落排水整備事業特別会計補正予算、議案第81号の水道事業会計補正予算についても、特に問題なく妥当なものであります。

以上、報告をいたします。

○議長（助川則夫君） 続きまして、教育厚生常任委員会、武藤博光委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員会委員長 武藤博光君 登壇〕

○教育厚生常任委員会委員長（武藤博光君） 教育厚生常任委員会の審議内容を報告させていただきます。

本委員会の付託事件については、下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

記。

1、付託事件。議案第65号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第4号）、議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）。

2、結果。議案第65号及び第77号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとする。

議案第78号は、賛成多数で可決すべきものとする。

3、理由。議案第65号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部改正により、市民税等の減免申請期限が改正されたことに合せ、減免申請書の提出期限を納期限の7日前から、納期限までと改めるものです。ほかに、附則の読みかえ規定において、文言の修正を行うものであります。

議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第4号）は、当委員会の所管部分について、特に問題なく妥当なものです。

議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）については、委員から、国保税が高く、納められない人が多いから、基金を取り崩し、国保税を下げるべきとの意見がありました。採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（助川則夫君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

須藤議員。

○17番（須藤 博君） 産業建設常任委員長に質問いたします。

農業委員会の選挙が廃止になるというようなことでありますけれども、公選廃止により立候補はできなくなるのかという質問がありましたが、公募の枠もあるため、範囲であれば可能でしたということの可能ということはどういうことだか、もう少しわかりやすく説明頂ければ、お願いします。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 先ほども申しましたように、農業委員会の定数が現在22でございます。今は公選が16、それから推薦というか、それが6で、トータルで22になっています。これを削減するのでございますけれども、各地区より2名ずつで16名、そのほかに公選というか、推薦というか、自分で立候補もできますので、大丈夫だと思います。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） 何ていうの、公選は廃止というふうになっているけれども、選挙はできると、オーバーであればということなのかな。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 人数がオーバーすれば選挙になるかもしれませんが、その公選のというか、推薦の枠内であれば大丈夫かと思えます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） じゃ、もう一度質問します。

廃止になりました。だけれども、超えれば選挙が可能だという、そのところがちょっと意味がわからないんだよね。ちょっと理解しづらいんだけれども。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 説明が不十分で申しわけありません。

要するに、農業委員を各地区から2名ずつ推薦していただきます。そのほかの枠で何ていうんですか、手を挙げる方がいるということで、それは選挙というか、その中でもって調整をして農業委員になっていただく。しかも、青年就農者であったり、あるいは女性であったり、あるいは若い農業者であったりという枠の中で調整をとるかと思えます。

○議長（助川則夫君） 須藤議員。

○17番（須藤 博君） では、地区内での選挙ができるという意味なのかな。那珂市全体じゃなくて、その地区の中での選挙というのが可能だと、そういうことでございますか。

○議長（助川則夫君） 中崎委員長。

○産業建設常任委員会委員長（中崎政長君） 地区の中では、各地区のまちづくり委員会さんなんかをお願いをして、各地区でもう推薦の2名を選んでいただくので、それでもう二八の十六はできると思えます。

○議長（助川則夫君） 外にございますか。

古川議員。

○7番（古川洋一君） マイク入っていない。

○議長（助川則夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時47分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

質疑に入ります。

古川議員。

○7番（古川洋一君） 議案第73号 那珂市市民投票条例について、総務生活常任委員長にお伺いいたします。

先ほどの委員長の報告の中で、この議案に対してさまざまな反対意見、討論があったというようなご報告がございましたけれども、賛成意見があったのか。もしあったのであれば、どのようなご意見だったのか。参考までにお伺いしたいと思います。

もう一点、同委員会の中で、協議の中で、執行部のほうから、市民投票の発議にあたっては議会の議決は要しないが、議会とは十分な協議を行い、議会の総意を得て、市長が良識ある判断をするというようなご説明があったかと思いますが、これに対して執行部のほうから、議会の総意とはについて、具体的な明確なご説明、ご答弁があったのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（助川則夫君） 萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 今、古川議員からご指摘があった2点についてご説明いたします。

まず1点ですが、賛成者はありました。あったんですが、強い賛成意見というものは出なかったと思っています。

そしてもう一点、総意についてですが、総意については具体的な話は出ませんでしたと思っています。

以上です。

○議長（助川則夫君） 古川議員。

○7番（古川洋一君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） 外に。

武藤議員。

○14番（武藤博光君） 市民投票条例について、委員長にお伺いいたします。

1つ目は、個別型で十分との委員会の審議があったようなのですが、委員会の中で、例えば日本全国、もしくは県内等含めまして、個別型で50分の1で発議ができて、それで議

会に上程されると思うんですけども、上程された可決の率、何%ぐらいが可決されるのかなということについてお伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 4分の1かなと思っています。もう一度、そのところもう一度。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 委員会の中で、ほかの市町村とかでは、どの程度の割合が、市民から50分の1で上がった一般の条例案が可決するのか、通るのか。もしくは、反対、否決されちゃうのか、その割合についての討議とかはあったのでしょうか。

○議長（助川則夫君） 萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） それについてはございませんでした。

○議長（助川則夫君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） じゃ、2つ目の質問なんですけれども、これは市長が諮問しています市民投票条例の検討委員会というのがありますよね。一般市民が公募で応募された委員会があると思うんですけども、この委員会のメンバーとの協議、もしくは意見交換会等は総務常任委員会では行ったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（助川則夫君） 萩谷委員長。

○総務生活常任委員会委員長（萩谷俊行君） 残念ながらそういう機会はございませんでした。

○議長（助川則夫君） 外にないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより議案等について討論を行います。

討論の順序については、会議規則により反対者から発言することになっているため、議長において決定をいたします。

まず、木村静枝議員に発言を許します。

木村議員、自席でお願いします。

○20番（木村静枝君） 議案63号、64号、71号、72号から、これはマイナンバーで反対と。議案68号、議案69号、議案70号、議案77号、議案78号、請願第7号に対する、これは賛成の立場で討論をいたします。

以上、10件について討論をいたします。

議案第63号、64号、71号、72号、これはマイナンバー制度でございます。私はマイナンバー制度そのものに反対の立場から討論をいたします。

共通番号の導入で個人のメリットはほとんどありません。所得証明書の添付が要らないなど、手続の一部が省略できる程度です。逆に、個人情報をも国が集めて、行政一般に利用するプライバシー侵害、情報漏えい、成り済まし被害など、デメリットは重大です。昨日の新聞でも、小美玉市では1,891人分の個人情報が流出したという報道がありました。これはふる



さと納税に関するものだそうです。このように、毎日、新聞にこういう不祥事が載っております。

一方、国にとっては税務署など行政機関がそれぞれ持っている個人情報を通番でつなげて管理することができるようになり、税、社会保険料の徴収強化や社会保障給付の抑制などに使えます。政府は幅広い個人情報を集めるため、利用対象の拡大を狙っています。個人番号カードも健康保険証の一体化など、さまざまな機能を持たせて保有者をふやす計画です。

しかし、個人情報が集まれば集まるほど、国による管理が強まり、漏えい時の被害も甚大です。不正取得の標的になる危険も高まります。利用拡大を許さないことも重要であります。

したがって、以上4件、個人ナンバー制度に関する議案に対しては反対をいたします。

議案第68号 農業委員会の選挙による定数の条例、また69号は関連議案でございます。

この議案は、農業委員の公選制が廃止され、市長が議会の同意を得て農業委員を任命することになったため、条例の廃止をするという議案でございます。農業委員公選制の廃止は、財界が繰り返し求めてきた戦後の家族農業を基本とする農政の解体を進めるものです。公選による農業者委員を利害関係者として排除し、農地に関する権限を弱め、大規模化推進の下請機関に変質させようとするものです。

しかし、地域の共同の資源である農地の管理を、その地域に居住する耕作者を中心に自治的な運営に委ねるといふ制度の意義は、今日でも変わりません。地域で今課題となっている農地の集積、利用調整を進める上でも、所有者、利用者の相互の理解と協力、信頼関係と合意が不可欠であり、農民の公選委員が多数を占める農業委員会こそがふさわしい組織です。農家の願いを農政に反映させる点でも、農家の代表という農業委員会の性格は、今後引き継いでいくべきものです。

議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例、反対の立場から討論いたします。

1つ、この条例の目的は、県央地域9市町村、水戸、笠間、ひたちなか、那珂、小美玉、茨城町、大洗、城里、東海、この9つの市町村が相互に役割を分担し、協働、連携をより一層強化することによって、圏域全体で必要な生活機能の確保と地域の活性化を図るとしています。

しかし、公共施設の共有など、一見よい面もありますが、その目的は、公共施設を1カ所に集約化し、コンパクトシティをつくることにあります。これは、やがて9市町村の合併につながり、そして道州制へと道を開くものです。私たちは、10年前の平成の大合併でも経験しているように、周辺の自治体は人口が減り、どんどん衰退していています。学校がなくなり、保育所、幼稚園の合併で子供がいなくなり、やがて一極に集中される。行政的には効率的でよいかもしれませんが、住民にとっては何一つよいことはありません。このような大事な条例は、議会の議決だけで決めるのではなく、住民投票にかける性質のものです。

したがって、この条例、議案には反対です。

議案77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算、これは反対討論してあります。

失礼しました。戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業費に11万9,000円が補正予算化されておりますが、これはこの制度そのものに反対することから、この補正には反対をします。

議案78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算ですが、これは基金繰入金が1億7,224万7,000円一般会計から繰り入れられておりましたけれども、これは、そっくりそのまま減額となっております。また、10款繰越金でも、その他繰越金で1億2,574万6,000円繰り越されております。今、国保税が納められなくて、大変な方がございます。保険証を取り上げられて医者へ行くのも抑制しているというような状況の中で、このように予算を余している。そして、繰越金も多くしております。基金も3億4,000万円ございます。これだけの予算の余裕があるのであれば、ぜひとも、今困っている国保税滞納者、貧困者、そういう人のための国保税の値下げに使うべきです。国保税に入っているのは、大体自営業者とか失業者とか、そういう本当に低所得者の人がほとんどでございます。ですので、この余ったお金は、ぜひ国保税引き下げに使うべきだと思います。

それから、請願第7号でございますが、これは今、総活躍時代と政府は言っておりますが、配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないと、こういうことはもう古い法律ですので、改正すべきではないかということで、私はこの請願には賛成ですが、全国の自治体では、既に416自治体が採択をしております。那珂市ももう少し勉強してほしいと思います。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続きまして、遠藤 実議員に発言を許します。

遠藤議員、自席でお願いします。

○15番（遠藤 実君） まず、私は議案第73号 那珂市市民投票条例に反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、冒頭に申し上げますが、私は市民投票という市民参画の手法を否定しているわけではありません。市民との協働は非常に大切なものがあり、那珂市民挙げて地域資源を活用して、那珂市全体を盛り上げていく必要があります。そして、市民の声をお聞きするには、私が今回の一般質問でも提案したように、市民討議会、市民協働レポート、模擬議会など、さまざまなやり方があります。

しかし、そのように日常的に市民の声を聞くことをせずに、今、あえてなぜ常設型の市民投票条例を上程するのか理解できません。市民投票であれば地方自治法上規定してある現在の個別型で特に問題ないと考えます。市民投票を実施すると、那珂市では1,300万円ほどの経費がかかります。これほど多額の税金を投入して、有権者に投票していただく事業ですから、そのテーマが本当に市民投票に適しているものかどうか、どこかでチェックする必要があると思います。それを法律では、議会が審議し議決することによって条例を策定し、市民

投票をするということに今なっているんです。

しかし、今回の常設型では、市長が発議したものは議会の議決を経ずに市民投票にかけられるとしたもので、議会の審議を経ずに1,300万円の事業が実施されることとなります。それが果たして市民投票にふさわしい内容かどうか、市長お一人の考えでできることとなります。本当にそれでよいのでしょうか。市民発議におきましても、署名が有権者の5分の1で本当によいのか。私は、法律上の50分の1に比べると10倍ですから、かなり高いハードルを課しているように思います。

また、二者択一になっている投票の形式も、本当にこれでよいのか。ここは有識者の検討委員会でも、かなりもめたポイントです。例えば、市町村合併論議においては、仮に水戸とするとか、ひたちなか、東海とするとか、または県央の広域合併にするか、もしくは合併しないかとか、そういう三択、四択の選択肢が、そのときの住民の意思を的確に問えるかもしれません。このように、そのテーマ、ケースごとに丁寧に市民の意思を問うには、どのような市民投票がよいのか。個別に議論をして条例をつくっていくことが、これが現在の地方自治法の定めであります。市民の生活に重大な影響を及ぼすテーマだからこそ、それに最も適した投票方法を決めるべきではないでしょうか。それがまさに、この個別型なのです。

今回の常設型で決めてしまうと、どのような場合でも、住民発議は有権者の5分の1、決め方は二択と固定されてしまうのです。将来のさまざまなケースに柔軟に対応するために、わざわざ法律で規定してある市民投票を、今、安易に変更してしまってよいのでしょうか。きょうのこの議決には、将来にわたる責任があります。こんなに住民発議のハードルが高いと思わなかったとか、こんなに今の市長がワンマンで権力を振りかざし、市民投票を乱発するとは思わなかったなど、後で騒いでも、まさしく後の祭りなのです。あのとき成立させたのは誰だったのか、そういう問いに責任を持って答えるには、議会として、もっとしっかりこの条例案について議論し、これしかないとなるなら、それもよいでしょう。

しかし、この条例案について議会として、そこまでの議論をまだしておりません。これは市長から納得のいく説明を得られなかったからでもあります。そして何よりも、那珂市民の多くが、この条例の内容を実態としてよく知らされていません。

最後に、またこの議案とあわせて、今ある那珂市協働まちづくり推進基本条例も強引に変更されようとしております。この手法はいかがなものかと市長に問うと、「パブリックコメントをやって批判的な意見がなかったから問題ない」とのことですが、果たしてそれでよいのでしょうか。この議案が通ると、大切な那珂市協働まちづくり推進基本条例の一部も、市民のほとんどが知らされないままに変えられてしまうのです。ここは一旦否決をして、その後をしっかり議論をすること、それからでも全くおそくはありません。そしてそのときに、そのテーマに適合した住民投票条例を私たち議会で作ろうじゃありませんか。そのため、この議案に対しては反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君）　続きまして、武藤博光議員に発言を許します。

武藤議員、自席でお願いします。

○14番（武藤博光君）　市民投票条例につきまして、私は賛成の立場から討論をさせていただきたいと思っております。

今回、委員会等におきまして多くの意見が取り交わされまして、結果的に反対となったようでございますけれども、まず市民の市政への参加を広げる意義深い条例案というものにまず感動するものでございます。

この手法です。手法は3通りあります。もちろん市長が提案する、もしくは議会が12分の1の発議でもって議会過半数の議決をとる、3番目が住民の5分の1の有権者数の申請があればよいと。この5分の1というのが、ハードルが高いとか低いとかというる意見はあるかとは思いますが、私自身調べた結果、全国で約70%が50分の1で署名を集めても、議会でもって半数でもって否決されてしまう。結果として、多くの自治体でもって住民条例をやろうと思っても、それが通らないという現実があるわけでございます。

それに対しまして、今回、この5分の1のハードルが高いとか、低いとか、それは今の段階ではまだ何とも言えません。というのは、まだ全国で例がないから、その判断基準がわからないんですけれども、ただし、5分の1というハードルは決して高くはないと思います。しかも、議会の議決がなくて直接請求できると。この画期的な内容につきまして、多くの県民の方、そしてまた全国の方も注目しているのではなかろうかなというふうに思っております。確かに、法律では50分の1から、議会で過半数と決められておりますけれども、法律というのは、基本的に人間の歩みより時代の歩みよりおそいんです。はるかかなたの法律が今でも生きている。それは憲法にしても、法律にしてもさまざまな内容にしてもそうなんですけれども、時代錯誤が非常に甚だしい。それを1つの自治体が試みを持って変えていく、その進歩的なあり方というものに対しても、非常にすばらしいものかなというふうに私自身が思っているわけでございます。

その3点を一つ一つ吟味してみます。

まず、議会の議決を侵害する。これは非常にこの対応には当たらないかと思っております。なぜかといいますと、私ども議員というのは、1つの大きな物事に限らず、各委員会とかでさまざまな各自ごとの、消防もしくは教育、建設等のさまざまな細かい議案があるわけでございます。そのようなものに関しまして、まさかこの市民条例を発揮するとは思わない。当然のことながら、日ごろの、日常の議会活動、もしくは委員会活動で審議していくわけですが、今回言っている議会の議決権を侵すとかという話なんですけれども、このような住民投票が本当に年間何発も連発するようなことがあったら、それは日本の国は、僕はひっくり返っちゃうと思います。ですから、まず議会の議決権と住民条例、市民条例というものはまた別物であると認識しております。

続きまして、市長の独裁制を可能にするということでございます。

一部市長が乱発して、混乱して、独裁的な市長になってしまうというおそれも、確かにほかの地域ではあったのは私も認めております。しかし、そのような市長がいるんだったら、今度はリコール、解職請求をすればよいわけでございます。市長も、やはりそのような連発するような市長であれば、我々市民、もしくは議会でもって解職請求して、市長をリコールすればよい。それだけの話でもって、何も市長が独裁的で永遠に任期中やる必要はないと私は思っておる次第でございます。

それと、あと3つ目、条例検討委員会の議論というのが、僕は重要なと思っております。

この条例自体は、確かに執行部提案型で思いますけれども、単に執行部の独自性のみならず、多くの市民から公募された有識者という方が入っております。その有識者の方も、この審議時間というものが非常に多く、検討委員会が8回、そしてまた20回以上の議論を積み重ねて、この条例案が上程されているわけでございますから、決して執行部の内部だけで密室で行われたとは私自身思っておりません。当然のことながら、多くの市民の意見を広く聞いた結果、このような内容になったと私は認識しておりますので、この条例検討委員会の意見も尊重すべきと、私は非常に強く思っております。

それと、あと最後になりますけれども、偏りのない民意というのは、やはり民意というのは、その時々大きく動くものです。これは衆議院の総選挙なんかやってもおわかりかと思えますけれども、民意とか世論の動向というのは、そのときそのときの社会情勢やさまざまな自然災害によって大きく異なるものでございます。ですから、いざというときに個別型では対応できないというデメリットがある。個別型のデメリットはそこにあるのかなというふうに思っておりますけれども、その点、常設型というのは、いつ何どきでも、いざというときでも発動できる、そのようなすばらしい内容で成り立っているのかなというふうに思っているわけでございます。

もし、この条例が、今回例えば通りまして、その後、おかしいおかしいというのであれば、条例の一部を改正する条例というのを私どもも発議できるし、執行部側でもできるわけですから、一旦まずやってみようではありませんか。そして、それでだめだったら、一部を改正する条例でもって、その都度その都度内容を吟味していけばよい。これがやはり今回のこの条例の姿なのかなというふうに私は思っている次第でございます。

今回も、多くの市民の方々から、この内容につきましているような問い合わせがございましたけれども、多くの方の意見は賛成したほうがいいのではなからうかというような意見でございました。この際、私は那珂市民投票条例というものを議員の皆様と一緒に賛成いたしました。今後の那珂市政、そしてまたこれが新しい先駆けになるのではなからうかなというふうに思っておりますので、賛成の立場から討論をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○議長（助川則夫君）　続きまして、君嶋寿男議員に発言を許します。

君嶋議員、自席でお願いします。

○13番（君嶋寿男君） 私は、議案第82号 指定金融機関の指定について、反対をする立場から討論をいたします。

なぜ、今回筑波銀行に変える必要があるのか、何が現状で不都合があるのかが不明であり、もっと調査検討をすべきであると思われまます。

また、金融機関の引き継ぎの際に相互チェックを挙げておりますが、実際の引き継ぎの作業として、そのような機会はないと考えられ、チェックをするのは市側で、引き継ぎ作業が市職員の負担となり、事務効率化の妨げになるのではないかと心配であります。市民にとっても影響があることなど、メリット、デメリットについて、もう少し慎重に審議する必要があります。

県内を見ると、指定金融機関の交代制は8市町村であり、それ以外の36市町村は単独、つまり、現在的那珂市と同じであり、交代制はまだまだ浸透していないと思われまます。あえて那珂市が導入する意義はあるのか、交代制を導入した市町村はどのような評価、感想を述べられているのか、今後、調査して検討してもよろしいかと思われまます。拙速に結論を出すべきではないと考えるため、議案第82号に反対をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続きまして、中庭正一議員に発言を許します。

中庭議員、自席でお願いします。

○8番（中庭正一君） 議案82号に賛成の立場から討論をいたします。

指定金融機関制度とは、地方公共団体の公金取扱をするのに適した金融機関を指定金融機関として指定し、これに公金の収納及び支出の事務を取り扱わせる制度であります。公金の取り扱いを迅速かつ正確に行うことができる能力を有する金融機関が市内に存在するときに、常陽銀行1行に集中することなく、筑波銀行にも委託することは、地方公共団体の持つ公平性の観点から当然のことです。

交代制にすることによる具体的なメリットとして、庁舎敷地内に新たに筑波銀行のATMが設置されます。また、派出窓口時間が延長されます。さらには、行員を派遣することによる派出手数料が筑波銀行は、最初の3年間の担当期間中は年間108万円、3年間で324万円が免除されます。これらは間違いなく実施されると思われまます。筑波銀行は指定金融機関として30年を超える実績を持っており、9市町村で指定を受けております。交代制を実施することによって、それぞれが競争し合うことでよりよいサービスの提供に努めるようになり、市財政に与える影響は大きいものと考えまます。単独で行わせるより、はるかにメリットのほうが大であり、那珂市、那珂市民のためになるものであります。私たちの責務であり、重要なことと思われまます。

以上のことから、この議案に賛成をいたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続きまして、綿引孝光議員に発言を許します。

綿引議員、自席でお願いします。

○5番（綿引孝光君） 議案第73号及び第82号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第73号 那珂市市民投票条例につきまして、市民の声を市政へと反映させることこそ、私たち市議会議員の使命であると心得ております。私は市民投票そのものを否定する者ではございません。市民の意見を広く聞くためには市民投票は有効な手段の一つであります。仮に、今回、この条例案が成立しなかったとしても、市民投票はちゃんとできるのです。地方自治法にもちゃんと定められてございます。5分の1と50分の1とでは、どちらが重いのかはとりあえず別といたしまして、なぜ常設型の市民投票条例が必要なのか、私には納得がまいりません。したがって、私はこの条例案に反対をいたします。

続きまして、議案第82号 指定金融機関の指定について、この件に関しまして、ただいまはっきりと言えますことは、執行部の説明と、私が聞きました常陽銀行の話には、相当の乖離がございます。那珂市の指定金融機関として、どのパートナーを選択するのが、あるいは、どちらが最も安心で安全な指定金融機関であるのか、これは極めて重大な問題でございます。また、将来の那珂市のため、市民のためにはどちらの選択肢を選ぶべきか、私たちは責任を持ってしっかりと判断をしたいと思っております。そのためには、この案件に関しまして、まだまだ検討の余地があると思われまので、私はこの件に関しまして反対をいたします。

以上でございます。

○議長（助川則夫君） 続きまして、古川洋一議員に発言を許します。

古川議員、自席でお願いします。

○7番（古川洋一君） 私は、議案第73号 那珂市市民投票条例について反対する立場から、また、議案第82号 指定金融機関の指定について賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第73号 那珂市市民投票条例について、反対する立場から討論いたします。

さきの総務生活常任委員会の中で、執行部は、市民投票の発議にあたっては議会の議決は要しないが、議会とは十分な協議を行い、議会の総意を得て市長が良識ある判断をすると説明をされております。これに対し、委員からの議会の総意とはという質問に対し、先ほどの委員長からのご報告のとおり、明確な答弁はありませんでした。一般的に総意とは、全員の一致した意見や考えを言います。過半数という捉え方もなくはないようですが、いずれにしても、議会の議決を要しないということですから、全会一致なのか、過半数なのかもわからないわけで、それをどうやって総意とみなすのか、非常に曖昧であります。賛成と反対を同時に言わせ、声の大きかったほうの意見を多数とみなし、総意とするつもりなのでしょうか。

一部報道によりますと、議会とは十分な協議をしようとしているのに、議会は議決権がないことだけを問題視し、議決権の剥奪だと言っている。議員は市民のためでなく、自分たちのことしか考えていないといった趣旨にもとれるコメントをされています。我々は議決権の剥奪ということだけを言っているのではなく、協議の中での一番大事な最後の意思表示をさ

せないということが問題なのです。私は、総意、これがイコール全会一致だと断言して頂けるのなら賛成いたします。それが本会議での議決ではなく、例えば、全員協議会の場での採決でも結構です。

今回、市民のため、市民の声を前面に挙げておられますが、我々議員も少なくとも有権者の過半数の方々の信任をいただき、この場におります。そして、市民の代弁者として話をしております。有権者の署名を50分の1から5分の1とハードルを10倍に引き上げておいて、市民の声を大切になんて言えるのでしょうか。唯一ハードルが下がるのは市長だけです。50分の1の個別型で一つ一つ声を拾い、1,300万円かかるという経費のことも考え、慎重に議会が判断すればいいじゃないですか。本当に市民のためならば、全国の全ての自治体で導入しているはずで、それがほとんどないというのは、その必要性を認めていないということではないのでしょうか。

もう一つ、常設型のメリットの一つに迅速性を挙げていらっしゃいますが、よく考えてみてください。総意というものが全会一致だとすると、多分、いつまでたっても決まらないでしょう。仮に、総意が過半数だとすれば、そのほうがよっぽど迅速性があるではないですか。それが個別型の市民投票条例であって、我々は個別型なら賛成だと言っているんです。それをあえて常設型にこだわるのは、議会に否決されるのを恐れているとしか考えられません。総意の意味を明確にせず、十分な協議といいながら、ある程度説明をして、ある程度話を聞いて、それでもって賛同を得たということにしたいんじゃないのでしょうか。市長が良識ある判断をするだろうとのことですが、総意の意味をみずから答えられないのに、どうやって良識的に判断ができればいいのでしょうか。

また、総務生活常任委員会の中で委員から、どうして常設型の市民投票条例をつくりたいのかという根本的な質問に対し、市長は公約だからとおっしゃいました。委員はそういうことを聞いたかったのではなく、これにかかる市長の熱い思いを聞いたかったんです。今年3月の私からの一般質問で、市長選挙用のリーフレットに、あれもやります、これもやりますと書いてありますが、それを信じて投票してくださった方がいるのだから、全て市民との約束、つまり公約ですよとお聞きしましたが、市長は、選挙公報に載せた7項目だけが公約で、選挙用のリーフレットに書いた多くの事項は、あくまでも自分の努力目標であって、公約ではないとおっしゃいました。それを知っている委員から、ということは、本会議での古川議員に対する答弁を覆すんですかと突っ込まれ、市長は、覆しはしないと答えました。ということは公約じゃないんです。できなかつたときのために公約ではないと言っておいて、それをやろうとするときには公約だからと言う。否決されれば、市民の皆様との公約を果たそうとしたが、議会に否決されたからと議会のせいにする。そうやって行くところ行くところで話が変わるのは、政治不信につながりますよと私は再三お伝えしているつもりなんです。そのような方に、申しわけないですが、良識的な判断ができるとは思えませんし、信じられないです。



以上のことから、議会との十分な協議、議会の総意、市長の良識的な判断に大きな疑義を抱いておりますので、本議案に反対いたします。

続きまして、議案第82号 指定金融機関の指定について、賛成する立場から討論いたします。

平成25年第1回定例会での一般質問で、指定金融機関の指定については一定の基準を満たすことが前提ですが、競争原理を導入し、住民サービスが向上するのなら、交代制もよいのではという気がするが私が質問したのが本件のきっかけかと思います。そのときも、その後も、私は、一度指定されれば黙っていても、何年か置きに順番が回ってくる交代制よりも、公募型のプロポーザル方式のほうがより競争意識が働くと思うと申し上げてきました。つまり、市民へのサービス向上につながる金融機関には、それがたとえ一金融機関であっても、ずっと続けてもらってもいいということです。

今回の議案は、指定金融機関の指定に関しては、プロポーザル方式はそぐわないと否定するものであり、筑波銀行さんを一方的に指名し、常陽銀行さんに対しては、何ができると聞いたわけでもなく、プロポーザル性は感じられませんから私の本意ではありません。2行を一方的に指名し交代制にすることは、これまでの総務生活常任委員会での反対意見や反対討論を伺っておりますと、それもごもっともだと思います。交代制にするにしても、執行部は見直すべきものを見直し、議会も継続審査としてみずから調査するなど、ただし改選後にはなりますが、3月定例会以降に改めて上程してきたらよいのではという思いもありまして、反対しようかとも考えておりました。

しかし、この話が出て以降、両金融機関に競争意識が芽生えたのは事実であり、常陽銀行さんを指定した場合のメリットも確約されたものではないとはいえ、他の自治体での実績を見た限り、那珂市に対してだけそれがないということは考えられませんから、ほぼ確実に住民サービスが向上いたします。

私は、先日、執行部と個別に話をし、この2行の指定は未来永劫続くのかとお聞きしました。経営状況の変化もあるでしょうし、例えば3年後に常陽銀行さんの番になったときに、うちは利率も変えませんが、窓口延長もしませんが、手数料はいただきますとなっても、指定しておくんですかと伺ったところ、「当然考えなければならないでしょう。また常陸大宮市のように、さらに1行ふやすことになるかもしれませんし、1行だけに戻すことになるかもしれません。いずれにしても、そういった可能性はあり、未来永劫指定し続けるわけではありません。しかし、それは始めてみなければわからない」といったことでございました。それらを冷静に考えますと、既に競争原理は働いている、住民サービスにつながる、指定されたとしても常に緊張感、競争意識を持っていなければならないということであり、それが私の申し上げるプロポーザル方式とは違いますけれども、共通するものは多分にあると思えました。

したがって、今、私は各論ではなく、大局的な見地から市民サービスを第一に考え、40年

余り続いた単独指定の殻を破り、今、その新たな第一歩を踏み出すんだという思いであり、先延ばしすることなく、今後指定された金融機関のサービスがどのようになっていくのか、しっかりチェックをしていくべきだというふうに思います。

以上のことから、本議案には賛成いたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続きまして、笹島 猛議員に発言を許します。

笹島議員、自席でお願いします。

○12番（笹島 猛君） 議案第73号 那珂市市民投票条例の反対と、議案第82号 指定金融機関の指定についての反対を討論いたします。

まず、議案73号 那珂市市民投票条例案が12月2日の総務常任委員会で審議されまして、採決の結果、賛成1名、反対6名で否決されました。私は、この結果を重く受けとめて、この常設型の市民投票条例案に対して、反対の立場から討論いたします。

執行部は市民への住民参加の究極的な制度として準備しておく必要があるとのことだが、市民投票乱発は住民の考えを二分し、しこりを残す可能性もあることもご存じでしょうか。また、投票経費1,300万円は市民の血税の一部であることもご存じでしょうか。市長は住民本位で判断してほしいとマスコミに語っておりましたが、住民投票は住民の意思と乖離した場合に、それを補完する住民の意思表示の方法であって、重要問題について意思表明する場合、個別型で十分であり、個別型だと議会で否決される例が多いから、常設型の住民投票にするの考えは余りにも安易である。差し迫ってこの那珂市に重要な問題があるわけでもなく、なぜこのような重要な条例の制定を急ぐ必要があるのか。ほかに市民のためになる市民サービスの仕事があるのではないのか。優先順位が間違っていないのか。執行部は、もっと時間をかけて住民に丁寧に説明して、理解をしてもらい、議会には審議が足りないと言われないような議論をすべきである。

いずれにしろ、議会の議決が不要となり、二元代表制の否定となる常設型の市民投票条例については、議員という職場に従事している以上、反対の立場を明確にいたします。

次に、議案第82号 指定金融機関の指定について、反対の立場から討論いたします。

本議案は、常任委員会で審議不足であるとして否決された議案です。執行部がなぜそんなに交代制にこだわるのか、疑念に思います。執行部は、長期間指定金融を行っていると言いますが、ここ数年の常陽銀行は、私の目から見ると大きく変わってきたように思います。また、平成28年10月からは足利銀行との統合もする予定で、栃木県にも太いパイプができるようです。この変化を生かさないで、平成28年10月から交代するものはいかなるものか。那珂市が優先的に取り組むべき課題は地方創生であり、総合戦略策定を常陽グループに依頼している状況の中で、交代制は余りにも信義則に反する扱いではないとは言えないでしょうか。

また、執行部は派出業務委託料の年間108万円の削減など、経済的なメリットを強調して

いますが、その分を常陽銀行に協賛の形でお願いするなどの協議はしたのでしょうか。そういった交渉をしてから交代制を検討してもおそくはないのでしょうか。指定金融機関については時間をかけて選定し、もう少し調査研究すべきである。

よって、この議案に対して反対いたします。

以上です。

○議長（助川則夫君） 続きまして、小宅清史議員に発言を許します。

小宅議員、自席でお願いします。

○3番（小宅清史君） 議案第73号 那珂市市民投票条例について、反対の立場から討論いたします。

この条例案は、住民投票制度を常設しておいて、市長からの発議、議員、市民からの請求によって住民投票を実施できるようにしようというものです。この条例案において、私が反対する理由はただ1点です。それは、この議論が始まってから終始申し上げていますように、第6条3項市長の発議の部分です。この条例案は、議会の承認を得ないで発議ができるというこの項がある限り、市長の条件だけが優位になっている市長のための条件と言わざるを得ません。市民の代表である市長がみずからの意思を示すことなく、議会の同意を得ることなく、住民投票という手段に丸投げできるこの制度は、間接民主主義の否定であり、議会制民主主義の否定にもつながる非常に危険なものであります。この条例制定の根底にあるのは、市長みずから責任をとらず、市民に責任を丸投げできるようにしたいという思惑があることは否定できません。市長や議員は公約を掲げて選挙を戦うものであり、政策で争うのが選挙です。市民の代表である市長が政策を明らかにしない、市民投票によりみずからの公約をほごにする、みずから決断しないということは、普通選挙の否定でもあります。

検討委員会 でなされた答申についてはよくまとまっており、全体を見ては否定するところはさほどございません。ですが、常設ありきで設置された検討委員会にあっては、最初から市長発議はこのようになるということは執行部では十分予測できたことであり、市民を交えた検討委員会に委ねたという形はとりつつも、一番肝心の発議の部分においては執行部の手の中にあったということです。

私は、住民投票自体に反対する者ではありません。那珂市においても住民投票が必要になることが将来あるかもしれません。その際の発議においては、地方自治法にのっとり個別に住民投票条例を制定した上で行うことが適切です。ネガティブリストだけでは実施可否の判断はできません。賛成、反対、主に二者択一の住民投票という制度は、少数意見が一番反映されない制度です。特に、人口の少ない地区、社会的弱者の意見は全く酌むことはできません。例えば、迷惑施設の建設などに関してはどうでしょうか。ある地区に処分場がつけられるとした場合、それがつけられる周辺住民がどんなに反対を訴えたとしても、処理場と関係のない地区に住む大多数が賛成を投じたら、少数意見は封鎖されてしまうことになります。例えば、生活保護費の大幅カットを市長が市民に住民投票で決めると委ねたらどうでしょう。

結果は容易に予想もつきつつも、市長は市民の総意という大義を得てしまうこととなります。このようなことが許されてよいのでしょうか。

したがって、こういうことが起こらないように住民投票は行政システム上、最終、最後の手段として行われなければならない制度です。議会での審議、市民からの意見の吸い上げをする前に、住民投票を行ってしまったらポピュリズムに流され、その後、その住民投票の結果が議会にかけられたとしても、議論は結論ありきのやりとりに終始し、議会は死に体となるでしょう。住民投票を行う場合は、慎重の上にも慎重を期すことが重要であり、そのために何十ものハードルがあるわけです。市長が発議を利用し、市民をじゅうりんしてしまうおそれのあるこの条例が可決することは、到底認めることはできません。市長を監視、制御するのが議会の役目です。議会で議決を得る前に、市民がみずからの判断を表明する前に住民投票を行うということは、民主主義の否定にもほかなりません。住民からの直接請求による住民投票条例が議会で否決されたほとんどは、地方分権が進む西暦2000年より前の話です。

以上の理由から、市長の発議により、いつでも住民投票を可能とってしまうこの条例案は、到底認めることはできません。

よって、この条例案に反対するものです。

○議長（助川則夫君） 以上で討論を終結いたします。

暫時休憩をいたします。再開を11時50分といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時50分

○議長（助川則夫君） 再開をいたします。

これより報告第15号 専決処分について（平成27年度那珂市一般会計補正予算（第3号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は承認すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第15号は委員長報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、議案第63号 那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） お座りください。起立多数と認めます。

よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。  
続きまして、議案第64号 那珂市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。  
本案は起立による採決を行います。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。  
本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。  
続きまして、議案第65号 那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、議案第66号 那珂市営住宅条例の一部を改正する条例、議案第67号 那珂市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第68号 那珂市農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。  
本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。  
続きまして、議案第69号 那珂市農業委員会の選挙による委員の選挙区設定条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。  
お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。  
本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、議案第69号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第70号 那珂市定住自立圏形成協定の議決に関する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、議案第70号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第71号 那珂市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第72号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第73号 那珂市市民投票条例を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本案に対する委員長の報告は否決とすべきものでありますので、原案について採決をいたします。

念のため申し上げます。これから行いますこの議案第73号の採決は、委員長報告に対するものではなく、議案第73号を可決にするのか、否決にするのかを問うものでございます。もう一度申し上げます。議案第73号を可決にするのか、否決にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。議案第73号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。賛成少数であります。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり否決とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第74号 那珂市消費生活センター条例、議案第75号 那珂市農業委員会委員の定数を定める条例、議案第76号 那珂市農業委員会農地利用最適化推進委員の定数を定める条例、以上3件を一括して採決します。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号から議案第76号の以上3件は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第77号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数であります。

よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

12時に間もなくなりますが、議事の都合によりあらかじめ延長をさせていただきます。

続きまして、議案第78号 平成27年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数であります。

よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第79号 平成27年度那珂市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）、議案第80号 平成27年度那珂市農業集落排水整備事業特別会計補正予算（第2号）、議案第81号 平成27年度那珂市水道事業会計補正予算（第2号）、以上3件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第81号までの以上3件は、委員長報告のとおり可決するこ

とに決定いたしました。

続きまして、議案第82号 指定金融機関の指定についてを採決いたします。

本案は起立による採決を行います。

採決の前に、議員各位にあらかじめ申し上げます。本案に対する委員長の報告は否決とすべきものでありますので、原案について採決いたします。

念のため申し上げます。これから行いますこの議案第82号の採決は、委員長報告に対するものではなく、議案第82号を可決にするのか、否決にするのかを問うものでございます。もう一度念のため申し上げます。議案第82号を可決にするのか、否決にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。議案第82号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。賛成多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、請願第7号 所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願書を採決いたします。

本件は起立による採決を行います。

採決の前に議員各位にあらかじめ申し上げます。本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

念のため申し上げます。これから行いますこの請願第7号の採決は、委員長報告に対するものではなく、請願第7号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。もう一度申し上げます。請願第7号を採択にするのか、不採択にするのかを問うものでございます。

お諮りいたします。この請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。賛成少数であります。

よって、請願第7号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

---

### ◎報告第17号の上程、説明、質疑

○議長（助川則夫君） 日程第3、報告第17号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。



〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 報告第17号 専決処分について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。

記。

市長の専決処分事項の指定について第1項による専決処分。

専決処分の月日です、平成27年12月3日。

損害賠償の額、20万2,266円。

損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

事件の概要、平成27年10月27日、火曜日、午後6時ごろ、戸崎1920番地1号先、市道7-0011号上で、消防団車両を運転していた消防団員が後方に停車中であつた軽貨物自動車に気がつかず、衝突し、軽貨物車両の前部バンパー及びラジエーターを損傷したものでございます。市の過失割合は100%でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

報告第17号は、地方自治法第180条第2項の規定による報告事項となっておりますので、報告をもって終了いたします。

---

### ◎議案第83号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（助川則夫君） 日程第4、議案第83号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 議案第83号 平成27年度那珂市一般会計補正予算（第5号）。

平成27年度那珂市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2,070万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ191億5,612万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は第2表地方債補正による。

平成27年12月11日提出。

よろしく願いいたします。

○議長（助川則夫君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第83号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第5、委員会の閉会中の継続調査の申出の件についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（助川則夫君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎請願第5号の閉会中の継続審査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第6、請願第5号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、総務生活常任委員長から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

総務生活常任委員長から申し出のとおり、請願第5号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、請願第5号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎陳情第7号の閉会中の継続審査申出について

○議長（助川則夫君） 日程第7、陳情第7号の閉会中の継続審査の申出の件を議題といたします。

会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、総務生活常任委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。この採決は起立によって行います。

総務生活常任委員長から申し出のとおり、陳情第7号を閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（助川則夫君） 結構です。起立多数と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、陳情第7号は閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（助川則夫君） 以上で本会議に付議された案件は全部終了いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 海野 徹君 登壇〕

○市長（海野 徹君） 平成27年第4回那珂市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、那珂市公文書開示・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をはじめとする21件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜りました。残念ながら議案73号につきましてはご理解を頂けませんでした。残る20件につきましては、原案のとおり可決いただき、まことにありがとうございました。

また、常任委員会におきましては、3日間にわたり平成27年度那珂市一般会計補正予算をはじめとする各種の議案につきまして、熱心にご審議いただき、また貴重なご意見を多数頂戴することができました。各常任委員会の委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本年も残すところ、20日となってまいりました。2015年も、議員各位のご理解とご協力を賜りながら、市政運営において着実に進展を図ることができました。ここに改めて敬意と感謝の意を表したいと思います。

また、本定例会の初日には、平成28年度予算編成基本方針をお配りし、今後の財政運営のあり方を明示させていただきました。依然として厳しい財政状況にありますが、第1次那珂市総合計画に掲げた施策を確実に推進するため、行財政改革による徹底した節減、合理化と創意工夫により、さらなる市政の発展に向け、職員ともども熱意を持って取り組んでまいり所存でございます。どうか議員各位には、これまで同様、私ども執行部の行政運営に対しまして、ご指導とご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えになられますよう、そして来るべき選挙に勝ち抜き、再び議場に戻られますことを心からお祈り申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

16日間、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

○議長（助川則夫君） これにて平成27年第4回那珂市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

那珂市議会議長 助 川 則 夫

那珂市議会議員 中 庭 正 一

那珂市議会議員 萩 谷 俊 行

那珂市議会議員 勝 村 晃 夫